

第七十一回国会 農林水産委員会 議院 農林水産委員会 議録 第二十三号

昭和四十八年五月九日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 飯谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

大竹 太郎君

金子 岩三君

熊谷 義雄君

正示啓次郎君

菅波 茂君

中村 弘海君

西銘 順治君

三ッ林弥太郎君

森下 元晴君

井上 泉君

島田 琢郎君

野坂 浩賢君

諫山 博君

瀬野栄次郎君

稻富 稜人君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

農林政務次官 中尾 栄一君

農林省農林經濟局長 内村 良英君

農林省構造改善局長 小沼 勇君

農林省畜産局長 大河原太一郎君

食糧庁長官 中野 和仁君

委員外の出席者

国税庁調査査察部調査課長 松本 久男君

参考人 (農林中央金庫 理事長) 片柳 真吉君
農林水産委員会 調査室長 尾崎 毅君

委員の異動
五月九日

辞任

安倍晋太郎君

小山 長規君

佐々木秀世君

安田 貴六君

同日

辞任

大竹 太郎君

中川 一郎君

中村 弘海君

山村新治郎君

佐々木秀世君

補欠選任

安田 貴六君

安倍晋太郎君

小山 長規君

佐々木秀世君

本日

連合審査会開会申し入れに関する件

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

○佐々木委員長

これより会議を開きます。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上泉君。

○井上(泉)委員 この二つの法案は、一体農林大臣が農政を推進する上においての発意に基づいてこの法案が出されたものか、あるいは農協からの要請あるいは中金からの要請に基づいて農林官僚が成文化したものか、どちらですか。

○櫻内國務大臣 農林中金の法改正は、ごらんになればおわかりのように、存立期限がまいるというところで、また最近の諸情勢を勘案して改正をしたい、こういうことでございますので、特段に私が発意をしておるわけではございません。また、農協法の改正にいたしましても、論議の対象になつております農地のレンタル方式については、従来、農地の処分方式を導入しておるのを拡充しよう、こういうことでございまして、この二案につきまして私の農政上の理想をここに具現をしたいと思います。そういう大所高所からの事柄ではなく、従来農協やあるいは農林中金の行なつてきておる業務の実態に伴ひまして、最近の諸情勢を勘案しての所要の改正をいたすということと、私に對しそういう協議がございましたので、適切であるという判断に立ったわけでございます。

○井上(泉)委員 農林大臣、協同組合法の改正の目的なんかもだいたい違ひます。大体この法律案の改正の一番の目的は、金融機関にわゆる金融機能を充実する、貸し出し範囲を拡大する、つまり金のことだけですよ。肝心の農業ということよりも、金融関係に主眼を置いた協同組合法の改正案であるということ、これを認識しておいていただかないと困るわけで、いまあなたが言われたこととこの法案の改正の内容とは全く違ふということ、そのことをもう一べん説明を受けたいと思います。

○櫻内國務大臣 ことはが不十分であつたかと思ひますが、私どもは今一回お願いしておるのを農業関係金融四法、こういつておるので、御指摘のような趣旨を踏まえておるといふことは当然でございます。

○井上(泉)委員 農政を推進していく上において、農協との関係をどういうふうに農林大臣は位置づけておるのか、その点を。

○櫻内國務大臣 これは農協の組織されておる本来の目的があるわけでございまして、この協同組織を通じまして社会的、経済的な農業者の地位の向上をはかるあるいは農業の振興に資する、こういうことであると思ひます。

○井上(泉)委員 農林大臣は、農協に構成されておる農民とそれから農協に構成されてない農民との比率はどのくらいであるのか、承知をしておるのですか。

○内村(良)政府委員 数字的なことでございますから私から申し上げますが、現在、農業者はほとんど組合員になっております。

○井上(泉)委員 それは大臣、常識です。それ別に数字的なことでもない。現在、日本の農民で農協に構成されてない農民というのは、いま経済局長が答弁してきつてまわつたとおられたとおり、實際農協に全部農民は組織されておるといふことは認識をしておつてもらわねと困るわけですが、認識を新たにせられたのかどうか、農林大臣のお気持ちを伺いたい。

○櫻内國務大臣 私は御質問の趣旨が、農協に組合員もおる、あるいは准組合員のものもある、そういうようなことを総合的に、一体農民がどのくらいの割合かというふうにとつたので、ただいま局長の言われた、農民が農協に大体一〇〇%参加しておるといふことについては、認識をいたしております。

○井上(泉)委員 ちょっと私の質問が悪かつたのでしょうか、そういうふうになつておると。少なくとも

とも日本の農民はもう大半、いやすべての者が一〇〇%農協に組織をされておる、構成をされておる。そうすると、日本の農政を進めていくにあたって、農協の意思というか、農協のあり方というものが、これは農政を推進していく上においてきわめて重要な手である。私は最大のいな手であると言つても差しつかえないと思うわけですが、その農協の指導のやり方、指導のいかんというものが、農協を単に金融関係に走らすということになるわけですが、一体その農協の指導というものをどういうふうに行つていこうとなされておるのか、その点について農林大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 御質問の点は、この委員会でもしばしば問題になったところでございます。最近における農協等の事業内容が信用事業のほうにウエイトがかかつておるのではないかと、あるいははするのではないかと御批判なども承つたのでございしますが、しかし、先ほど申し上げましたように、農協にはこれが組織された本来の目的がありまして、その本来の目的の中心となる営農指導あるいは販売事業等による活動というものが、これが当然主であるという認識に立つ指導をすべきだと思ひます。

○井上(泉)委員 そういふ立場に立つ限りにおいては、私は今度のこの農協法の一部を改正する法律案が第一にしても、第二、第三と、こうすべてが金融機能の拡充、貸し付けの範囲の拡大あるいは宅地事業、共済——共済についてはまた質問いたすわけですけれども、こういうふうな農協本来の、いわゆる農業の生産性を高めるために農協の運営を、農協の指導をしていくという形とは離れた方向にある。それで、そういう点から、まあ、これについて賛成反対かは、また質疑が終わつた段階においてきめるわけでありすけれども、少なくとも農協同組合法の改正という、いわゆる日本の農民が一〇〇%組織化されておる組合法の改正にあつては、そういう点の配慮というものがな

されなくてはならないと思ひけれども、それが全然なされずに、全然と言つたら語弊があるかもしれないが、それはいわばことわざにあるとおり、西風が吹けばおけ屋が喜ぶという式に、これに関連をしておるかもしれない。

そこで、農林大臣は、米の作付制限を今日までやつてきたことが、よかつたと思ひます。あままで米の作付制限をやらなくてもよかつたのではないかと、多少なりとも批判的なお考えをお持ちであるのかどうか、その点を、まあ今日の世界的な食糧事情を中心にして考えた場合に、そして日本の食糧事情というものを考えた場合に、このことについて何ら反省する面はないのかどうか、その点の見解を承つておきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 生産過剰である、調整をしなればならないという事態に直面した昭和四十六年当初、御承知の生産調整の閣議決定をいたしましたわけでありすが、そのときはそのときの当然情勢をとらえての判断であつたと思ひます。

それで、実施をして三年目、そして昨年の後半における国際的な食糧の逼迫というふうなことを加えての新しい情勢というものがあらたにしますと、そこにいるいろいろな検討しなければならぬ問題が起きておることも当然考えなければならぬと思ひます。しかし、それだからといって、過剰基調というものがなくなつたか、こういうことについては、まだそこまではつきりした判断を下すにはいかがか。まだまだ潜在的にはそういうものを持っておるのではないか。したがって、四十八年におきましては生産調整を引き続き行ない、また特に転作の定着化ということに留意しながら諸施策をお願いしておるというふうな事態でございします。ただ、当初画一的な制限を行ないましたことが、私どもが一方において適地適作を指導しておるというふうな面からいたしますと、そこにあるギャップも見られます。その点については、本年度の生産調整に際しましては十分勘案しながらやつていこうというところで、これが生産調整についてある程度の考え方

が変わつておるんじゃないかと、こう御判断であれば、またそれもそうだと申し上げてよろしいと思ひます。

○井上(泉)委員 その米の作付制限を政府・自民党が方針を出した。それにこたえて、本来なら、農民を一〇〇%組織しておる農協がこれに対して強い反対をせねばならないのに、これに形だけの反対の意思表示をして、実際はこれに積極的な協力姿勢をとつて、それがために自分はおかせぎに行かなければならなくなつた。一方、農協は、その持つておる資金で、農協の全国組織はほとんど大きくなくなつてくる。こういう中でいまや農協のいわゆる上部というものは、まさに農民を忘れた農協の運営のやり方にある、こう言わざるを得ないわけですが、そこが今度のやはり法案の改正につながつておる、こう私には考えられるが、これについての農林大臣の見解を承りたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 ただいまおことばにもございしましたように、生産調整の当初に、農民の皆さんに農協を通じてのたいへんな御協力をわすれずしたというところについては、われわれ非常に感謝をしておるところでございします。それにはそれなりのやはり当時の米の異常な過剰な状況のもとに、このままではどうにもならない、現にまのあたりには米を山ほど積んで倉庫はあふれておるというふうなことで、そこに農村は農村としての認識があつたものと思ひます。ですから、一がいにその当時とられた施策が不当なものというわけにもいかなしいし、私どもとしては当を得たものであつたと思ひます。

そして、いま後段の御質問は、そういうふうな影響のもとにそれが出かせぎ問題を起す、あるいは農協が金融を中心としたこの業務の内容になつてきたんじゃないかという御趣旨のことを言われておるのでございしますが、私はそこまで即断をしていくのはどうか。たとえば出かせぎの問題にいたしますれば、御承知のこの高度成長経済による過密過疎問題、それから太平洋ベルト地帯

の工業地帯の問題、そこに労働力を必要とするというふうな誘引力もあつたと思ひます。

それから、今回の農協法の改正について、確かに御指摘のように、組合の金融機能の拡充ということが大きな柱になつてはおりますけれども、御承知の宅地等供給事業の事業範囲の拡大であるとか、共済規程の変更手続の簡素化であるとか、農協連合会の権利義務の包括承継とかいうように、一部改正の中に五つの主要項目を盛り込んでおるのでございまして、一般的に金融緩和の情勢を背景にしたところの余剰資金の活用の上からこういう金融機能の拡充を考へる。そのことが農村の地域の発展の上にも寄与する、あるいは組合員の金融の上にも便宜を来す、こういうことでお願いをしておるので、先生の御指摘のように、米の生産調整から始まつて今度の組合が金融中心だ、あるいは出かせぎの問題を起した、こういうふうにはにわかに即断ができませんのであります。

○井上(泉)委員 金融の面を中心に改正するということ、きのうのこの委員会でも共産党の津川さんから、商社へ千五百億円も農林中金の金が融資をされておる、こういうことが指摘をされておるわけですが、これについては、私、きのう当委員会にいなかったその辺の論議を十分承知してはいないわけですけれども、これは明らかに事実ではないかと思ひます。そういう農林中金の資金が商社の買い占めの資金に流れておるということについては、農林大臣としても、そういうこともあり得るという理解のしかたをしておるのかどうか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 その点は、きのうの一問一答で、私どもは御指摘のような判断にいま立つていないということを申し上げたのであります。その商社への資金の流れにつきましては、昭和四十四年ころからのことを最初にお取り上げでございしました。続いて、私の答えに伴つて、それでは四十七年はどうか、そして、商社四社の総額が幾らという根拠で御質問がございましたが、これにつきましては、昨年一カ年間を通じての総額の御指摘で

ございました。なるほど下半期におきまして今回非常に問題になったような事態が見られるようになったものではございますが、それぞれ一つ一つの事情のもとに金融が行なわれておる。それをまとめて、これだけの額になっておる、したがってこれが買い占め、投機に流れておるといふ見方については私としては賛成をいたさなかったであります。

○井上(衆)委員 賛成はしなかったにしても、そのことがあったということは認める。それから一つ一つについてはそれぞれ理由があった——これは盗人にも三分の理ありということわざがあるとおる、それは理由なしに金を貸しておつたたいへんなことですから、理由はあったと思ひます。しかし、そういう貸し出しがあったということは農林大臣もお認めになっておられると思ひますので、その内容につきましてはまた適当な機会に審議を進めていきたいと思います。

そこで、農協の上部団体の中で、たとえば全農の問題について、ちょうど国税庁からもおいでになっておりますので伺ひをしたいと思います。四十七年四月二十六日の当農林委員会で公明党の額野委員から質問があったわけですが、佐藤造機について国税庁が監査をした。その監査をした結果についてはまだ明らかにされてないわけですが、このことについて、国税庁からおいでになっておる松本調査課長から、全農の調査はどういうふうになっておるのか、説明を承りたいと思ひます。

○松本説明員 ただいま御指摘がございましたのは、昨年四月の本農林水産委員会での質疑に関連するお話かと思ひますが、その点につきましては、当時はまだ全農連と全販連が別々の法人でございましたので、その当時お答えいたしましたのは、いまの全農の前身でございます全農連の調査に関連してお答えしたわけでございますが、これは四十六年十二月から四十七年二月にかけて調査をいたしまして、適正に課税処理を終わっている、こういうお答えを申し上げたわけでございます。

いま佐藤造機の調査ということで御質問がございましたのですが、佐藤造機と全農連との関係は、具体的な取引の金額その他は調査の内容になるので申し上げかねますけれども、佐藤造機のほうは、昭和四十六年四月二十一日から会社更生法が適用されているというふうな新聞その他で伺つております。そういうことで四十六年四月ごろから会社更生法適用ということになっておるので、その更生法適用以後は調査には入っておりませんけれども、これは四十六年の初めごろに佐藤造機の調査として調査をいたしまして、適正な課税処理を終わっているところでございます。

○井上(衆)委員 その結果はどうなったのですか。
○松本説明員 いま申し上げましたように、佐藤造機につきましては四十六年の初めに、それから全農連につきましては四十六年十二月から四十七年二月にかけて調査をしたわけでございますが、その処理につきましては適正な課税処理をしておるわけでございます。その具体的な内容につきましては、調査の内容になりますので、守秘義務の関係から申し上げかねる次第でございます。

○井上(衆)委員 その調査の内容はこまかく説明を受けなくても、一体税金を幾らかけておるか、そのことを伺ひたい。
○松本説明員 全農連の申告所得を申し上げますと、これは一年一回の決算でございます。事業年度は八月一日から七月三十一日というふうな決算期になっておるわけでございますが、四十三年七月決算で申しますと、申告所得が十億四千三百万、これは公示になっておりますので、そういうことになっております。以下、四十四年七月期は十九億五千六百万、四十五年七月期は十五億四千二百万、四十六年七月期は四億四千一百万、こういうことになっております。それから最後の期は、これは四十七年の三月三十日で全農連と全販連が御承知のように合併になっておりますので、最後の決算期は四十六年八月一日から四十七年三月三十日ということになるわけでございますが、そ

の申告所得が一億八千八百万という数字になっておるわけでございます。こういう申告をもとに調査をいたしまして、先ほど申しましたように、適正な課税処理を終わっているわけでございます。課税処理を終わっておりますのはそのうちの四十六年七月期まででございます。四十七年三月の、最後に申しました一億八千八百万の申告期は、合併後の全農連とあわせまして、現在、昨年の秋から調査に入っております次第でございます。

○井上(衆)委員 それでは、これはまだ調査が終わっていない、こういうわけですか。
○松本説明員 調査が終わっておりますのは四十六年七月期までで、適正に処理を終わっておりますわけでございます。これが昨年四月の農林水産委員会で私がお答え申しました事業年度であります。それから、御承知のように、四十七年三月三十日に全農連と全販連が合併をいたしまして、合併の最初の事業年度と申しますのは四十七年三月三十一日から四十七年六月末までになっております。したがって、四十七年三月で終わります全農連の最終決算期と、それから四十七年三月三十一日から始まりまして四十七年六月末に終わりました決算期と、その二つを、全農連の合併前の四十六年三月期及び四十七年三月期とあわせまして、昨年の十一月から調査に入りまして、現在調査をいたしておりますのでございます。

○井上(衆)委員 それで、調査の終わったところ、その調査した結果がこの申告とどうなっておりますのか、その金額は、税額は。
○松本説明員 申告所得は公示になっておりますので、ただいま申し上げましたとおりでございます。調査の金額その他につきましては、調査の内容になりますので、守秘義務の関係から申し上げます。

○井上(衆)委員 それでは、申告はわかっているが、その調査した結果、税金の結果は言えない、こういうわけですか。
○松本説明員 申告所得は公示になっておりますが、税額その他は公示になっておりませんので、

守秘義務の関係から申し上げかねると申しておるわけでございます。

○井上(衆)委員 その場合、これが言えないといつても、普通一千万円以上の所得があった者はこれこれというふうなことで、よく新聞で税務署が発表するじゃないですか。それで、全農連に対してこれだけの税金をかけた、こういうことがないですか。そんな理屈はないですよ。

○松本説明員 ただいま御指摘をいただきました個人の発表になっております数字は、これは税額ではございませんで、やはり申告所得額でございます。これは税法に規定がございまして、個人の申告所得、年間一千万円以上のものは税務署に公示することになっておりますので、それを新聞に発表しておるわけでございます。法人につきましては、現在の税法では、半期決算の法人は法人所得二千万円以上、それから一年決算の法人は年間四千万円以上の法人所得につきましては公示することになっておまして、先ほどお答え申し上げました数字はいずれもその限度をこえておりましたので公示になっておりますので、先ほど御説明したわけでございます。

個人の場合、法人の場合いずれも、先ほど御指摘のありました個人の一千万円以上と申しますのも、税額一千万円以上ではございませんで、申告所得一千万円以上でございます。これは公示になっておるので私ども申し上げておるわけでございます。

○井上(衆)委員 それでは、申告所得がこれだけあると来ておる。それなら調査の結果の所得額は、税金はわからないでも、所得額が公表できないというわけはないでしょう。申告所得は何億である、ところが、調査したところが、これは七億であるというふうな場合に、それが公表できないのですか。それはどういふ場合に公表できないのですか。
○松本説明員 ただいま御指摘のありました調査所得のほうにつきましては公示することになっておらないのでございますが、このいわば調査上の

所得といふのは、私どもはいろいろ調査をいたしまして知り得た内容ということになりますので、やはり職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務が私どもに課せられておりますので、その点十分な御説明ができないのは申しわけないと思ひますけれども、そういうことで何ぶんにも守秘義務というものがございまして、調査所得といふのは、本件に限ったわけではございませんが、申し上げかねるわけではございます。

○井上(泉)委員 それは、あなたたちはこれはもう調査の秘密だから、だからこれは知らせられない、こうなると、何か密室の中でどのように仕組まれてやられても、これをただす場所というものが無いではないですか。一体どこでそれを明らかにすることができると、それを教えてもらいたい。

○松本説明員 調査しました所得は更正決定というふうな形で当該納税者には通知がまいりますので、納税者がその点に不服がございしますれば再調査を請求する……。

○井上(泉)委員 納税者ではないですよ。ぼくたちがどうしたら国会の中でそういうことを知ることができると。そのことを教えてもらいたい。

○松本説明員 やはり調査の内容というものは、そういう意味でいろいろ御審議の上で御知りになりたいというふうな御指摘でございまして、それはそういう面もあるかと思ひますけれども、反面、調査上知りました秘密というものを、取引の内容その他を、これをあちらで申し上げますというところになりますと……(井上(泉)委員「あちこちではない、ここですよ」と呼ぶ)これを申し上げるということになりますと、その内容というものがやはり伝わりまして、そのために納税者のいろいろな事業上の問題とか、場合によってはその人権の問題とか、そのことにもつながるようなことになりまして、いわば納税者との間の信頼関係がいろいろ失われてくるということになるわけではございませんで、そういう面から、ほかの納税者も安心してわれわれの調査を受けていただくことができ

ないということになりかねないので、いわば税務の仕事の面に、いろいろ円滑に進みます面では支障が出てくるということから、こういう守秘義務というものが課せられておられると考へますので、そういう意味で申し上げられない、こういうふうに申し上げておられるわけでありませう。

○井上(泉)委員 その申し上げられないのを、それを説明を受けるのはどうしたらいいの。それには立法措置が要するの、あるいは委員会の決議が要するの、あるいは国税庁の長官の許可が要するの、そういうことを教えてもらいたい。少なくとも四大商社、いろいろ商社が大もうけをして世論の批判を受けておられるわけですが、それと同じように、全農なんかも二兆円以上の取り扱いをして、飼料なんか四〇%も扱っておられるわけ。マンモス商社、こう言っても差しつかえない。まさに農民に対しては独占商社の役割りを果たしているようなわけですから、これに対する調査というものがやはり明らかにされないと、逆に納税者の不信を買うようなことになりはしないかと思う。どうやったらそれを明らかにできるか。せうかく国税庁であなただちも国民の期待に沿うて税金の調査をやっておられるのだから、そのやったことを、これは申告したのとは十億だったけれども、国税庁が調査したら五十億だった、百億だった、これだけがばり国民のために税金を取り上げたぞという、こういう誇りある税務の調査の結果というものを示してもらいたいと私は思うのです。どういふ場合にどういふ方法をとれば、それを示すことができるか。どういふ方法をとってもないのか。くどくどは要らぬですから、そのことをひとつ教えてもらいたい。

○松本説明員 いろいろ御議論をなさいます場合に、そういうものも含めてやりたいというふうな御指摘でございしますけれども、私ども仕事をする者といひましては、守秘義務というものを課されておりますので、これを申し上げるわけにはいかないでございします。

○井上(泉)委員 それをどうやったら言ってもらえるかです。言ってもらふ道はないのですか、方途はないのですか。あなたたちが秘密だから言えないと言ったら、それで天下まかり通るのですか。抜け道はないのですか。

○松本説明員 それは私ども守秘義務というふうな法律的に課せられておるものでございしますから、従来からそういうふうな法律の条文に従って申し上げておるわけではございまして、どういふふうにすべきかというのをまだ研究は十分いたしておりませんが、税法にありますので、そういうふうな考えをおるわけではございします。

○井上(泉)委員 課税が非常に不適当。たとへば株で何百億ももうけた。それならその人らの税金は一体どうなっておるだろう。商社が木材で六十億もうけた。それならその税はどうなつたろう。あるいは土地で何百億もうけた。その税金はどうなつたろう。こういうふうな国民は思うでしょう。思うことがそれが明らかにされないということ。は、まさに国民に対して、そういう納税の義務を国民が履行するにあつての障害になりはせぬですか。少なくともあなたたちが密室の中で、あれはごっそり税金をかけた、あれは許してやった、今度は大蔵のだれそれが選挙に出るから、だから税金のほうで手かげんしてごっそり政治献金をもらうんだ、というふうなことがまたでいわれるような要素というものがいわれる課税の不明朗さにあつてはせぬですか。特にあえて全農商社と言いますが、全農商社だとかあるいはその他の商社に対する課税というものが——これはあなたに幾ら言つてもあかぬかぬかもしれせんけれども、もちがあかなければあかぬと言つてくだされ。もう打ち切りますから。

○松本説明員 御指摘をいただきましたような点、確かに重要な面は含んでおると思ひますけれども、先ほどから申し上げますように、守秘義務という税法上のいわば義務がございまして、そういう点も含めまして、私はこれはやはり漏らすことの弊害のほうが大きいということで立法されたというふうにその趣旨を理解しておりますので、

そういう点では、はなはだ申しわけないと思ひますけれども、守秘義務が課せられておるというところで御了承いただきたいと思ひます。私どもとしましては、そういう面ですっかり調査をして、課税所得を的確に把握するということは十分に努力をいたしまして、今後とも税務執行の円滑な遂行につとめてまいりたいと思ひついでございします。

○井上(泉)委員 その課税の状態について明らかにしてもらいたいと思ひついですけれども、これに時間をかけておつても始まらぬわけですから、次の機会に譲りたいと思ひます。

そこで、食糧庁の長官にお伺ひしたいのですが、最近食糧庁は非常に人気が出て、食糧制度も生きてきた、だから食糧法ここにありということ、食糧庁、非常に国民に対して顔がよくなつてきておられるわけですが、それについて新聞で報道するところによると、日本の古米を各国が集中的に買いにきておる、こういうふうな話を聞くわけですが、ところが、評論家では、少なくとも日本は半年くらいは米の備蓄をすべきではないか、こういうことがいわれるわけですが、一体こういうふうな現象に対してどういふお気持ちを持つておられるのか、御意見を承りたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいまの御指摘でございします、確かに本年になりまして東南アジアの諸国からいろいろ日本の過剰米の輸出要請が参つております。ただ、この過剰米の処理と申しますのは、やはり昭和四十二、三年ごろから非常に生産過剰になりまして、一時七百万トン、ちやうど一年分の配給量までたまつた。これを適正に処理するというところで輸出用あるいはえさ用その他の原材料用に安く売つてしまつたわけではございします。

しかし、そういうことをとどんとん続けることがいいかということになりますと、実はいろいろ問題がございまして、一つには、現在の政府の買入れ価格にコストを足しますと大体十七万円くらいになります。輸出の場合にはトソ当たり現在で大体五万円、それからえさ用の場合には御承知のように二万一千六百円でございしたのを、この

間の議員立法によりまして一万八百万円で売り渡すというふうなこともなっております。価格の面から見ても、輸出をするということになりますと、相当な、十数万円の財政負担が要するといふことが一つ問題ではあるかと思ひます。食糧庁といたしましては、しかし国民の主食の米でございまして、かなり余裕を持った需給操作をしなければならぬわけでございます。

そこで、われわれといたしましては、すでに四十五年から生産調整に入っておりますが、単年度需給均衡といひましても、やはり端境期には相当量の持ち越しが必要だ。そこで、現在、食糧庁といたしましては、それは百万トンを超えておりました。たまたま四十六年産が不作でございまして、昨年の秋はその前の年の米が三十三万トン、ことしは大体五十万トンになります。今度の生産調整をやりますと、その在庫調整をふやすといふことから、七十五万トンにしたいといふことでやっております。ただ、いまお話の中にある三十三万トンと申しましようか、半年分持っておりますことになりましますと、今度は消費者の面から考えてみましても、あくる年になりまして、秋が咲きましてもまだ古米を配給してあるということになりますと、いろいろ批判がございまして、そこで、われわれといたしましては、現在の食糧制度でやります以上は、大体百万トン程度の持ち越しがよろしいのではないかと、いふふうな考へて、対処をしておるわけでございます。

○井上(泉)委員 いろいろと各関係の局の質問をして、あとでまた大臣に質問をしようと思つておりましたが、何か大臣は退席をする、こういうこととありますので、協力をして大臣に質問をしたいと思ひますから、協力して答弁してもらわなければいかぬです。

そこで、土地改良といふのは、今年の農林漁業の重点施策の中にもいろいろのつておるわけですが、いまの土地改良に対する補助の基準が、国営、県営あるいは団体営、こういうふうなもので見た場合に、むしろ農業の生産性を高め、そして農産

物をいわゆる多角的に栽培をする、あるいは飼料作物あるいは豆科類、こういうふうなものを作る場合には、私はやはり小規模な五町とか十町とか、一つの部落単位の土地改良といふものが必要だと思ひますが、そういう点についてはあまりにも農林省は冷淡であるわけですが、こころあたりもひとつ農林大臣としてどうお考えになっておるのか。

○櫻内閣務大臣 ただいまの御質問は、私としても同感な点が非常にございまして。その地域の実情に即しての土地改良をやれ、こういうふうな受けとめてよろしいかと思ひますが、そのためには、現在の採択基準につきましても所要の措置を講ずるほうがよろしいものはそのようにいたしたい、このように考えております。

○井上(泉)委員 あなた農林大臣になられて、それでミカン対策とかいふようなことを、当面の政策の追われる中でも、食糧の不足といふことが、日本だけでなしに、世界的にもいわれ、農業といふものが見直された時期にあるわけですが、こころを切つて、櫻内農林大臣はこういう政策を打ち出したというだけの、大臣就任のあとのときのことばをもう一べん思ひ出して、びしっとした、たとえば地域に即した土地改良に対して農林省は積極的な助成をする、あるいは食料の自給率は何%にするためにこういうふうな農業政策を進めていくといふようなこと、それから農協がいわゆる農協本来の目的に沿つた仕事が行なわれるような、そういう行政指導といふものを立てていく、こういうようなことがひとつ打ち出されたいものであらうか、こういうふうなことは常々思つておるわけですが、きょうはこの米の問題からあらうか、いふ点の農林大臣としての見解を聞いて、質問の詰めにしたいと思つておつたのですけれども、あと先になつて質問が妙に抽象的になつて恐縮ですけれども、ひとつ農林大臣として、このことはやつたといふだけのものは打ち出してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○櫻内閣務大臣 私が就任以来第一に尊重した、構想の基礎にいたしておるのは、昨年十月に発表された「農産物需給の展望と生産目標の試案」ですね。これは私が、就任して説明を聞きますと、農業団体の皆さん方も参画されて、そして主たる農産物に対する完全自給ないし八割自給を目標にするといふことで、これは一つ参考にしよう。しかし、その当時から、きょうも御質問の中にございまして、国際的な天候異変、またそれに伴う食糧の需給の大きな変化、これは日本の農政においても十分考慮をしなければならぬといふことから、この試案の中では飼料の面についてはもう少し自給率を上げる必要があるのではないか、こういう見解を述べながら、なおそれではどういふふうな具体的にすることかといふことにつきましては、昭和四十九年の予算の編成に際しましては、先般来皆さ方からも御指摘のある備蓄の構想なども入れて、具体的な構想を打ち出してまいりたい、こういうふうな考えております。

それからもう一つは、予算の編成時に、これからの農村により一そう能率のよい農業をやつてもらいたい、また同時に、公害問題などもございまして、これは簡単に言へば、高効率、高福祉の農村の建設をいたしたい。あわせて、土地改良の重要な事項につきましましては新たな長期計画をお願いをするといふようなことで、順次この農政に対する考え方を打ち出してまいつたわけでありまして、もう一つここで強調しておきたいのは、高度成長経済に対する批判、またその批判に対しての私どもの反省、そういう点から見ますと、これからの日本の産業の中で見直されていいたは、先ほどから御指摘もございましたように、農業とか林業とか漁業とか固有の日本の産業、努力をすれば無限に生産のできる産業、こういうものがいま日本にとつて非常に重要である、ひとつそういう見地を力を入れていこうといふふうに申し上げておるような次第でございまして。

○井上(泉)委員 それで最後に農林大臣にお尋ねをするわけですが、もうどうですか、食糧法というものが非常にりっぱな法律であるといふことが、もう丸紅の買い占め等の中で明らかにされてきたわけでしょう。それだから、この食糧法を、何と言ふか、ゆがめた適用になっております自主流通米、この制度をもう四十八年産米からやめたらどうかといふこと、それが一点、これは政治家としての決断の要る問題だと思ひますので、そのこと、それから、最近文部大臣も小学校を週休二日にするといふようなことで、各省それぞれ言つておるわけでありましても、農民は、いわゆる公務員とか銀行とかその他の勤労者の週休二日制が論議をされる中で、農民に対する心理的な影響といふことが、お百姓さんは週に二日なんてとても休めぬわけですが、こういうふうなものに対して、農林大臣は週休二日の世論に対して、農村に対してはどういふふうなお気持ちを持つてこの週休二日制を説明されるか。

この二点をひとつ御答弁を願つて、私の大臣に対する質問を終わります。

○櫻内閣務大臣 自主流通米の現状は、これは米が非常に過剰であるといふことを背景にいたしまして、この制度が十分守られないで、そこに未検査米の問題が起るとか、あるいは自由米の問題が起るとかしたのではないかと。本来の自主流通米のねらいとしては、消費者の嗜好に合うような、いわゆる量よりも質の米をつくらう、またそういう努力をした農家に対しては少しでも所得が増大をするようにしよう、こういうねらいを持っておつて、このねらいについては別段皆さまからも御批判を得ておるものではない。ただ、自主流通米が一定のルートが守らるべきものはずれて混乱を起した、こういうことでございまして、これは現在の食糧法のためをまをすることによりまして秩序が建て直されておるといふことから、私としてこの自主流通米制度をやめる考へを持つておらないわけでございまして。

それから、農業における勤務の状態といふものが一般的に工場、会社の場合と違ふといふ

ことは申すまでもないのでございますから、しいて農業の関係者に週休二日制をやれ、こう言っても、これは現実性を伴わないと思うのであります。したがって、ただいま御質問の御趣旨に沿って、農家にとって適切な休暇をとるようになす。これは季節的な関係がございましょう。また、いまの農業に従事されておられる方が農夫症の問題などを起こし、過労にもおちいっておるといふことであれば、そういうことがなく、もっと合理的な能率的な農業が営まれるように指導していくべきでございまして、それらの構想というものを先ほど御説明申し上げた高効率、高福祉の農村建設という中にでき得る限り取り込んで、これからの農政をやってまいりたいと思う次第でございます。

○井上(農)委員 それでは、あとそれぞれの関係の局長等に質問をしますので、関係のあることについてはその局長の答弁に基づいて次の機会にまた農林大臣に質問をしたいと思いますので、農林大臣は出かけていただいでけっこうです。

そこで、食糧庁長官にお尋ねするわけですが、諸外国から日本の古米の引き合いが殺到してある、こういう話ですが、前に確かに韓国とパキスタンとに二十万トンか三十万トンか、米を貸し付けたことがあるわけですが、それは私、記憶が確かでないのですが、たしかパキスタンに三十万トン、韓国へ二十万トンだったと思うのですが、その数字には間違いはないのかどうか。

○中野政府委員 韓国に対する貸し付けは、昭和四十三年会計年度三万五千トン、四十四会計年度三十二万六千トン、四十五会計年度二十七万二千トン、合計六十三万三千トン、それからパキスタンに貸し付けては、四十四年度八万四千トン、四十五年度二万九千トン、合計十一万三千トン、以上でございます。

○井上(農)委員 この場合の貸し付けの条件ですが、パキスタンはパングラデシとパキスタンと二つに分かれたでしょう。これの貸し付けはどうなったのですか。

○中野政府委員 御指摘のように、その後パングラデシができたわけですが、日本との契約は西パキスタンとやっておりますから、債務関係は西パキスタンとの関係ということになります。

○井上(農)委員 その場合、韓国に六十三万トンも出ておるといふこと、非常に意外ですけれども、これは十年据え置いて十年の均等償還とか現物償還という契約ですか、両方とも。

○中野政府委員 いまお話しした貸し付けの場合は、これは現物で貸し付けたものですから、現物で償還をしていただくというたてまえになっております。金利その他、これは延べ払いのやり方で、最近では全部それでやっておりますけれども、貸し付けと延べ払いとは違う取り扱いになっておるわけでございます。

○井上(農)委員 現物を貸し付けて、そして、それを十年は支払う要はない、それから十年間の均等償還を現物とする、そういうことになっているように承知しておるのです。だから、金利を取るとかいろいろなのです、現物を十年先に均等で払ってもらおうというのだから。

○中野政府委員 貸し付けの場合は、先ほど申し上げましたように、現物で返していただくわけでございますが、若干の貸付料をいただくということになっておるといふふうに記憶しておるわけでございます。

○井上(農)委員 若干の何ですか、聞かえなかったけれども、そうじゃなかった、六十万トンという数量が出ておるとは意外ですけれども、貸し付けをして十年間は払ってもらわなければならない、十年後には、つまり十一年目からは二十万トンなら二十万トンの米を毎年二十万トンずつ現物で払ってもらう、こういうことになっておるといふことを聞いておりますけれども、その当時の取りきめの契約が何かあるでしょう、約款が何かあるでしょう、パキスタンと両方、どういふうな条件になっているのか。

○中野政府委員 いま申し上げましたように、現物の場合は現物で返していただく、それから現物でない場合、これは十年据え置きで、据え置き期間中は二分の金利をいただく、それからあと二十年間最高三分の金利をいただく返していただく、こういうことになっておるわけでありまして。

○井上(農)委員 それじゃ、どういふうな条件になっているのですか。韓国とかあるいはパキスタンに貸した米は、現物で貸しておるのか、あるいは二分の金利をもらうようになっておるのか、それはどうなっておるのですか。

○中野政府委員 最初に私、申し上げましたように、両方やりましたわけ、最初は貸し付けでやっておったわけでありまして、四十六年度から計画的に処理をするということで、食糧の特別会計法を一部改正をいたしまして、そして延べ払い輸出ができるということにいたしました。先ほど私があとで申し上げました延べ払い輸出にして、据え置き期間中金利を二分、そのあとは三分というところで運用をしておるということでございます。

○井上(農)委員 それでは、そのことで論議しておると時間をとりますから、それはひとつ資料で、パキスタンに何年に何万トン、それはどういふ条件、それから韓国に対しては何年に何万トン、それはどういふ条件と、諸外国へ米を貸し付けておるなを資料として出していただきたいと思ひます。委員長、それをお取り計らい願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 御指摘の点、すぐに調製いたしまして、差し上げたいと思ひます。

○井上(農)委員 大体食糧庁は、四十六年には食糧法の改正をして、そうやって延べ払いの輸出を認めて米を出した、それは国会の承認を得ておると思うわけですが、それは一体食糧法の第何条を改正したのですか、そんなものは載っていないがね。

○中野政府委員 輸出することの根拠は、食糧法の第六条にございまして。それから条件その他は、外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法、これが昭和四十五年五月二十八日に法律第百六号でできております。これによって、先ほど私が申し上げました延べ払いのやり方等がこの法律で定められておるわけでございます。

○井上(農)委員 そこで、この資料に基づいてまた米の管理の状態についての質問をいたしたいと思ひます。

昭和四十七年度において自主流通米というものが、商社を通じて農協以外にどれだけ扱われたのか、その数量をお示し願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 自主流通のうちで商社が介入しておると申しましょうか、そういうものとしたしまして、これは酒米とモチ米でございます。自主流通米のわれわれのいま把握しております酒米の出回りは三十八万四千トン、いま私が持っている資料は商社八社の合計でございますが、約十二万トンでございますから、三割程度になります。

それからモチ米につきましては、自主流通の見込みが十三万トン、うち八社の代行が一万七千トン、五千トンあつたかと思ひますので、一割五分ぐらいに当たるといふふうに見ておるわけでございます。

ただ、御指摘のように、農協を通じないものについてというお話でございましたが、これはそういうことでございまして、自主流通米の場合は大部分は農協で、一部商人系の集荷商人がおりますけれども、大部分は農家が農協に委託をし、最終的には全農あるいは全農連に委託をいたしました、そこが実需者であります酒屋さんあるいはせんべい屋さん等に売るわけでございます。そのせんべい屋さんなり酒屋さんなりの代行ということ、で商社が入つておる、こういうことでござい

ます。

○井上(農)委員 自主流通米の集荷販売の状況というものはもっと追及をしたいと思ひわけですが、これも、時間的なものがありますので後日にしたいと思ひわけです。

ことしの米価について、農林大臣はきのうの記者会見が何かで、七月にはきめたい、こういうこ

とを話されておったわけですが、当然生産者米価を七月にきめる、こういうことについて食糧庁としてはどういふ算定の基礎というか、ことしのいふんな諸物価の値上がりの中で生産者米価というものはかなり大幅な引き上げをせざるを得ないと思うわけですね。その辺についてのことしの米価の見通し、そして政府買い上げ米と自主流通米として出るものとを量どの程度に押えておるのか、その点ひとつ説明を受けたいと思います。

○中野政府委員 昨日、当委員会では農林大臣に對しまして米価に對しての御質問がありまして大臣がお答えになりましたわけですが、ただいま四十七年産につきましての統計情報部の生産費調査をやっておるのを取りまとめるところでございます。もし生産費・所得補償方式をとるといふことでありますれば、過去三年間の生産費をとりまして、物価修正なり都市近郊労賃への評価がえといふようなことを行なつてやるわけでございます。まだそういうデータがこれから集まつてくるというところでございますので、いませつかくの御指摘でございますが、一体どうなるかといふことは私の口からなかなか申し上げる段階ではないわけでございます。

それから二番目の、ことしの自主流通米でございますが、政府の買い入れ量は五百八十万トン、それから自主流通米は昨年より二十万トンふやしまして二百三十五万トンということで予算は組んでおるわけでございます。

○井上(泉)委員 その五百八十万トンと二百三十五万トンの自主流通米とする場合、昭和四十七年産米の実勢から考へて、まだかなり余剰があると私どもには考えられるわけですが、どうですか。

○中野政府委員 いまの御質問の余剰という意味が私のみだめませんので、もうちょっと教へていただければと思います。

○井上(泉)委員 余剰といふか、生産が多いという意味です。自主流通米へ回る分がもっと多くはないかということです。

○中野政府委員 四十八年度におきましての生産量の見方、これは平年収量で見えておりますので、千三百八十万トン、こういうふうに見えております。一方この需要は千五百五十万トンということになりますので、余剰数量は二百三十万トンということになります。余剰数量は二百三十万トンということになります。しかし、先ほどのお尋ねのときに私、申し上げましたように、食糧庁にいたしましては端境期の在庫調整をふやしておきたいといふことで、二百三十万トンから二十五万トン差し引きいたしまして二百五十五万トンの生産調整をいたします。そうなりますと、ちょうどバランスがとれます。その場合に、われわれ見ております需要量といたしましては、農家の消費が三百六十万トン、それから自主流通米が二百三十五万トン、政府米は五百五十五万トンと、いま申し上げました二十五万トンを足して政府買い入れ五百八十万トンといふことを申し上げたわけでございますが、その場合に農家の消費三百六十万トン、この中の一割が、従来の傾向でありますれば、いわゆるやみ米といふまじょうか、自由米として若干出回るといふふうに見えておるわけでございます。

○井上(泉)委員 百万トンの備蓄といふことになる、いまのような米の状態であれば、なかなか備蓄にはほど遠い。凶作があつたならば不足をする、こういうことになるわけですが、そういうことについての御懸念は持つてない数字だと思ふわけですね。そういうことだと、ことしの世界的な食糧事情から見ても、非常に不安ではないでしょうか。もっと政府が買い上げ数量をふやして備蓄量をふやすといふことを思い切つてやらないと、古々米もほとんどなくなつた現在では、国民の食糧を守るためにもおぼつかないのじゃないですか。そういう点については自信がおりますか。

○中野政府委員 四十八年度について申し上げますと、四十八年度でございまして、去年の十一月からことしの十月まで、これにつきましては、自主流通も政府の買い入れも若干計画を下回つておりますけれども、一方需要も若干減つておるといふような関係から、ことしの端境期に

は四十七年産米を五十万トン持ち越しているわけでございます。と同時に、十月末となりますと、毎年のことでございますが、大体九月から十月までの政府買い入れ量が二百五十万トンを例年と見ております。そういうような状況でございますので、ことしはまあいいやうな状況でございます。

来年はどうかといふことは、先ほどのいろいろ数字で申し上げましたように、平年作でありますれば、食糧庁の端境期の在庫量七十五万トンに持つていくといふことでございます。いま御指摘のように、万が一かたりの凶作があつた場合といふことでございしますが、戦後ずっと見てみましても、作況指数が八〇台になつたことは戦争直後の昭和二十八年ぐらゐに一度あつたきりでございまして、最近はずつと安定しております。たまたまかなり凶作でありました四十六年度、これを言ひましても、作況指数九三でございます。この場合でありますと、単年度需給としては足らないといふことになるわけでございますが、いま申し上げました七十五万トンがあり、かつ少々凶作になりましても、やはり端境期十月末にはその年の米二百萬トン程度の買い入れがございしますので、需給としては安心していただけるというふうになつておるわけでございます。

○井上(泉)委員 さきに農林大臣に質問をしたときに、土地改良の一つの補助基準というが、基準をそれぞれの土地の状況に見合つてやるやうにといふ質問をしたことに對して、農林大臣もそういう方向で検討したい、そうすべきであると思ふ、こういう答弁をなされたのでありますが、局長のほうではこの問題についてはどうお考えになつておられるのか。

○小沼政府委員 先ほど大臣が答弁を申し上げましたとおりでございますが、四十八年度も採択基準の緩和をかなりはかつておまして、約七項目はそれぞれ採択基準についての緩和あるいは新設等を進めておるわけでございます。また、離島、山村等条件の悪いところの土地改良等もございしますので、そういうこともあわせて、今

後もこの採択基準が現地の実態に合うやうに進めていく必要があるやうかといふふうに考えております。

○井上(泉)委員 それでは、米の作付制限をして休耕田にした田が、土地改良をした区域の中に相当多いわけですが、そういうところにおける土地代、いわゆる借り入れ金の支払いとかあるいは利子とかいふようなものを、そういう作付制限をした農地に對して同じような取り扱いをされておるわけですが、これはやはり生産を伴うてない農地に對して同じような利子をかけ、同じような支払いの方法を求めるといふことは酷いかなと思ふのですが、これについての措置は何かなされるおつもりあるのかどうか。

○小沼政府委員 生産調整をしております場合に、休耕する場合と転作する場合がございしますが、休耕田につきましては特別の措置はございせんが、休耕奨励金の中で借り入れの債務については一般的に返済が可能であらうといふふうに考えております。ただ、実際に、個別の場合に、借り入れ金の償還等について支障を来たすといふやうな場合もあるかもしれせん。そういう場合にはやはりケース・バイ・ケースでございしますが、償還条件の緩和等についてはひとつ個別に關係機関で相談をしてやつてまいらうといふことにいたしたいといふふうに思つております。

なお、転作の場合に、永年転作をやるやうなものにつきましては、御承知のとおり、負担金を一時に決済するといふことが必要な場合には、自作農維持資金の特例の融資を認めておまして、その措置で対応してまいりたい、かやうに考えております。

○井上(泉)委員 そこで、もとの組合へ戻るわけですが、全農がマンモス商社としての全たる姿である。それで全農の幹部なんかは、これはもうほんとにうらやまなところで住まいをして、会館をつくつておるわけですが、肝心の組合員は出かせぎばかりで、ほんとうにさびれ果てる農村、こういうふうな形容されるやうな状態の中で、農

協はやってない仕事というものはほとんどないと言っているほど多くやっておるわけです。その中でも全国の共済農業協同組合というものの共済事業というものは非常に金の集まりが大きいわけですが、この資金というものが、先ほど調査すると、何か八千三百億ほどいわれる貸し付けになっておる、こういうふうな聞かれますが、これの貸し付けのおもなるものは、一体どんなものか、この金が貸し出されておるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○内村(農)政府委員 貸し付け先のこまかい数字につきましては、ただいま資料を調べておりますが、大体製造業それから不動産業、商業等に貸し付けておるわけでございます。

○井上(農)委員 製造業、不動産業、製造業というものはこれは怪しいものですが、約一兆七千億という膨大な金を集めて持っておる共済連の資金の流れ先というものは、これは今日のいまいちうような土地の買い占めだとか、あるいは一部の、これは農業とは全然無縁ではなからうけれども、まあ常識的には無縁と思われる業種に多額の金が流れておるわけです。それをことさらに今度また農協法の中で金融の措置を講じなければならぬというふうな法の改正の必要があるのかどうか。そのことをひとつ答弁願いたいと思います。

○内村(農)政府委員 農協資金が主として最近の動向では土地代金等から集まってきて、それが農外に融資されている。そういう状況で、今般のような農協法及び農林中金法の改正の必要があるのかという御質問ではないかと思ひます。

そこで、先生御指摘のように、確かに最近農協の預金が非常に増加しております。それが信託、中金と上がりまして系統外に運用がふえていることもまた事実でございます。

しかしながら、最近の農村の状況あるいは農業の状況を見ますと、たとえば農業協同組合について見ますと、組合員の需要というものは非常に多様化しているわけでございます。したがって、農協がそういう組合員の需要の多様化に対応し

ていくということはやはり農協法の目的、すなわち農業生産力の増強及び組合員の福祉の向上というふうなことに組合活動の目的があるわけでございますから、そういった面の資金需要というものにはやはりこたえていかなければならぬという面があるわけでございます。一方、最近の経済の動向から見まして、福祉国家の建設ということで、農村地帯におきましても環境整備の強化あるいは生活環境の改善というふうなことがいわれておりますので、そういった面にもやはりいろいろな資金需要があるというところでございます。この点につきましましては、農林省におきまして農政審議会の金融部会というものがございまして、そこでいろいろ農業金融についての検討が行なわれたわけでございますが、その際にもやはりそういった最近の農村事情の変化に基づく資金需要の多様化というものに組合系統金融も対応すべきではないかというふうな意見も出たわけでございます。そういったことを受けて今般の改正が行なわれているわけでございます。

それからさらに、中金法の問題でございますが、中金はやはり組合金融の中核的な金融機関として、従来の基本的な性格を変更することがなしに最近のいろいろな金融事情あるいは農業事情の変化というのに対応していくという形で、今般の改正が行なわれているわけでございます。農林中金の基本的性格というものは何らの変更を加えていないわけでございます。

以上が今般の改正の背景といった事情でございます。

○井上(農)委員 たとえば共済連だけでも一兆七千億というたぐさんの資金があるわけ、他の農協関係の資金を累計しますとこれはもう膨大な資金になると思ひます。

それで、ある週刊誌を見ておりますと、官協会長が今度は農協が信託銀行のようなものをやりたい、こういうことを盛んに言っておる通りに書かれておるのですが、これはそういう金銭の信託を認めるような、いわゆる信託銀行のようなものも

やはり農協としては考えておるのであるかどうか、それについて農林省はどう考えておるのか、その点の説明を承りたい。

○内村(農)政府委員 官協さんがどういう機会に農協が信託銀行を経営するということを言われたのか、私も承知しておりません。

さらに、農協が信託銀行をやるといふことは全く私どもとして考えていないところでございまして、そういったことが農協側から要請があつても、農林省としてはそれはとても承認できないということではないかと思ひます。

ただ、官協さんの構想自体についてどういふことであるか全然承知しておりませんので、正確な批判と申しますか、意見というところはここで申し上げられませんが、私どもはそういう話は全然官協さんからも聞いておりません。

○井上(農)委員 たとえば農協の資金の行き先というものは、私はこれを農林省のほうで明確にいつかんでもらいたいと思ひ、その一例として共済連の一兆七千億という膨大な資金の貸し出し先というふうなものをひとつ資料としてお示し願ひたいと思ひます。

四十六年度の共済の種類のうち、たとえば自動車自賠責の保険事業でも約四百六十六億という取り扱い収入であつて、それで二百九十六億というたぐさんの金が支払い準備金という形で蓄積されておるわけです。それで自賠責のこの金だけでも、これは四十六年度に二百九十六億ですから、これを累年で見ますと、もう相当な支払い準備金が蓄積されておると思ひますが、これは一例として、どれだけこれがたまっておるのかどうか、その点おわかりになつておれば、御説明願ひたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 まず最初に、共済連におきまして主要業種別の貸し付け状況でございますが、四十七年三月末の数字で申し上げますと、建設業が三百九億でございます。それから商業が九百七十七億、それから不動産業が三百七十四億、それから製造業その他が五千四百七十四億、合計七千

百三十五億、こういう数字になっております。これは四十七年三月末の数字でございます。

それから、自賠責によつて集まっているお金でございますが、四十六年度の全国共済農業協同組合連合会の共済事業の種別別収支によりますと、自賠責の収入の累積は四百六十六億ということになっております。

○井上(農)委員 たとえば四百六十六億になつて、それでその二百九十六億、これに対する経費、その他の費用で八十六億一千二百万、つまり四百億の金の自賠責の保険業務をやるのに八十六億も金が費用として要するのだからどうか。私はそういう点から考えても、何かしら農協のやつておるのは、これは農協に限らぬわけですが、共済事業という名のものにおいて自賠責がたいへんなもうけ方をしておるのじゃないか。これは対象は農民であり組合員である以上は、こういうふうなことでもうけをかせぎ出してやるようなことではなしに、むしろ農協の扱う自賠責については、これの取り扱いの金額、いわゆる保険料金を低額にするとか、何かそういうふうな指導はなされないものだろうかとか、そういうことをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 農協が農民、組合員のために共済事業をやつておるわけでございますが、私どももいたしまして、民間の保険会社と並んで仕事をやる以上、やはり民間の保険会社よりも掛け金が安くて十分なサービスが組合員のためにできるということが必要ではないかと思ひます。

そこで、極力掛け金を安くするように指導しております。私どもも承知しておりますところにおきましては、生命保険におきまして、生命共済におきましては損害共済におきましても、掛け金は一般の民間の生命保険の掛け金よりも低いという数字になっております。これは共済の種類が非常にたくさんございまして、一々数字は申し上げませんが、もし御必要があれば、資料として提出したいと思ひます。

それから次に、もうけているじゃないかという

ことでございますが、全共連は、昭和四十六年度の共済事業のうち、収入が二千二百一十一億円でございまして、支出が二千百十億円でございまして、このうちの収入のおもなものは、受け入れの共済掛け金それから共済契約の準備金の戻し入れ、財産運用益であります。支出のおもなものは支払いの共済金、共済契約準備金の繰り入れ、支払いの割り戻し金、再保険料、それからいわゆる事業の管理費等となっておりますわけでございます。

この収支残額すなわちこの期の利益十一億円でございまして、この処分内訳は、法定準備金が二億円、特別積み立て金が三億円、出資配当金が八千七百万円、利用分置配当が五億円になっておるわけでございまして、共済事業でそういった利益が出た場合には、極力組合員に戻すということをやするように指導しておるわけでございます。

○井上(農)委員 時間が参りましたので、もう一つ、二つ質問して終わりたいと思います。

今度、中金では外国為替の取り扱いをやる、こういうことになり、それから農協法の改正では内国為替の取り扱いをやる、こういうことにもなっておるわけですが、これはまた農協のほうでも将来外国為替の取り扱いをするというようになことに持っていくつもりじゃないのか。つまり農協が本来の農協の趣旨から離れて金融事業とかあるいはブローカー的な、商社的な仕事にはしていかうための一つの布石ではないか、こういうふうに考えられるわけですが、これについての局長の御見解を承っておきたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 最近の全農等の仕事は非常に海外の面に、特に飼料の輸入とかそういう面から広がっていくとか、そういうことで中金に外国為替を扱ってほしいということとかはかねて要望があったわけでございます。したがって、今回の改正で農林中金に外国為替を扱わせることにいたすわけでございますが、これを信連、単協に広げるといことは全然考えておりません。

○井上(農)委員 以上で私の質問を終わるわけでありますけれども、この農業金融の使い方について

はまだ疑点がたくさん残っているわけですが、しかし、時間が参りましたので終わりたいと思ひます。

そこで最後に、政務次官に、今度の改正案は、要するに、農協本来の目的、つまり農業の生産性を高め、農民の生活の向上に資するという農協本来の目的からこれはやや離れた、これは一〇〇%離れたとは言わないけれども、離れた、つまり金融中心、宅地開発、そういうふうなものに重点を置いて改正を行なわれる。その改正がよいか悪いかはこれからあとの審議の過程で結論を出すわけでありますけれども、もともと農協本来の仕事に徹するような政治的な指導というか、そういうものが打ち出されなくてはならない時期ではないか、私はこういうふうに思うのですが、政務次官の御見解を承って、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中尾政府委員 先生の御趣旨は先ほど来、また同時に、従来お持ちになっておられます見解はよく私も承知しておりますので、十分その見解を取り入れまして反映していきたいと考えております。同時にまた、農協の性格がいささか逸脱的ではないかという御指摘でございますが、そういう問題点に対しまして、るる討論が行なわれましてたとおりでございます。十分先生方の御意見も反映をしていきたいと考えておる次第でございます。

○佐々木委員長 この際、連合審査会開会の申し入れに関する件についておはかりいたします。すなわち、運輸委員会においてたいた審査中の国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について連合審査会開会の申し入れを行ないたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会開会の日時等は、運輸委員長と協議の上、追って公報をもってお知らせすることといたします。

この際、午後零時四十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時六分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。美濃政市君。

○美濃委員 農林中央金庫法の一部改正と農協法改正について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

農林中金の総会の持ち方ですが、法律には出資者総会という字句が使われておりますが、現実には、全国機関でありますから、ほとんど役員改選でも予算決算の承認でも総代会になっておるわけですね。これは法律にはきちっと出資者総会と、こうなっておるのか、この関係はどういうふう

に運用していくのか、お尋ねいたします。

○内村(農)政府委員 お答え申し上げます。

そういった法人の組織上、出資者総会をやることとが望ましいわけでございますけれども、いろいろな都合で総代会でやるということも差しつかえないというふうに考えております。

○美濃委員 これは法律事項からいって、どうなりますか。たとえば出資者総会もしくは総代会と書いておけば、法律は明確になるのだが、法律事項として、法律では出資者総会としたい、運用は総代会でもいいんでないか、この関係はどうな

りますか。

○内村(農)政府委員 中金法の七条で産業組合法を準用しております。そこで、この準用規定の中に産業組合法の三十八条ノ二があるわけでござい

ます。総会ニ代ハルヘキ総代会ヲ設クルコトヲ得」ということになっております。したがって、中金

は出資者総会にかえて総代会でいろいろな重要事項をきめるといことが出来るわけでござい

ます。

○美濃委員 これは純然たる法律理論になります

が、そういう法律の使い方はどうですか。農林中央金庫法という法律がある。産業組合法のそうい

うところへ持っていくかなくたって、農林中央金庫法の中でうたったかどうか。どうなんですか、

そういう法律の使い方というものは。

○内村(農)政府委員 総代会につきましては産業組合法を準用しているわけでございまして、法

律事項になっていないわけでございまして。

○美濃委員 それは説明でわかるのだけれども、

農林中央金庫法という法律があるにかかわらず、

その法律の中でそういうことをうたわれない。実情

から見れば、全国機関ですから、総代会で運営さ

れることは一面やむを得ないと思ひます。出資

者総会が望ましいけれども、答弁のとおりでいい

と思う。それからそれでこの金庫法にうたった

かどうか。産業組合法にそれがあからそれを

準用するという法律の使い方そのものがおかしい

のではないかと聞いておるのです。

○内村(農)政府委員 農林中金法で産業組合法を準用して書いておるわけでございまして、農林中金法にそのことを法定しているのと同様のことになっておるわけでござい

ます。

いう字句もこれはちよつと、もうすでに民間団体です。官ではないはずだから、この農林中金の理事なんかというのは、それで任命という前に具体的に理事長権限でできてしまつて、これで同意をしてくれといつて総代会に出すのか、それとも、あらかじめ総代会の中に各県代表なり、理事長の諮問委員といふか、選考委員的な理事長の諮問委員を置いて、あの総代会の構成で、あれだけの人間で全員で相談するといふのはこれはもう不可能なわけですから、総会当日なりあるいは総会の前日なり、前もって理事長はいわゆる選考委員的な各県代表等の諮問委員会等をもつて相談をしながら、副理事長以下役員をきめて、総代会にその同意を求めるという方法をとるのか、全く理事長専断で選任して総会に報告、同意を求めるのか、これはどういふ方法をとらうとしておるのですか。

○内村(農)政府委員 副理事長、理事につきましては理事長が任命するわけでございますが、やはり農林中金の執行という面におきまして、理事長を補佐するものとして副理事長、理事の役割りは非常に大きいわけでございます。ということ、中金の所屬会にとりましても、だれが副理事長になりだれが理事になるかというところは、これは重大関心事でございますし、また中金の健全なる運営にも非常に重要な関係を持つてくるわけでございます。したがって、この副理事長、理事の理事長任命に際しまして、理事長が一方的に見て、それをいきなり出資者総会なり総代会にかけるということとは、これは非常に現実的ではございませんので、実際問題といたしましては、理事長がその候補者を決定するにあたりまして、現在定款の二十三条の二に管理委員会といふのがございまして、これにはおも立つた所屬会の中から代表的な方が管理委員になつておるわけでございますが、そういった管理委員会の意見を十分聞きまして、さらにその管理委員の方々が必要な関係者の意見を聞くというように、所屬団体の意見を十分に反映できるというように、実際は理事長

が候補者名簿を提示するということになり、それによつて出資者総会の同意を得るということの手続になるというふうな考へております。

○美濃委員 大体いまの局長答弁をもう一回念を押しておきますが、そういう管理委員会なら管理委員会を設けようです。そういうところから出資者を代表できる者と協議しながら選任するんだ。よろしうございませうね、そのとおり受けとめて間違ひありません。

それでは次に、いろいろ話が出ておりますが、関連産業融資のうち総合商社に対する融資であります。これは私は、農林中金から総合商社の融資は、特に関連産業ともいへませんが、総合商社でありますから、ですから、この融資は資金運用上からいけば物価騰貴をおおつて、ここの決算あたりにも新聞にあつたように、ここの資金運用の安全からいけば、それは単に農林中金といふものが一般金融機関あるいは資金運用の安全性だけに走るといふのであれば、それはそういう行為をしたほうが資金運用の効率化、安全性からいけばよろしいのかもしれないけれども、しかし、三月末現在で約八百億をこえる三菱商事、三井物産、住友商事、丸紅、日綿実業、安宅産業、東綿という、この商社、これはやはり商品の投機と最も関係の深い総合商社であります。これに八百億、九月末現在では大体一千二百億に上つて三億円の資金が流れておる。先ほどの質疑を聞いておりますと、大臣は、それはそれなりの目的に向つて金が流れておるので、買ひ占めの資金源だとは考えられぬ、こういう答弁をしておりますけれども、これは金に色はついてないわけですね。たとえば私どもの農協で、農林漁業長期資金あるいは総合資金を組合員が行なうとする構造改善に受け入れる、それはその目的にきちつと使います。政府資金でありますから、会計検査が来ても、目的の事業をしてこれにきちつと使つておりますから、文句を言われるような使い方はしておりません。しかし、その金が入れば、なければ

農協の自己資金で貸し付けをしなければならぬ、政府資金が入れば農協の自己資金貸し付けは要らなくなるから、資金の弾力運用であるわけですね。ですから、金は色分けはつかぬのですから、貸した金が直接回つたか回らぬから別として、こいう金を回すと、商品投機や大きな買ひ占めの資金の総合的な弾力的な力になるということがはっきり言えると思ふんです。それがなつてないという解釈なら、私はこれから、そうなつてないといふことをどうしても聞かなければならぬ。これはなりません。

ですから、私は、繰り返し申し上げますように、私どもが総合資金やマル業資金という政府資金を借りた場合、それはもうきつと事務経理もする、直接そんなことはありません、こうなる。しかし、全体の、農協といふ総合事業団体の中へその金が入らなければ、自分で調達しなければならぬ部分へ政府資金が入るわけです。その農協の総合的な資金の弾力性には大きな役割りを果たすわけですね。これは総合資金の背景の弾力性になるわけですね。そこを見なければ、直接流れたか流れぬかという問題だけじゃないかと思ふのです。そういう貸し方は、直接の金を貸した原因は、まさか商品投機をおもつたために、買ひ占めする資金としては流れてないと思ふのです。しかし、総合の資金力の背景の役割りを果たすことには間違ひないわけなんです。どうでしょうか。これは大臣にお伺いします。

○内村(農)政府委員 その前にまず事務的なことをちよつと御答弁申し上げます。

まず中金が商社に貸している、どういふところで貸しているのかということでございますが、これは昨日も御答弁申し上げましたけれども、関連産業法人の範囲内で貸しておるわけでござい

ます。そこで、その場合に、関連産業法人といふのは大体五つぐらいの基準がございまして、第一が、農林水産業を営む法人。これは農林生産法人、漁業生産法人が入つております。

第二に、農林水産業の振興の見地から特に重要な事業を営む法人。これは農林水産業用の生産資材の製造をやつておるもの、たとえば肥料、農薬、飼料等のメーカーでございます。それから農林水産物を原料とする物品の製造、加工、これは肉の製品、卵の製品、乳製品といつたものが入つております。それから食料品及び木材の流通を扱うといふことで、青果市場、水産市場、木材市場等があります。

第三の基準の中に、農林水産物の振興をはかるために必要な事業を営む法人といふことで、農林水産用生産資材の製造、流通といふ一つの基準がございまして。それから、農林水産物の流通、農林水産物を原料とする物品の製造、加工、流通を行なうもの、それから農林水産業にかかると役務の提供を行なうもの、農林水産業用生産資材、農林水産物を原料とする物品の製造、加工に必要な資材の生産、流通。

第四のカテゴリーといたしまして、農林漁業者の生活の改善、向上に資するため必要な物資の製造、加工、流通の業務を営むものであつて所屬団体との間に恒常的な取引関係がある法人。

第五に、農林水産政策または農林漁業者の組織する団体に特に関連のある事業を営む法人といふことで、これは有線放送とかそういうものが入つておるわけであります。

それで、商社は第二、第三の基準に該当するものといつたしまして、これは昭和四十年ぐらゐから非常に飼料の輸入がふえてきた、あるいはその他の農産物の生産資材の輸入がふえてきたといふことがございまして、全農等が商社とも取引するといふようなこともあつて、必要な運転資金を見るというところで、こいういった融資が始まつたわけでござい

ます。そこで、その場合の融資のやり方でございまして、けれども、中金は他の金融機関のようにどんな資金でも商社に貸せるという性質のものではござい

の資金繰りを、毎四半期ごとに中金が関係の商社から資金繰り表をとりまして、それを十分に審査して、そういった関連産業法人としての事業に必要な資金というものの範囲内で貸しているわけでございます。したがって、よけいな資金を、たとえば他の金融機関のように、商社の必要な資金は何でも貸すということではございませんので、私どもは中金のそういった貸し付けはかなり厳格に行なわれているというふうに感じております。

ただ、先生からたまたま御指摘がございましたように、金に色はついてないじゃないかという問題はもちろんあるかとも思いますけれども、よけいな資金を中金が商社に供給しているということはないものと確信しております。

○農林委員 大臣の見解をお聞きしたい。

○農内閣務大臣 中金の扱いの根拠につきましては、ただいま御説明があったわけでございます。私としては、御承知のように、農林中金に相当な余裕資金もあり、これを有効に活用していくという上から見ましても、適切な運用をしておるものと思っております。

ただ、本年になりましてから商社の行為にきびしい批判があつて、お話のような金に仕分けができないということから、そこに疑問を持つ向きもある。しかし、ただいま内村局長が御説明申し上げたように、少なくとも他の金融の場合とは違つて、四半期ごとに審査をしておる、そして適正を期しておる、こういうことでございますから、私から見ますに、非常な不当な使い方をしておるものだというふうに即断はできないと思つております。

○農林委員 これは、局長の答弁も大臣の答弁も私は甘いと思つてます。去年まではそういう答弁でよかったと思つてます。この商品投機が加つて、現在、国民生活にどういふ悪影響を及ぼしておるのか、しさいに検討しておりますか。この段階で私はそういう甘い考え方で商品投機をおる商社を見てはならないと思つてます。まず金の面では、金に色分けはございませんから、流した金は総合

商社でありますから、繰り返しますが、背景の資金力となつて買ひ占めの力をつけるわけでありまして、それからもう一つは、その前に物の上でこういう行為が起きるようになり、今日流通の考え方が変わつて、卸屋から一部小売りまで、去年のいまごろですと、物はできるだけ安く売ろう、そして買ひ占めに喜んでおるという流通の意識があつたけれども、この商品投機が加つて、現在ではもはや物を安く売ろうなどという意識はございません。もうけなければ損だ、すきを見て何ぼでもマージンをふやして、とにかくもうけたい者はばかなんだという意識で流通が動き出したということなんです。

その結果どうなつておるかという、具体的な面を申し上げますと、私どもの北海道の一例を農産地域の生産材について申し上げますならば、木材は二倍以上です。畜舎を建てるときにたきかきかぬきとか板とかいろいろの要りますけれども、ひとつ、たきかきについて申し上げますと、たきかき本が、これは尺で申し上げますが、十二尺のたきかきが、去年のいまごろは二百円、現時点で四百五十円、これには投機が加つておるわけなんです。木材不足から需給関係だけであつたものではございません。セメントが三百八十円から四百円だつたわけなんです。いま千円です。この間もある農家に聞きましたら、冬の寒さで畜舎の主要部分がしぼれて割れて、水漏れがしたりなんかして、家畜の管理上非常に支障を来たしたので、何ぼと言われてもしかたがない、緊急手配をして、セメント二袋ほどで早急に直さなければというもので、あつちこつちやつたら、セメント一袋三千円取られた。そういうことを起こさせているものはこの商品投機の環境でしょう。

金融の面は、農林省は少なく、これは農林中金で、金融全体は大蔵省が実際の制度をとつておる。金融の上からも、特に大臣に勇気を持つてもらいたいものは、えさの輸入から農薬用のトラクター等の輸入もこれらの商社から全部とるべきで

す。まだ多少官僚化しておるとか何とかいつても、農産団体は、農協というものは、農民のために投機までやつてはいないはずなんです。体系が大きくなればいろいろな農協にも批判はありますけれども、まさか農産協同組合という看板を掲げたものが、こういう国民を苦しめる、農民を苦しめる投機にははしつていないはずなんです。だとするならば、せめて投機をやらない農産団体に、農産の機械からもっともつとえさの輸入量を、無税のものや関税割り当てもつとえさの輸入量でありますから、商社からとるべきだと思つてます。金は流さない。関税割り当てなるものあれば、こういう行為をする以上は一べんとつてしまふ。そうせんければ、これはどうなるのですか。

北海道の酪農あたりはたいへんです。ことし総合資金を借りて、牛の頭数がふえて、総合畜舎をつくらなければならぬ。古い畜舎やなんかでは三カ所にも乳牛が入つておる。ふぶきになれば雪が入つてきて、乳牛というのは寒さに弱いんですから、牛の管理上も人間の管理上も、あるいは牛乳の生産量にも響くものですから、これは総合資金を借りて総合畜舎を建て、労働力も強化し、牛の管理もよくしようと考えておつたのが、去年であれば一坪五万円でつくられた畜舎がことし七万五千円です。ここでは余談になりますけれども、それに見合う明年度の乳価を保證せぬ限り、牛乳生産も何も崩壊してしまふのです。それはほとんど全部そうなつてきた最大の原因は、商品投機をあふつて、卸から小売に至るまで、もうけんければだめなんだ、薄いマージンでサービスなどというところは時代おくれなんだ、この風潮をかき立てたということじゃないですか。その元凶を退治しなければ、これは直らぬです。ただ買ひだめして持つておる倉庫を調査して公表するなどという、あんな手段だけでこれが直ると思つたら大きな間違いだと思つてます。

ですから、いま私に言わせるならば、大臣の答弁も局長の答弁も、去年までの現象をつかまえてものを申しておる姿というのは、まことにあわれ

だと思つてます。これでは国民が救われない、こ

○農内閣務大臣 御質問の御趣旨は私もよく理解をするものであります。ただ、昨年九月現在で大手商社の融資は千二百億だということからお話が始まつております。そうすると、その当時の時点でどういふふうにして金が出ていったかという事実をお答え申し上げるということは、これは御了承を願ふと思つてます。しかし、私も申し上げましたように、本年初頭から非常に問題になつておるその点は否定はしておらないのであります。これはいづゆる過剰流動性というものが非常に問題で、これは引き締めていかなければならぬということから、準備率の引き上げ、公定歩合の引き上げというふうなものが行なわれて、そしていづゆる引き締めを現にやりつつある。

それから、きょうはまだお答えはしてありませんが、農林中金の融資にいたしまして、かりそめにも御指摘のような疑惑があれば、それはまことに遺憾なことだ、そういうことのないように厳正にしなければならぬ、こういうことも申し上げておるのでございます。

また、商社を調査して公表するだけではと言われましても、しかし、それはそれなりの効果もあり、御心配いたしておる買ひ占め問題につきましては、農林省としても、やり得ることにしては、たとえば食糧法による調査、告発などもいたしてきておるわけでございます。

そういう経緯は経緯としてひとつ御了承いただきまして、私も農林委員の言われるとおり、このような状況というものが引き続き公然と大手を振つて闊歩するといふふうな事態は、これはもう厳に取り締まらなければならぬのでございまして、その点についてはまことに厳格ではございしますが、御承知のよう、米にしても、大豆にしても、アズキにしても、生糸にしても、農林省所管の物資についてそれぞれ適切な手を打ちつつ、また非常に影響の大きい飼料問題については、皆さんの御協力のもとに値上がり来たさないう

な緊急の対策もする、こういうふうなわけでござります。

私はそういうようなことから、一応批判のあった思まわしい商行為というものが、現在鎮静化するとも期待しておるし、またその徴候はあらわれつつあると思うのでございまして、この機会にもう一つしっかり手綱をとって、かかる事態というものをすみやかに改善をしなければならぬというところは、御指摘のように、私も非常に心配をしておるといふことを申し上げたいと思ひます。

○美濃委員 大臣の立場は微力であつても、大臣という行政権力があるわけですから、微力であつても、私どもはやはり農林物資やその他に対するこの状態を直す最大限の努力をしてみなければならぬと思ひます。また、努力をすれば、いまお話のような大臣の努力の効果がなかったとも考えておりません。それなりに私どもは見えております。しかし、簡単にとまらぬものですね。

ゴムに投機が及んでしましたね。いまタイヤがないといつて市場からタイヤが消えていくのです。今度出てくるときは倍になるのじゃないですか。倍か五割高以上ですね。一たん消えた商品は、次に出てくるときは、なくて消えるんじゃないです。倍にもなる。綿糸の買い占めがそうだったでしょう。いま全国の農民のところに行つて、さうし一反買つても去年の倍です。内地のほうの状況はわかりませんが、私も北海道の地域では、作業衣もさうしも、春さき運動会があるから、子供のパンツ一つ買つても、ランニングシャツ一枚買つても、綿である以上、去年の倍です。どうですか。タイヤに及んで、ゴムに及んで来た。最近タイヤがないといつて、市場からタイヤがいぶ姿を消していつております。これは投機が入つておるのです。投機が入らなければ、この時期にタイヤがないなどということはあり得ないわけですね。おそらくことしの寒くなるころになれば、ゴム長も倍になるんじゃないですか。一たん消して、出てくるときには倍になるんじゃないかと私は思ふのです。とまつていないのですよ。

ですから、もう少し、やはり微力であつても、どうですか、もつと商社をあれるために、とりあえず一品目でもいいですから、関税割り当てになつておるわけですから、無税の割り当てのえさだとか、あるいは、いまの大臣の権限ですぐ規制できないものはやむを得ないとしても、とりあえず規制できる関税割り当て制度になつておるような農産物の輸入やあるいは農機具類の輸入、こういうものを商社からとらうとかという意見を

出しておるわけですね。取り扱ひ上、マンモスになれば人間も多ければ給料もかかるから、取り扱ひ手数料では、率直に申し上げて商社がやつても全農がやつても正當なマージンにはそうかわりなく、いやくも農協という看板を掲げてゐる以上投機の意味はないですから、農協協同組合連合会に投機の意思はないわけですから、役員にも職員にもございせんから、それにやらす。せめて投機の心理のないものにとつてやういふことをやらして、投機心理のあるものをもう少し金融の面からも事業の面からも抑制していかなければならぬのではないかと買ひ占めて積んでおるものを、監査員を回して見つけて公表するといふもの、これは私は意味がないと言つておるのじゃないのです。それだけの手段じゃとてもとまらぬ。現実

にやつたんだから、もう少し投機行為を抑制する現実的な政策を商社に向かつてとるべきだ、こう思ふのです。どうですか。検討する余地があるかどうか。いまここでやりますという即答はできないけれども、私の言つておることは無理なのか、さういふことを考えなければならぬのか。やはり大臣のお立場になれば、いま直ちにこういう重要な問題を、よくわかりました、すぐやるという答ければ直らぬ時代になつてきたと思ふのです。金融の面と物の流れの面とをどうしよう。私どもは、機械の輸入もえさの輸入も、投機の心理の働いておるものにはもうまかせられない。それを取り上げるのだから、金融をまずとめて、物の流れも政治的に取り上げられるものは取り上げてしま

う、やらさない、そこまでいかなければいかぬと思ふのですが、どうでしょうか。

○農内閣大臣 投機など、あるいは買ひ占めなどをやるおそれのない適切な団体への輸入割り当てをふやしてやる、私はこれも一つの考え方、十分検討の余地があると思ひます。また、考えたと思ひます。

ただ、非常に私どものむずかしい立場は、いま現に物が隠れて、ない。そのないときに、さらにこれこれの商社には扱わせない。そうすると、いわゆる一つのルートを通断するといふことが、姿勢を正す上にはいいけれども、それが一体どのような経済的影響を起すかといふことを考えますと、なかなかこれは微妙なものがあると思ひます。ですから、そこを切りの切りかえとか姿勢を正すといふことについては実にむずかしいが、現にモチ米に始まつた問題を処理するにあつて最も頭を痛めたところであるわけですが、しかし、私どもから言つては恐縮でござい

ますが、大体このほうの姿勢も正され、価格の面においても安定する徴候を見せておるといふこと、ございしますから、努力次第であると思ふのであります。御指摘のように、相当な範囲の販売量を扱つておる商社、その商社の中でAはいけない、Bはよろしいといふわけにはいかない。そうすると、A、B、C、D、E、全部も

ういけないといふことになった場合には、一体どういふ影響があるのか。こういう場合だから、一時大きな影響が出ておるのを忍んでやれ、それも時と場合には考えなければならぬ場合がございしようが、私としては、いまこれだけきびしい批判の中で、しかも一方において全体的な金融引き締め政策も行ない、過剰流動性を何とか防ごうという措置もとられつあるときでございしますから、まずこのところはそう短兵急でなくとも、もう少し様子を見つ、なお締めるべきものは締めていつたらどうか。

ただ、きょう承つておつて、ゴムがない、また綿糸も出回らない。その影響がある。また私自身の

の承知しておるところでは、場所によつて軽油など非常に不足して農作業に困難を來たしておる。いろいろなものを押えた結果が、またよそのほうへ過剰流動性がずつと追つかけておるといふようなことの徴候であるとする、これはまた非常に問題だと思ふのでございまして、いま申し上げた物資は農林省所管ではないけれども、しかし、これは關係の一人としてなお油断はできぬといふことと、さらに一そうの努力をしなければならぬといふことは當然だと思ひます。また、先ほど來の御意見は今後の施策の上によく検討させていた

だきたいと思ひます。

○美濃委員 次に進みますが、ひとつ十分な検討してもらいたいと思ひます。やはり私としては一べんに排除は困難が起るから無理だと思ふ。逐次この段階で起つてきたこの物欲刺激、これはいろいろの原因があると思ひますけれども、とにかく物欲刺激、正常の欲望を越したもうけ、いわゆる暴利ですね、暴利にはしるという悪習慣、それを、先ほども申し上げましたが、国内流通の上でもこれを締め出すもう一つ方途を強化する必要があると思ひます。そこで、そういう商社の融資を切つて、その金は、資金運用はせんならぬから、その金をかわつて消費生活協同組合に回す。

農林物資はそういう商社の手をくぐつて、そういうモチ米の問題もありますけれども、そういう商社に連座融資をして集荷をせしめる、そして卸だ、小売りと消費者に行くまで五段階、六段階、また集荷をするまでに三段階もの手数料をくぐつておる。いわゆる日本の流通はきわめて段階の多い、流通コストの高い流通体系であるといふことは、もう国民ひとしくいわれておる。それはなかなか直らない。その上投機心理が加つたわけですから、ここですういふ物の流れを現実の上で変えていく。それには投機心理なるもので物を集めるようなものに、いやくも農協系統で集めた金を一銭も貸してはまかりならぬ。そういう貸す金があるんであれば、消費生活協同組合に対して貸し、生産と消費を直結する方向へ流れを

えぬ限り、現実の上でそういう行為をやらなければ、ものは改まってこないと思うのです。もうこれだけ物欲刺激、欲望にこり固まったこの流通の体系がこまで来てしまつと、簡単な行政指導や簡単な方法では直らぬではないか。物の流れの上で商品投機の意味はないですから、生活協同組合が傘下のものに流通をするときに、少しでも高く売ってやれ、そこまでは言っていないのですから、投機意識のない流通体系に可能な限り変えていく。そのことによって現実の上で投機の抑制ができるんではないか。また、できなければ一生懸命に努力して、投機的な心理をもつてうごく流通を将来締め出してしまわなければならぬのじゃないか、こんなことになるのであれば、大臣、これはこの状態で放置すれば、ほんとうに悪質なものになって、あるいは社会悪の原因となり、社会混乱が起きないと言えませんか。寒空になってゴムぐつもなし。ほんとうにないなら、戦時中のように、何かの原因で、需給関係でないなら国民はあきらめますよ。倉庫に一ぱい入って、おつて、表面はないんだ。もうどうにもならぬ。長ぐつが破れてどうにもならぬから、北海道のあるところでは、冬期間のえさを集めるのに必要だから、何ぼでもいいから一足見つけてくれぬか、何ぼかと言つたら、いままでは七百円くらいだったが、三千円だ、セメントと同じようにそうなるのです。それはどう困るというんだ。一足くらい見つけようか、まあ何とか高くてもいいから頼む、もう背に腹はかえられないからやむを得ぬ、それなら三千円だぞ、こうなる。こういう行為を見逃さずわけにはいかぬです。末端までそうなつてしまつたんですから、今日もはや商品投機は総合大商社だけでなくなる。その発端を起したのは、元凶はこれであるということですね。ですから、そういう意識のないほうへ流通を少し変えていかなければならぬ。百八十度すぐそれに全部転換してしまふというのではないのです。体制を固めて抑制をしていかなければならぬ。抑制の効果はある。もちろん投機抑制の行政指導なり、あるいは

いま監査員を置くということになっているが、そういうものも必要であらうが、それだけではだめだ。現実の物の流れで投機心理のない流通系制を助長しなければならぬ。それにはやはり農林中央金庫の金を消費生活協同組合に構成員に準じた流し方ができるようにして、現実的に農林物資については生産と消費とを直結してしまふという方向へ漸次流れを変えていく。投機心理をあおっている者にはそんなに貸さぬで、その金があるのなら、全国にそういう新しい流れの体制をつくり、そこへ融資をしていけばいいんじゃないですか。そのことによって投機抑制ができる、現実的に物の流れの上で投機の手段を講じていかなければならぬ、こう思うわけです。いかがですか。

○農内閣大蔵大臣 先ほどお答えいたしましたように、資材の買い付けの関係では、投機のおそれのない適切な団体への割り当てを活用していく、これは検討をさせていただきます。いまの生活協同組合の関係をいかにいふ、これは物品の販売のほうについて同じような考え方に立て、こういうことだと思ふのでありまして、それは現在でも系統資金が生協のほうへも融資もできるようなつておりますので、いまのようなお考えのもとにできるだけ活用する、これには異論はございません。

要するに、御意見としては、現に投機あるいは買い占め、売し惜しみ、そういうような商道徳に反するような行為をしておる巨大商社について厳正な注意をし、またそのようなところへはできるだけ限りの資金の流れぬようにという御意見だと思ひます。それについてもわれわれのやり得ることです。そういうおそれを防ぐことができれば、それは非常にけつこうなことでありますから、農林中金の貸し付けについてはいささかも疑念があるようなことを申し上げておるわけでありまして、一言多いようでございますが、ただ、それをやる上におきまして、ここでびしっともう大手商社全部締め出す、こうなると、もうそのときには

それなりの問題が起きるので、それに対する対応策も考え、それが手が打たれておればもつときびしくやれると思うのでありますが、何ぶんにも長い歴史、長い間の経験に基づく長いルートのついでおることでございますから、これを投機のおそれのない適切な団体だからそこへすぐ切りかえるといっても、そこは商行為のお互いの間で、おまえのほうか、そうかといつてすぐ切りかえるようなふうには、これは常識的に考えられませんか、そういうような点も十分考えながら、しかし、現に起きるおそれの投機的な行為、いまだ残つておる過剰流動性について、あらゆる方法を講じてこの機会に姿勢を正すということが絶対必要だと思ひます。

○美濃委員 この問題で、いま大臣のお話を聞いておつて、なるほど大臣のお考えもわからぬわけじゃないですけれども、しかし、やはり相当勇氣を持たぬと、たとえば私どもがいま提起しておることは、その長い習慣なり実績が凶器に変わつたわけですね。反社会的な凶器となつておるわけです。国民生活を苦しめる凶器なんですね。その凶器をもぎ取るときには、あるいはこちらにはけがするかもしれない。凶器をもぎ取るときには多少の混乱もあるだらうし、けがをするかもしれない。それから、もぎ取る時期も、確かに大臣の言うようにありましようけれども、とにかく可能な限り、多少の混乱はあつても、こういうことが改まらぬ限り、逐次もぎ取っていく。もぎ取る過程で多少の混乱やあるいは、反社会的な狂人的な考え方に変わつてしまつておるわけですから、狂人が持つておる刃物をもぎ取るうとすれば、こちらがけがをするかもしれない。しかし、そこまでの勇氣が要る段階になつてきたと思ひます。もぎ取る時期やもぎ取り方や、それにはやはり一挙にもぎ取つてしまふことがいいのか、いろいろ物の流れとの関係、現物との関係もありますから、多少のいろいろ時期的な問題はあらうけれども、原則としてはやはりそこまで行かぬければ、日本の経済、流通、物価はこういう投機行為というものがと

まらない、こう思うわけです。これは御答弁要りませんから、もう少し前向きになつて、大臣もそれはひとつ検討しよう、やらなきゃならぬ、こう言つておるのですから、その時期なり方法なりにもうちょっと積極的な、多少の混乱と多少のことはやむを得ない。やはり物の流れを変えるためには、一時的な混乱はつきまとう。その混乱が、とまつてしまふような混乱ではないけれども、多少の混乱はあつてもあえてやらざるを得ないと私は思ひますから、その点十分ひとつ検討の中で勇氣を持つていただきたいと思ひます。

次に、農協法の関係について若干お尋ねしたいと思ひます。農協といつても、時代の変遷で都市化地域のまんな中に農協というものが埋没してしまつて、調べてみたら、定款の正組員要件に該当するものはほとんど何人かになつてしまつて、結局は全部宅地になつて、膨大な土地を売つた金が、昔、組合員ですから、やはり農協に預金される。農協といつても、その預金管理が主たる業務で、販売物もなければ生産指導も要らない。定款という正組員要件の者はもう何人かいない。こういう農協も、特殊な例ですけれども、あるのです。大都市の中にある農協は、もう農協の周辺は全部宅地化してしまつた。昔は畑だった。昔は練馬大根なんていうのもあつたのですが、あの辺はどうですか。練馬農協というのがあるでしょう。あの辺に行つてみると、そういう状況になつてしまつて、農協といつても生産指導も要らない。農業の生産資材の供給も要らない。スーパーをやれば消費物資は要りますね。やるならばスーパーと資金管理、それ以外の組合のためにやる事業というものは変化してしまつてゐる。こういう事態も出てくる。

それからまた、資金運用といひますけれども、今日、専業地帯の農村は、米の生産調整と物価の上昇に見合わない農産物価格というふうなことで、専業農家の組合員のおる地帯はいずれも資金余裕はありませんね。オーバードローンですね。専

農業家自身がオーバーローン。組合員が全部オーバーローンになれば、その組合自体もオーバーローンですね。集めておる金よりも借入れ金が大きいです。もちろん専業地帯ですから、構造改善もあれば、規模拡大もやりやすから、そういういわゆる構造改善投資等が加わり、政府資金、近代化資金、そういうものが重なって入ってきて、もう資金運用どころか、やはり借入れオーバーローンである。これが実態ではないでしょうか。そういう状態の中で、農業協同組合というものは、農業家なのですが、現実には農業というものがなくなつたところに農協だけが実在しているという面があります。私はこれを極端に非難しておるわけじゃないです。またお互い農協人としてそれらの地域の人がある、農業生産物はなくなつても、預金だけでも預けて農協をおやりになつておるのですから、それがいいとか悪いとか非難しておるわけじゃないのです。

そういうふうな歴史の中で変わってきたということですね。たとえば宅地転用するにあつても、組合員要件というのはいくらもなくなつていくわけですね。今回の法改正の宅地造成とか、こういうことが農協事業として行なわれるようになり、半面、従来の組合員要件というものはなくなつた。調べてみると、もう正組合員要件に該当する者は何人しかいない。だけれども、それじゃあまりさびしくなるから、定款上の組合員要件は欠けておつても正組合員として扱う、こういうことになつておるわけですね。そういう農協と、ほんとうに国の食料、国民食料の生産をする専業農家をかかえて、それに対していわゆる農業の生産指導、集荷、生産資材の供給という形態の農協、これを同一にして法律を改正したりするので非常に無理ができてきたんじゃないかと私は思うのです。

そこで、農業協同組合の定義をどうするか。従来の農業協同組合の定義といえば、やはり専業地帯での農業生産指導、できた農産物の集荷、販売、こういうことが定義となつておる。今度の農業協同組合法の改正を見て、宅地を造成するのは

農業でないと思うのです。住宅を建築するのは農業じゃないと思います。これが農業という定義になりますか。それはどうですか。農協というものの定義はこれからどうするか。そういう農協の実在を無視するわけにはいかぬ。おかしいではないか、やめてしまえというわけにはいかぬ。今度の農協法の改正の中の宅地造成は、こういうものがさらにやれるように大きく期待しておる。しかし、それは農業ではないのだ。宅地造成をして家を建てるのは農業とは言えないでしょう。言えますか。これからの定義はどうするのだということですか。どうお考えになりますか。

○内村(農)政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、宅地造成が農業でないことは事実でございます。そのとおりだと思います。ただ、農業協同組合は御承知のとおり第一条に、「農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする。」ということになつております。したがって、最近のように、農地がどんどんスプロール化していく、しかも無計画にやられる。それを農協が計画的に宅地造成をやりながら優良農地を守っていくというのは、これは農協法一条の法律の目的の範囲内の行為ではないかというふうに解釈されるわけでございます。

○美濃委員 もう一つ聞いておきますが、そうすると、たとえば一ヘクタールの農地があつて、そのうち十アール宅地造成するとしますと、あとに残る部分がありますから、まあ内地の面積からいけば、蔬菜地帯であれば、いわゆる定款要件に合う農業ですね。そうしたものが全部になったらどうなるのです。その者は農民じゃないじゃないか。農民の経済的な向上といつても、たとえば大都會の中へ、もうずっと都市計画に入っちゃつて、その人の全面積が、公共投資が終わつた、道路もつた、下水道もできた、当該農民の応じた全面積に、市街化宅地としての公共投資が終わつてしまえば、その人そのものは農民ではないのじゃない

ですか。農民の経済的な向上といつても、その人が農民ではないわけですね。市街化地域の農地に宅地としての公共投資が終わつて、宅地割りができまして、下水道も入った、道路も整備された、ガスも入った、電気も入ったということになれば、その段階でその人そのものがもう農民ではないのじゃないですか。農民の経済的な向上といつても、そういう意図を持って宅地造成に依つて、ブルドーザーが入った段階ではその人は農民でなくなつてしまふわけですね。定義としては、全面積がそうなつた場合、その人は農業者ではないわけですね。農民の経済的な向上を農協がやるというのは、どこまでが限界なのかということが問題です。どこまでが農民なのか、どこまでが農協の行なう組合員のための社会的、経済的地位の向上なのか、どこまでの限界を農民というのか、どこから農民でなくなつてくるのか。全部農民だといふんならば、勤労者の方々の中にもあるいは農林省の方々に農家の子弟は多いのじゃないですか。そこまで農協が及んで農民と解釈していいんですか。どこかで切れるのでしょうか。元農民であつても、どこかで農民でなくなる限度があるわけですね。それを、元農民であつた者はどこまでも農民としていくのであれば、元農民もしくは農民の子弟であれば、農林省のお役所につとめても、農民として扱わなければならない。どこかで切れるのです。その接点が出てくるわけですね。農協法でいう農民の限界というものが出てくるわけですね。その農民の定義というものをこれからどういうふうにしていくのか。これは現実の問題ですから、非難をしているわけではないのです。それを一がい非難してみたつて、社会的要求でそういう要素が起きてくるわけですから、非難するんではない、そういうものの定義をどうつけていくのか、それが一つです。

それからもう一つは、そういう中で一面、先ほども私が申し上げたように、不動産業者や何かと違つて、農協が組合員の委託事業等をやつていくについては、それだけの理由があるというふうには

私は思います。それが悪いこととは思いません。さつき言ったこととまた違ふことになりまして、農協にそういうことをやらせれば投機意欲になつて悪いというふうに感じてものを言つてゐるわけではない。やはり農協というものは普通投機にはしつたりする面が少くないですから、農協がやることは不動産業者よりは社会的な貢献がよろしいのではないかと私は思います。この法律の改正でそういう面の効果はあらうと思つて、効果なしとは考えていないが、しかし、だからといって、農協がそういう立地条件下にあるからといって、その中で特に極端に投機にはしるようになる、もう農協にやらす意味がなくなります。極端にもう主業本位の投機へ突つ走らなくなつてくると、不動産業者がやるのも農協がやるのも同じということになる。そこにはやはり事業経験や何かの未熟性から危険性が伴つて、この国会でつくつた預金保証法で、全国農協で手にひび切らして働いておる専業地帯からも保険料を積み立てて、その金で預金保証をしなければならぬような事態が起きないとは言えませんが、そこらのところの指導なり体制なりは、こういう法律をつくる以上、もう農民から離れようとする接点にある組合員の経済的な立場と、その事業を通じて不動産業者よりもやはり社会的な貢献度というものを果たなければ意味がないと思うので、それらに対する農林省の指導なり考え方はどうか、これをお尋ねいたします。

○内村(農)政府委員 まず、最初に御質問のございました農民とは何ぞやという問題でございます。これは私も農協を監督しております立場の者としても、実は最近非常に悩んでおる問題でございます。御指摘のように、先生が御指摘になつたような組合が現にございます。たとえば東京都に大森農協というのがございます。これは大田区の農協でございますが、今日、大田区にはどう考へても農業があるようには思えません。しかし、農協はございまして、りっぱな事務所が四つあるというふうなことになるのであります。そこで、私

はちょっと疑問を持ちまして調べたわけでございます。と申しますのは、農協法上、組合員が十五人未満になりますと、解散しなければいけませんのでございまして、そこを調べましたところ、やはり組合員が三百人くらいいるわけでございまして、それはどういふ人かと申しますと、昔はやっぱり農民であった、しかし、現在や九十九日くらいは花だとかそういうものに従事しておられるということで、三百人くらいいるという人たちが残っております。農協としての要件は備えておるわけでございまして、しかしながら、事業は信用事業に偏しております。市街地の信用組合とあまり変わらぬというふうな形になっております。

そこで、私もといたしましては、そういう都市農協の問題について、先般からも御答弁申し上げておりますけれども、今年度から農協の制度問題の検討会をやると思っておりますので、その検討会の一つの大きな課題にして検討したいというふうに考えております。ただ、都市農協の問題というものは、やはり農協の組織自体が大きな問題でございまして、いろいろな角度からやはり慎重に検討しなければならぬ問題であるというふうに考えております。

それから、今度住宅等供給事業を農協がやることになって、それが投機にはしつて不動産業者みたいになるのじゃないかというところでございまして、私もといたしまして、そういうことがあつては絶対いかぬというふうに考えております。申し上げるまでもなく、農協法上農協が営利にはしることは禁ぜられております。したがって、宅地等供給事業につきましても、事業規程その他の認可あるいはその後の検査というふうな問題を通じまして、そういうことが起こらないように十分指導したいというふうに考えております。

○農協委員 以上で終わります。

○佐々木委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農協法の一部を改正する法律案並びに農林中央金庫法の一部を改正する法律案について、農林大臣にお伺いいたします。

この両法案については、私は去る四月十八日に当委員会にて二時間余にわたつて質疑をいたしましたところでございますが、その中で特に問題となつた点について総括的に質問をいたしたいと思つたのであります。以下の御質問は将来必ず問題点となると思われまふので、ひとつ明快にお答えをいただきたいということを、最初にお断りをするわけでございまして。

農協協同組合法の一部を改正する法律案のほうでございますが、この中の第十條の九の一として「地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつておる若しくはその基本財産の額の過半を拠出しておる営利を目的としな法人に対する資金の貸付けで改令で定めるもの」と、こういうふうに規定してありますが、この中の「営利を目的としな法人に対する資金の貸付けで改令で定めるもの」と、この中にはどういふものを予定しておられるか、具体的にお答えをいただきたい。

○内村(農)政府委員 改正後の法第十條第九項第一号は、地方公共団体と地方公共団体が主たる構成員等となつておる非営利法人に対する資金の貸し付けを規定してあるわけでございまして、これはいづれも公共性の高い法人に対する資金の貸し付けでございまして、改令では、貸し付け金の資金種類等は特に限定せずに、償還期限のみを限定することを考えております。

この償還期限につきましては、この貸し付けが、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において容認されるものであり、その限りでは余剰金に類する性格を有することから、あまり長期にわたることは本来業務との関連において問題を生ずるおそれがあるもので、当面十年以内に定めたいというふうに考えております。

次に第二号の、改令で定める資金の貸し付けは、どういふ資金であるかということでございますが、これにつきましては、土地または施設の取得もしくは造成に必要な償還期限が十年以内の資金でございまして、次のような資金に限定したいというふうに考えております。

一つは、農村地域工業導入促進法の実施計画または産業地域振興臨時措置法の産業地域振興実施計画に適合する事業を営むものが計画区域内において工場等の施設の増設を行なうために必要な資金の貸し付けということを考えております。さらに、低開発地域工業開発促進法の低開発地域工業開発区域内の工業の開発に寄与すると認められる製造の事業を営むものが当該地区内において工場等の施設の増設を行なうために必要な資金の貸し付け等、非常に公共性なり政策性の強いものを限定したいというふうに考えております。

○瀬野委員 ただいまの二号の中で償還期限十年を考へておるといふことでございまして、そうすると、極端に言えば、どんな企業でも貸される、こういうふうな理解をいたしておりますか。

○内村(農)政府委員 非常に公共性の強いものに限りたい。営利法人でございまして地方公共団体の出資があるか、あるいは地域開発立法に基づいて計画達成のために必要なものに限りたいというふうに考えております。

○瀬野委員 十條九の二の「農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で改令で定めるものの貸付け」ということがあるのですが、いま答弁がございしました工業導入法によるものと産業地とか低開発地域云々といふいろいろ言われましたが、この「改令で定めるものの貸付け」とは、これはいま言われたようなものを具体的にいはう、こういうふうな理解をいたしているのか、それ以外にもまだあるのか、その点を明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたような農村地域工業導入法に基づいて進出する工場とか、そういったような公共性または政策性の非常に高いものにしたい。さらに地方公共団体が構成員もしくは出資者となつておるかまたはその基本財産の額の一部を拠出しておるかまたは主務大臣の指定するものが農村地域内において産業基盤、生活環境の整備に関する事業を行なう

ためにそういった事業をやつておるものにも貸すというところで、繰返して申し上げておきますけれども、非常に公共性の強いものに限りたいたいというふうに考えております。

○瀬野委員 公共性の強いということですが、これはまたいろいろ解釈のしかたもあると思ひますが、公共性が強いということとは、どういふものを公共性が強いというふうに検討されておるのですか。

○内村(農)政府委員 公共性が強いということ自体の解釈が非常に問題じゃないかという点でございまして、私も、私もといたしまして、やはりその事業が公共性を持つものであるいは政策性を持つものというふうに考えております。先ほど申し上げましたけれども、営利法人であつても地方公共団体の出資があるものあるいは地域立法に基づいて計画の達成のために政策的にやつておるというふうなものには融資すべきであるというふうに考えております。

○瀬野委員 公共性が強いというその判断をするのは、具体的には、実際の貸し付けをする場合にどこが、だれがこれを判断することになりますか。

○内村(農)政府委員 公共性、政策性の強いものをつかまえて、それを改令で規定していきたいという考え方をしておるわけでございまして。

○瀬野委員 次は、十條の五でございまして、この中の一項に「組合員の委託を受けて行なう所有に係る転用相当農地等の売却若しくは貸付け又は区画形質の変更の事業」というふうな条項があるわけですが、これは宅地のみならず工業用地にも転用して貸すということになるわけでありまして、この貸し付けをする場合に、政府は、開発計画をつくらせて地方公共団体と協議をしていふうにいろいろ説明をしておられるようでありまして、その辺はどういうふうな順序でやるのか、もう一度説明を願ひたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 地方公共団体と協議して作成した計画に従つて貸したいというふうに考えております。

○瀬野委員 そこで、具体的に、宅地等供給事業を別法人でやる場合には、農協等のいわゆる意見が、すなわち農民の声が反映しないということも将来考えられると同時に、かつて気ままに運営されるということにもなりかねない、かようにも思うのですが、そういうことに對してはどういうふうに検討されたのですか。

○内村(農)政府委員 別法人でやるというのは、いわゆる農協の共同会社のことの御質問かと思ひますけれども、私もといたしましては、農協がそういう共同会社をつくりまして、農協法の全額ワケ外で不動産業者としてそういうことをやるのは好ましくないと考えております。

しかしながら、協同会社の問題につきましては、指導上非常に問題がございます。と申しますのは、農協につきましては、私どもは農協法上の監督、指導権を持つておるわけでございますが、農協が出資する協同会社ということになってまいりますと、直接の監督権がございせん。したがしまして、私もといたしましては、協同会社をつくるときには事前に届け出をしないといふようなことで指導はしております。したがしまして、そういう指導を通じてそのような好ましくない協同会社の設立というものは極力抑制するようにしたいといふふうに考えております。

○瀬野委員 協同会社に対しては政府は極力抑制をしたい、こういうことでありますけれども、そんなことではとてもこれは抑制できないと思うのです。いわゆる農民の金を農民に還元するというのがやはり原則でありまして、もちろん時代の流れといふことはわれわれも十分わかるわけですが、極力抑制をするというふうなことで事足りるかどうか。おそらくこういふことが、別法人をつくってどんな宅地供給事業が進められるということになりますと、これは将来たいへんな問題になるんじゃないか、この辺、もうちょっときつとした規制をすべきじゃないか、不安がある、かように思うのです。その点農林大臣はどうですか。

○内村(農)政府委員 農協がそういった協同会社をつくるという場合には、やはり出資するといふ形態になると思ひますけれども、そういった無秩序な開発といふものをするような協同会社に出資する場合には、やはり組合員のほうから相当なういったものを抑制すべきであるといふような声が出てくるということは十分考えられるわけでございます。したがしまして、農協がそういうものに出資するといふ場合につきましては、内部的な牽制も相当あるのではないかとはいふに考えられますし、また行政庁といたしまして、そういう出資は好ましくないと指導はしなければならぬといふふうに考えております。

○瀬野委員 農協内部の牽制もある、またそういった出資については抑制していかなければならぬといふことをおっしゃいましたが、はたしてそういうことで抑制ができるかどうか、まことにこの点が心もとないものであります。

次に、農林中央金庫法の問題で、第十四条の三の二、「経済社会ノ発展ヲ図ル見地ヨリ貸付ヲ為スコトガ適切ト認メラルル法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」、こういうふうな条文がございまして、まことに抽象的で理解に苦しむのですけれども、具体的に「貸付ヲ為スコトガ適切ト認メラルル法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」とはどんなものを予定しておられるか、この点もひとつ明確にしたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 まず最初に、この命令はどのようなときにどのように定めるのかという点について申し上げますと、この命令は、農林中金の資金の異常な増大と、一般金融情勢から見て、通常の資金運用が困難と認められる場合、すなわち中金の立場から見ますと、一種の緊急避難的な場合、あるいは農林中金の資金について政策遂行上特に必要があるとして政策的な要請がある場合など、そのときの情勢に応じまして、緊急に農林中金が対応する必要がある場合に定めることを考えておりまして、命令は対象法人についてその性格等を包括的に命令で定め、個別具体的な法人について

は、主務大臣の指定または認可によることにしたいといふふうに考えております。いずれにいたしましても、こういった資金の性質から見まして、この中金の貸し出しの場合も公共性の強いものに限っていきいたいといふふうに考えております。

○瀬野委員 そうしますと、営利を優先する一般企業、こういったものはもちろん含まれる、しかし公共性の強いもの、こういうふうに理解していいことになりませんか。

○内村(農)政府委員 本件の融資につきましては、個別に一件一件行政庁において認可するわけでございますから、ただいま申し上げましたように、公共性の強いものを前提にするということでございます。基本的にはそういったものでございまして、それが営利法人は全然排除するのかわり、営利法人でも、たとえ政策目的に従つてある行為を行なう者については考える必要があるのではないかと。その場合におきましても、具体的には認可をしていきたいといふふうに考えております。

○瀬野委員 営利を優先とする者についても政策目的に沿つた者は考えられる、また必要なものと思ひます認可をしていきたい、こういうことですね。その辺の判断その他がたいへんむずかしい問題になります。これは農林漁業金融公庫などでもいろいろ問題があるところでありまして、この辺の運用は厳に指導していかないと、将来いろいろな問題を起すことになるんじゃないか、こういうふうに懸念されるわけですね。

それから、時間の制約があるのもう一つ、二点お尋ねしますが、第十三条の九で「所屬団体又ハ所屬団体ガ主タル構成員若ハ出資者タル法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」を「其ノ出資若ハ株式ノ払込金ノ受入又ハ其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト」とございまして、これは当然営利を目的とする企業並びに第三セクター、こういったものも入る、こういうふうな解釈するわけでございますか。

○内村(農)政府委員 出資の払い込み金等の取り

扱いは、増資等を行なう団体のおもなる預金取引先が行なうのが適当でございます。今回の法改正にあたりましては、所屬団体及び協同組合等の預金の受け入れ先である農林中金に増資等の払い込み金の受け入れ等の取り扱いを認め、当該所屬団体等の増資手続に便益を与えたいといふふうに考えておりまして、主として所屬団体、協同組合、協同会社等を考えておるわけでございます。

○瀬野委員 第十三条の十ですが、この点も明らかにしておきたいのですが、「主務大臣ノ認可ヲ受ケテ、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ノ一部ヲ代理スルコト」

農林中央金庫へ前項第十号ノ規定ニ依リ、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ヲ代理シテ所屬団体以外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ、こゝにあるわけですが、この前半は一応わかるのですが、これも問題になるので明らかにしておきたいのですが、最後の「所屬団体以外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ」、こゝにあります。この点についてはどういふものを所屬団体以外の者、こゝいうふうに予定しておられるのか、それを明確にしたいのであります。

○内村(農)政府委員 この典型的な例は農林漁業金融公庫が所屬団体以外の人に貸したといふような場合でございます。

○瀬野委員 最後に一点農林大臣にお伺いします。この中金法はすでに先般私も二時間にわたつて質問いたしてまいりましたが、三年前からいろいろ中金でも準備をされ、少なくとも一年前から政府においても検討をされてきたわけですから、この法案をつくる際には金融緩和時代でございます。その後、御承知のように、インフレ抑制といふことから金融引き締め時代の時代に現在入っている。こういったことを考えましたときに、ずいぶん前から予定してつくつたこの法案が、今後こういったきびしい金融引き締め時代に入ってい

くわけですけれども、これに対してどのように検討し、対処すべき指導していかれるのか、どういうように当局はお考えであるのか。世の移り変わりが激しいわけでもございましたが、その点をどういうふうにお考えおられるのか、大臣から明らかにしていただきたい。

○櫻内閣務大臣 御指摘のようなそういう背景のもとに作業が行なわれておった、そのことも否定はいたしません。しかし、農林中金が現に所属団体への貸し付けの状況であるとか、あるいは手元の余裕金の状況であるとかいうものを勘案してまいりますれば、農林漁業金融機能の強化という点から、各種の施策をいろいろと講ずるといふようなことが内容の中に入っておったといたしまして、それが情勢の変化において直ちに問題になる、こういうことではないのか。現在の情勢からいいますならば、どちらかと言えば、金融の引き締め時代に入ってきておる。また過剰流動性の問題があるじゃないか、こういうことになってきますならば、それはそれなりに農林中央金庫の運営の上に反映せしめることでいいのであつて、今回の改正それ自体というものについて、特にこの際検討し直す必要があるかないかということになりますと、それは私としては今回の改正の内容でよろしいのではないかと、運用の上でそのときそのときの情勢は反映させていけばいいのではないかと、このように見ておるわけでありま。

○瀬野委員 最後にもう一点農林大臣にお伺いいたしますが、中金の金利でございすけれども、中金ではいわゆる預金と貸し付けというものはうらはらになるわけですね。現在中金には相当な資金量があるし、金融機関の中でも第六位にランクされているというところは周知の事実であります。今回の法案で、こういう金融引き締め時代であるけれども、この趣旨説明にもあるように、また法案の中にも盛り込まれておりますように、貸し付けを拡大していく方向でいろいろ検討されておるわけでございますが、この金融引き締め時代になつて金利の問題等が相当問題になつてくると思

うのですけれども、いたずらにこれを変更すると、他の金融機関といろいろあつて起ることということも考えられる。預金金利は最近かなり上げておりますが、貸し付け金利というものがまた問題になつてくると私は思うのです。こういうことについて、いわゆる預金金利は上げたけれども、うらはらである貸し付け金利は据え置く、こういう方向で指導されていくのか。かりにそうであれば、やはり膨大な資金量があるといつても、中金のいろいろな内部の資金操作にも問題が起きてくるわけでございますので、外部の運用益等で補うとかいろいろなこともあろうかと思うのですが、その辺はどういうように踏まえて今後指導されるのか、また農業の発展のためにこの金融を円滑にやつていく上にお考えおられるのか、その辺ひとつ最後に御見解を承りたい。

○櫻内閣務大臣 元来、農林中金が農林漁業関係のためのものであるということを頭に置いて考えますときに、いま一般的な金融情勢が引き締めになつておるから、直ちに貸し出し条件をそれに伴つて厳正にすべきか、こういうことにつきましては、現在のところ私としては考えておりません。一般的情勢と非常な懸隔を見るとき、いろいろな場合はまた別でございすますが、農林漁業の発展のために、また農村のために寄与するようにということから考えますならば、いまにわかに金利その他の貸し出し条件をいじるといふことは、この段階では考えておりません。

○瀬野委員 この農協法と農林中金法については、私がたゞいま指摘しましたようなことが、冒頭に申しましたように、かなり将来に問題を残すということがありまして、今後の農業発展のために一歩前進であるし、これが運営を間違わないようにしていけば十分農家にもこたえられるということもわかるわけですけれども、将来にこういう問題を残すという懸念がありまして、中金法も五十一年の期限が十月三十一日に参りますし、存続することにやぶさかではございせんけれども、こういう諸問題等もございまして、今後さらに

検討することにいたしましたして、以上で質問を終わりといたします。

○佐々木委員 稲富後人君。

○稲富委員 先般来数日にわたりまして同僚各位から両法案に対する質問も十分尽くされておりますので、私は要点をかいつまみまして若干お尋ねしたいと思つておりますが、法案に対する質問に入る前に、農林大臣に特に私は申し上げたいと思つてございす。

先日、新聞を読んでおりますと、近いうちに農林省の局長の異動があるということが報ぜられまして、もうすでに部署まで、だれは勇退するのだ、だれはどどこにいくのだというのを新聞記事に報道されておつたのでございす。事実はどうか知りません。ただ、ここに私、申し上げたいことは、今日まだ国会開会中であるし、しかも法案等の審議最中に、その関係局長あたりが異動するとかいうことになりまして、これは質問する者も答弁する者も身が入らないだろうと私は思うのであります。こういうことは以後慎まなければいけない問題であると思ひます。そういうことをやつておれば、あるいは国会軽視のそしりも免れることはできないと思ひますので、そういうことをお考えになつておるかどうか、その点を最初に大臣にお聞きしておきたい、かように考えております。

○櫻内閣務大臣 新聞などでいろいろ取りざたされておることは、私もときに目に触れることがございすますが、全くこれは意外な感じをしておるわけでありま。ただいま稲富委員がおっしゃったとおりに、私個人からいって、いまこの国会審議の大事なときの最も手足になつてやつていたたいておる諸君の異動など、もうこれは考える余地がないわけでありま。しかし、どこからともなくいろいろ取りざたされるということについては、実はどういふことであろうかというふうにして、思つておるようなわけで、いまお話しのとおりに人事を異動するといふようなことは、私としては全然考えておりません。

○稲富委員 ただいまの問題了承いたしましたして、

そのとおりであるべきである、かように考えております。

農協法の問題について若干お尋ねしたいと思ひますが、これは先般来しばしば同僚各位から質問いたした問題でございすますが、農協法の制定当時と今日の農業事情といふものは、相当に変化したております。特に、都市近郊農協と純農村の農協との間には、性格、事業が非常に変わつておるのでございす。この点の変わり方に対して、農林省はどのくらいの変りがあるといふことを御認識なさつておるか、冒頭ひとつ承りたいと思ふのでございす。

○内村（良）政府委員 ただいま先生からどの程度の認識を持つておるかという御質問でございす。が、先ほどの美濃先生の御質問に御答弁いたしましたように、非常に農村及び農業を取り巻く条件が變つておりました、その中で、たとえば先ほど申した大田区農協といふようなものが出ておるといふようなこと、あるいは系統の資金の集まりにつきましても、かなり最近土地代金が高えたりといふようなものな移り変わりについては私どもなりに十分承知してゐるつもりでございす。

○稲富委員 先刻局長から御説明があつたのでございす。農協法が第一条において、「農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする」といふことをはっきり記してあります。この農業協同組合法による農民とは、第三条に「みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう」ということに定義もされております。ところが、最近におきまする都会近郊の農協といふものが、ややもしますと、第一条の後半の「併せて国民経済の発展を期することを目的とする」という、無理に解釈するならば、この中で遭遇するといふ、こういうような状態ではなからうかと思つてございす。この点を私たちはまず見きわめておきまさんと、これは純農村の農協のあり方というものに

対して非常に困難な状態をこれはかもし出してく
ると思うのでございます。少なくとも農協という
ものは農業の発展を期し、農村の振興をはかるこ
とがその目的でなければいけないにもかかわら
ず、場合によりますると、土地の販売、あつせん
もする。土地の販売、あつせんをするということ
は農業を捨てるといふことだ。農業を捨てること
にあつせん、協力をする。そうしてその売り上げ
高は農協に預けられ、農民が農協に預金をする
というところは、これは農業協同組合で許され
ているかもしれないけれども、その土地をあつせ
んすることなどは、明らかにこれは農業を捨てる
ことなんでしょうから、これは農業協同組合の精神
からいって、適しているかどうかということと言
わなければいけないと思うのでございますが、そ
の点はいかがでございませうか。

○内村(農)政府委員 農協法の目的にございま
すように、農業協同組合というものは農業者の職
能組合でございませう。したがって、ただいま先
生から御指摘がございましたように、農協法第一
条では、農業生産力の増進というものをまず第一
に持つてまいりまして、その次に農民の経済的社
会的地位の向上というものをうたつていっているわけ
でございます。

そこで、農協が農地等の処分事業を行なうこと
は、これは第一の目的違反ではないかという御
質問ではないかと思ひますけれども、やはり農協
がそういった農民の職能組合としてやっていく場
合におきましては、組合員である農民のいろいろな
需要と申しますか、必要に応じて組合がそれに
こたえていくという面が必要なのも事実でござ
います。そこで、最近の社会情勢の進展に伴いま
して、農家がもう農業を続けるわけにはいかない
ので一部土地を売るといふ場合に、不動産業者と
か——農民の人たちはいままですういった経験は
あまりございませんから、たとえば非常な不良な
不動産業者にひつかかるというようなことがあつ
てはいけないので、そういうものにかかわって農協
が組合員のためにそういった事業をやるといふこ

とは、農協法違反ということではないのではない
か、農協法の一つの目的の範囲の事業としてそう
いうものがやれるというふうに私も解釈してい
るわけでございます。しかも、その中において
無計画にいろいろな開発事業が行なわれるとい
つた場合に、農協が中に入りまして地方公共団体等
とも相談しながら優良農地は確保して、一方、そ
ういった社会経済の変転に伴う各種の需要にこた
えていくということも、一条の目的の範囲の仕事
として農協にやらせることは、組合員の社会的経
済的地位の向上ということに資するのではないかと
いうふうに考えておるわけでございます。

○稲富委員 その解釈は非常にけっこうな解釈な
んで、都合のいいように解釈していらつしやるの
で、私はそれを悪いというのではございませぬ。
現在の農協法ができてまして、農村の事情という
ものがそういうことまでやらなければならぬとい
う状態になっているとするならば、そういうよう
な特殊な事情のある農協も、純農村の農協も、農
協法という一つの法律のワケでこれを規定するとい
うことに非常に無理があるんじゃないかというか、
そういう点から、将来農協法というものを十分考
えなくちゃいけないものじゃないかということ
を私たちはよく思ひわけなうですが、この点に對し
ては何かお考えになっておりますか。

○内村(農)政府委員 確かに先生御指摘のとおり
に、地域によりまして非常に情勢が変わつており
ます。非常に都市化してしまひ、組合員であ
る農民がもう十五人を割つてしまひ、そのうち
も現にないわけではございませぬ。ところが、一
方、純農村として農業生産力を今日も依然として
持っているというような地域の農協もございま
す。したがって、非常に状況が変わつており
ますので、そういう地域によつて違つた農協とい
うものを一本の農業協同組合法で規制していくと
いうことに非常に問題があるのではないかと
思ひます。確かに御指摘のような面があることは事実
だと思ひます。

申し上げておられますけれども、本年度予算をとり
まして農業協同組合の制度の検討会を開こうと
思つております。それに関係者及び学識経験者
を集まつていただきまして、そういう最近の情勢
の変化に伴う農協のあり方というものを十分検討
してもらいたい。これは農協系統組織の重大問題
でございませうから、そう簡単に答へがでるという
ような性質の問題ではない問題もたくさんござい
ます。しかし、そういうものにとつて取り組ん
でやつてみたいと考えております。その場合に、
こういう組織の問題でございませうから、役所
がこう考へるとかあるいは学者の意見がこうだ
とかいうことではなしに、やはり系統組織の中の人
たちがこういふふうに変えていかなければならぬ
といふふうな、皆が納得するといふふうな形で
なければ問題は処理がつかぬといふような問題で
ございませうので、関係者が集まつてそういう問
題に取り組んでみたいと考えております。

○稲富委員 私がこの点を特に指摘して申し上げ
ますゆゑのものは、事情は非常に変わつてま
いっております。それがために今回の農協法の改
正も金融問題に主眼を置かれていまして、私はこ
ういふような、すなわち農協の本質から離れた解
釈論によつてやらなくちゃいけないことに農協
が伸びてまいりまうと、やともしまうと農協
といふものが農民から遊離をしないか、ここを
私たちは一番おそれるわけなんです。少なくとも
農協といふものは農民のものでなければならぬ
い。しかし、やともしまうと、やはりそういう
事業といふものに非常に熱心になつてきたた
めに、農協といふものが農協経営者になつてはい
けないと私は思ひます。やともしまうと、農
協は農協経営者、それがために肝心の農民が犠
牲になる。こうなりましたと、農民と農協が遊離
する。こういうようなことになるおそれがあること
をわれわれは一番警戒するわけなんです、この点から
やはり一方には時代の変遷によりまして金融問題
をとらえようとするならば、一方においては純農
村の農協をどういふふうにして育てていくか、こ

れもあわせて私たちは考えていかなくちゃならぬ
問題ではないかろうか、こういうことを痛切に感
ずるので、私はこの点を特に強く主張しておるわ
けなんです、こういうことに対して政府としてはど
ういふお考えを持つて臨まれようとしておるか、
お尋ねしたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 もう御指摘のとおりであると思
ひます。これからの農協のあり方が本来の目的に
反するような傾向が助長されていくことは、これ
はもう当然戒めなければならぬところございま
す。ただ、今回の改正が金融機能の拡充という
ことが柱になつておるもので、その点につ
いて御懸念があまりのようではございませうが、こ
れは言うまでもない、農業及び農業者をめぐる現在
の経済社会情勢の変化に応じて組合員のために処
していかうという、そういうことからお願いして
おるわけでございます。

ただ、この改正というものが、それが御指摘の
ような本来の趣旨に反する方向を助長するとい
うようなことでありますならば、それは厳に戒め
なければならぬのでありまして、協同組合組織
の持つ経済的に社会的に貢献する面、農業の発展
に寄与する面、すなわち従来の農業指導であると
かあるいは販売事業などが重視されなければなら
ない、これはもう当然考えていくべきであると思
ひます。

○稲富委員 それでは、いま大臣もお述べになつた
のでありますが、最近の農協の状態というものは、
総合農政という形において農協が事業を運営され
ておる。やともしまうと、これがさつき言つたよ
うに、農協経営をしなければいけない。何しろ人
が非常に多い。町村によりまして、町村役場より
も農協のほうが人員が多いといふところがありま
す。そうすると、この給料も見なくちゃいけない。
こういうところからも、農協経営といふことに非
常に農協の幹部は頭を悩まさないでいけないう
な点になつてくると私は思ひます。こうい
う点に對してのもつと農民と密着するような指導
というものが、特に農民に對する技術指導が――

かつて専門農協の時代にはそうでもなかったが、どうも総合農協になりますと、専門農協から離れた形になって、農民と密着する面が非常に少なくなつてくるという傾向もありますが、こういうことに対してやはり農協が本来の農民の生産に直接するような指導、こういうことが特に必要じゃないか、かように考えるわけでございます。この点がどうも欠けておるような気がいたしますが、この点は政府としては現在の状態をどういうような状態に考えていらっしゃるのか。

○櫻内国務大臣 行政当局としては、農協の指導については、ただいまお話しのようなことが最も大切な点であるというところは、私も痛感をいたしておるところでございます。いわゆるマンモス農協となつて、そしてそれがために経営面が非常に拡大されるという場合がございましょう。これは合併等でだんだんそういう傾向もございするが、かりに必要あつてそのような形態になつたとしても、その農協の本来の目的が失なわれるような傾向を助長するということであつてはいけないうのでありまして、その点については十分注意をし、指導をしていかなければならないと思ひます。

○稲富委員 私は今回の金融対策に対して、これがために農協が留守になると思ひません。これはこれとして、これと同時に農協の指導、こういうものに対しては、積極的にやるべきではないかというところを、特にこの際私は申し上げたいと思ひます。

それでこの際、私は農林大臣に特に希望したいと思ひますことは、今日、農村におきまして一番大きな悩みの一つは、農民が何をつくつていいか、どうしていいかわからない。これがいいんだといつてやりますと、それが生産過剰になる。いわゆるミカンみたいなものです。最近お茶の問題が起つてゐる。こういう点から考えまして、やはり日本の農業に対するもっと計画的な生産というものが、今日、政府といたしましては、自由主義経済をやつておるので、計画生産というふうな

ことはわれわれはできないのだという考えであるとするならば、これはやはり農協が自主的に計画生産をやつていくのだ、こういうふうなことをひとつ指導なさることも、農協が仕事を将来やつていく上において一つのテーマとして非常にいいものではないか。

（委員長退席、渡辺（美）委員長代理着席）

それで、農協が農産物に対する生産計画をやる。もちろん農協が生産計画をやる以上は、これに対しては、生産計画によつてなされた農産物に対しては、価格の最低保障をするとか、そういうものも含めての一つの計画を立てる。そうすると、農民も安心して農業経営に取り組むことができる。こういうことをやるとするならば、やはり農協にそういうことを自主的にやらせるという指導をする。もしも農協がそういうことによつて損失でもこうむつた場合は、場合によつては政府が補てんしてもいいんじゃないか。これぐらいの考えで取り組んでいかなければ、私は日本の農業というものが安心して経営のできるような農業の確立はできない、こう考えるわけでございしますが、これに対しては、大臣、どうお考えになつていらっしゃるのか、承りたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 農協が地域の農民のために寄与する、こういう点から考えていきたいと思います。一番実情について承知をしておるその地域の農業協同組合であると思ひます。したがつて、その農協が自主的にその地域の問題について真剣に取り組む、営業指導をするということ、最も大切な地域の農協の活動の中心でなければならぬと思ひます。でありますから、ただいまの稲富委員のおっしゃることにつきましては、私もそのようにしむけていかなければならない、それには何といつても、農協の中心になる指導者のよい者を確保していかなければならない。そういうことで、営業指導員につきましては、今回の御承認をいただいた予算の中でも相当拡充をするようにいたしておるようなわけでございしますが、何といつても、よい指導者を得て、そして自主的な、

お話しのような、地域に即した計画的な農業経営が進められるように向けていくことは、行政当局としての当然の責務だと思ひます。

○稲富委員 ここで申し上げたいことは、もちろんいま大臣から御説明がありましたように、仕事の主体は農協でございしようが、やはり国としての一つの生産計画、たとえば米である場合は、米は本年度にどれほど生産するのだという生産計画がなければいけない。すべての農産物というものが、国としての生産計画がなければ生産過剰に落ちる、国が生産計画を立てると同時に、それを受けて農協自体がその生産計画に沿つて単協を通じておの適地適作の生産計画を立てる、こういうような形をとらなければ、一つの単協だけではやっぱり生産過剰になる、こういうことを防ぐというところはできないと思ひますので、そういうような国としての総合的な生産計画が必要じゃないか。こういうものに取り組んでいかなければ、私は日本の農業というものの将来は、不安の中に農業経営がやられるのじゃないかと思ひます。

それで、やはり国としての総合的な生産計画を立てる。その国としての総合的な生産計画によつて、今度は農協が各単協におろす。単協は単協としてその土地の適地適作を生産する、こういうふうな一体となつた指導、行政的な指導ですか、そういうところがある程度必要じゃないかと思ひます。ございしますが、それほど大胆なことをやろうというお考えは政府にないのでございしますか、承りたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 実はいつもここで申し上げる、昨年十月の「農産物需給の展望と生産目標の試案」でございします。これは一見十年先のずいぶん大きな計画のようにとれますけれども、私はこれはどういふ基礎によつてつくられたかというところを関係者に尋ねてみますと、これはそれぞれ各団体の方々の意見を中心にして、最後にエキスのようになってゐるのをごさだ、その土台があるんだということから、こういうちゃんとしたも

のがあるとするならば、これをひとつ前提にして、目標にしてやつていくというところで、現在、私もそうでございしますが、農林省全体としてもそういうような行政につとめておるわけでございします。

ただいま米についての御意見がございましたが、米については、御承知のように生産目標を各県に割り当ててゐる。そして各県の責任者を東京へ寄せて、ことしの方針なら方針をよく説明をして持つて帰つてもらふ。そしてその上に、本年でございまして、さきに――いまだ適地適作というお話でございまして、もともとが画一的に行なわれなものであるから、ことしはたしか、非常にラフなことを申し上げて恐縮ですが、三分の二くらいは地域事情というものを反映させるように生産目標を立てたと思ひます。しかしながら、それがまたその地域の実情に多少でもそぐわない点があつてはいけません。だから、生産目標を与え、同時にまた生産調整の目標も立てておるが、これについては地域の事情を十分反映して、なお中央でその調整をしようというふうなことで臨んでおるわけです。

これは米の場合でございしますが、幸いにして、いま御指摘のような問題点については、ある程度の土台も持つておることでございします。お話しのような御趣旨に沿ひまして、そのことが全国の農民の皆さんに多少でも不安がなく、ある程度の見通しを持つて農業にいらしめるようにつとめたいと思ひます。

○稲富委員 私は、いま米の例を引いたのでございしますが、米は従来非常に一般的なものになつておりますが、その他の農産物についてはやはり風土との関係、土壌の関係等で非常に適するところと適し得ないところがあるわけですね。

たとえばお茶を一つ見ますと、お茶というのは風土の関係、気候の関係で自然の影響を非常に受ける。ところが、お茶がいいと思つと、どこでもお茶をつくる。それがためにお茶の生産が過剰になるんじゃないかという問題が起つてきてゐる

ります。一方、手形割引の必要性は、組合員の経済活動が広まるにつれて最近非常に要望が出ておりますので、そこで、現実には一定の指導基準に合致した環境においてやらせたい。

その指導基準はどういうことかと申しますと、まず貯金の規模が二十億以上ある、さらに貸し出しの専従職員が二人以上いる、それから割引の依頼は組合員に限る、さらに融通手形等のあふない手形は扱わない。この融通手形等の見分け方等は、十分そういった手形割引に従事する職員を事前に教育をいたしまして、そういった点に間違いがないようにやらせる。さらに、割引の限度額につきましては、一組合員当たり三千万円にするというように、手形割引は確かに非常にあふない仕事でございますので、十分職員等も訓練をし、一定の指導基準に合致する単協にやらせたいというふうに考えております。

○稲富委員 この点は特にひとつ注意して指導してもらいたいということを私、重ねて申し上げておきます。

さらに、将来農協の事業としてやるべきものとして、全農を通じてでも御承知のとおり、本年度非常に飼料が高くなつて、飼料の海外輸入に依存しておつたところにも問題があると私は思う。ところが、何と申ししても、飼料作物というものは日本ではなかなかできないとするならば、海外で飼料生産を全農あたりにやらせる、これに対してひとつ金を貸すんだ、こういうことで大々的な飼料作物を海外に生産するんだ、そしてこれは安く日本に持つてきて、日本の飼料を安くして日本の畜産に貢献する、こういうような手を踏まないのか、こういうことをひとつ計画なさつたらどうであらうかと思うのでございますが、いかがでございますか。

○櫻内閣務大臣 具体的な例につきましては、担当の局長から必要があればお答えをさせていただきますが、御趣旨の線に沿つての考え方としては、私どもとしては、いわゆる開発輸入、今後インドネシアあるいはブラジル、従来の相当関係の深い

各国におきまして所要の濃厚飼料の原料であるトウモロコシ、コウリヤンなどにつきまして、これをいま申し上げたような海外において栽培をし、これを輸入してくるというところは、現下の飼料の需給事情からいたしまして、また日本国内においてつくるに於いての生産性の格差から考えまして、当然やらなければならぬ施策ではないか、こう思います。

ただ、この委員会でもしばしば問題になりましたように、あまりにも海外依存の度が過ぎてはならないということ、その点につきましては、国内でできるものについて、粗飼料などはできるだけ自給をしていこう、あるいはこれからもっと農産物がよくできるようなしうとか、大豆などの増産につとめるとかいうようなことも考えながら、開発輸入やあるいは輸入先の多角化というようなことを考えて、これからの飼料に今回のような問題が起きないようにつとめたいと、鋭意努力しておる次第でございます。

○稲富委員 いま私がこのことを希望しますのは、もちろん私たちは海外の農業依存ということには反対でございますので、ただ、日本でできない飼料、当然外国から入れなくちゃできない飼料、こういう飼料の原料を日本でつくらせて安く持つてくる、そうして日本のえさというものを安くして、安いえさによつて日本の畜産の振興をはかることができるという特定のものをもつてこれをやれば、何でもかんでもつくつて日本の農業を圧迫するということ、こういうような農業であつてはいけなかつたと思ふ。そういう点に限定して、ひとつ何かそういう方策を考える必要はないか。そしてどこまでもこれは安く日本に飼料を持つてこれらという条件がなければ、海外から何でも持つてきていいんだという、そういう意味ではありませぬので、そういう意味で何か考えはないかということをお尋ねしておるわけでございます。

○櫻内閣務大臣 ただいまの御意見につきまして、私も全く同感でございますので、そのような趣旨のもとに、先ほどもちよつと答弁が行き過ぎておつたかと思ひますが、申し上げた次第でございます。

○稲富委員 次に、畜産の話をしましたので、ついでにこの機会に畜産に關係して申し上げておきたいと思ひます。

今日、畜産振興上一番大きな問題は、尿処理の問題が一番大きな問題です。尿処理には相当な金がかかりますから、生産者に尿処理対策をやれといひましても、なかなか金の問題で困りますので、これに對しましてはやっぱり尿処理に對する低利の融資をする、こういうことをひとつお考えになつたらどうか、こういうこともこの機会にひとつ聞いておきたいと思ひるのでございます。

○大河原(太)政府委員 お答え申し上げます。御案内のとおり、都市化とかあるいは市街化の急速な進展なり、あるいは畜産では糞指摘のようにな頭飼育が進んでおりました、尿処理の問題が今後の畜産の継続発展にとっては非常に大きな課題で、これの対応をいかにするかということが最大の問題の一つだというふうに承知しております。

これについては、一方ではやはり土地への還元というふうな方式、これを進めなくてはいかぬというところ、もう一つ、その条件の整わないところでは、やはり施設の処理、浄化処理とか乾燥とかあるいは焼却とかというふうな効率的な施設を開発いたしまして、それらによる処理を効率的に進めるといふふうに考えておるわけでございます。この点については技術的な助成事業といたしまして、すでに各種の浄化処理なりあるいは液肥による還元とか、また乾燥、焼却等の実験事業等によつて行なつておるわけでございます。

さらに進んで移動型の畜産団地造成事業というふうなものを公共事業として、先生御案内のように、四十五年から行なつておりますが、本年度はさらにそういう移動型でなくて、その地域が畜産として存続発展する、しかも公害問題に對應しな

くちやいかぬという地域については、草地の造成とかあるいは尿尿の一元的な処理とか、その他畜舎の付近への移動とかあるいは遮断林の設置とかいうようなものを、県営の公共事業として今回新規に取り上げたわけでございます。予算としては、四十七年度は約十六億でございますが、四十八年度は三十億ぐらいの公害関係予算を計上いたしまして対応するというわけでございます。

一方、融資においても、個々の農家の方が融資を受けて対応するという点については配慮する必要がございますので、これにつきましては、従来も総合施設資金とかあるいは農業構造改善資金とか近代化資金、それぞれに公害防止施設は対象にしておりましたけれども、さらに農林漁業金融公庫資金の畜産環境保全資金を今度新設いたしまして、金利も、主務大臣指定施設資金は、一般に六分五厘でございますが、これについては据え置き期間中は四分五厘、それからそのあとは五分というようにして、大幅に条件を改善するなり、融資限度についても、事ここまかに申し上げますが、大幅に五割以上の融資限度を拡充いたしまして、これに積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○稲富委員 これは法案には關係なかつたんですけれども、せっかく畜産局長が見えておられますので、この問題についてさらに私の機会に申し上げたいと思ひますことは、さっき言いましたように、尿処理の施設の設置の問題、非常に大きな問題で、なかなか生産者が困つております。それで、いま畜産局長が言われたようなふうなこれに對する融資その他の問題を考へていらつしやうと思ひますが、御承知のとおり、競馬益金があります。競馬益金は畜産振興に使つていいんだから、この一年分の競馬益金を尿尿対策に突っ込んだならば、尿尿処理対策というものは私は相當に思ひ切つたこととができると思ひるのでございますが、そういう思ひ切つたことをひとつおやりになつたらどうでござい

ざいますか。

○大河原(本)政府委員 お答え申し上げますが、競馬の益金は、競馬法に基づきましてその四分の三以上を畜産振興費に使用しようというように規定されております。現に中央競馬会の益金の納付額の四分の三以上を畜産振興事業に充当させております。したがって、制度の目的を達しておるわけでございまして、これにつきましては制度の法律改正その他の問題もございまして、現に重点でございまして公害対策関係については、財政当局等も積極的にその予算の拡充についてはこれを認める方向で進んでおりますので、公害対策について財政とが経費の制約からその事業の進展が障害にあつていないというふうにはわれわれ現在判断しておらないわけでございまして、必要な事業について適切な施策を打ち立てまして、積極的に予算の充実につとめることによつて当面対応していきたいというふうに考えております。

○稲富委員 畜産局長から中央競馬会の益金の話があつたのですが、地方競馬会にも益金があるのですから、これは地方競馬会全般を通じて畜産振興費に使われるんだから、これをお使いになつたらどうなんですか。

○大河原(本)政府委員 中央競馬のみに即しまして、答弁が不十分でございましたが、地方競馬の益金につきましても、御案内のとおり、競馬振興に現在充当しております。その額は四十億ないし五十億でございまして、これは末端の需要に即しまして、適切な事業についてはわれわれ全面的にこたえていくという方針でございまして、現に、ここではこまかい計数を持っておりませんが、公害関係の施設、パキウムカードとかあるいは公害防止施設については、積極的にそれぞれ地元の関係の方々へ御申請にはこたえておるつもりでございまして、緊急の課題でございまして公害対策方面にその経費の配分について配慮していくということについては御指摘のとおりでございまして、今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

○稲富委員 この問題は、地方競馬益金というものを積極的に出さしなつて、この公害対策としても重点的にこれを使う、そして畜産振興に資するんだということとひとつ取り組んでいただきたいということとを、畜産局長に特にこの機会にお願いをしておきたいと思つてございまして。

次に、農林中金法についてお尋ねしたいと思います。これは先日米山さんから質問しておつたのでございまして、この農林中央金庫法の第二条に「主務大臣」というのがあります。この主務大臣は、農林大臣と大蔵大臣が主務大臣だということになっておるのであります。監督の場合はこれは主務大臣が二人おつてもいいと思つていますが、非常に認可事項が多いという場合に、主務大臣が二人おつて二人とも協議しなくちゃならないという問題が起つてくると思つてございまして、どういうわけか主務大臣を二人置かれたのであるか。これは監督はいいですが、しかしながら、やっぱり認可事項がある。こういうときに非常に不便じゃないかと思つてございまして、なぜこれを二人置いておかなければいけないのであるか。この点の理由を、これは先刻湯山さんが聞いておりましたですが、この点をひとつ特に私、大臣にお聞きしたいと思つております。

○内村(農)政府委員 御承知のとおり、農林中央金庫は農林漁業に関する協同組合の中央機関でありまして、所屬団体に対する金融の円滑化をはかると同時に、系統組織と一般金融市場との接点としての役割りを果たしているわけでございまして。したがって、中金のいろいろな仕事というものは、もちろん所屬団体に対する金融の円滑化というものが最大のねらいでございまして、同時に一般金融市場との接点という点にも立っておりますので、農林省及び大蔵省の共管になっていくわけでございます。

「委員長退席、山崎(平)委員長代理着席」
したがういまして、現実の運営でございまして、農林中金のそうした性格に基づきまして、総合的に農林省と大蔵省は緊密な連絡をとりまして

その指導監督を行なつておるわけでございまして。そういった関係になつておりますので、両者の監督の内容を単純に割り切ることはなかなかできないという性質の問題でございまして。

したがういまして、現在こういった政策に関する認可事項につきましても、両者協議してやつておりますので、現在のところ農林大臣の専管とするというところは考えていないわけでございまして。

○稲富委員 これは農林関係が主体であつて、一般金融というものは付随したものになるのじゃないですか。その場合、農林大臣だけでできないという理由はどこにあるのですか。しかも、私、先刻言つたことを重ねて申し上げますが、業務を監督する場合は二人でもけっこうです。しかし、認可事項になった場合、大臣が二人、そんなに農林大臣、一個の大臣の力がないのですか。大臣が二人相談しなければ、これは認可できないようなものでございまして。どうして主務大臣は農林大臣なり大蔵大臣とするということに規定できないのか。それほど農林大臣というものは信頼がないのか、認可権限が薄いのか、この点どういふ関係なんですか。どうも私たちがふに落ちないので、重ねてお聞きいたします。

○内村(農)政府委員 先ほど内村局長からお答えをいたしましたのでありますが、私、質問を承つておりまして、指導監督は両大臣でもいいが、農林漁業政策に関してはどうかという御疑問をお持ちであるわけで、私も聞いておると、なるほどそういうことかな、こう思つておりますが、しかし、局長の御説明のとおり、農林中金は農林漁業に対する協同組合の中央機関である。だから、所屬団体に対する金融の円滑化をはかるといふ意味、それと同時に、一般金融市場の金融というものとちよつと、先ほど接点と言ひましたが、接点に立つておるといふことで、そこで農林省だけ、大蔵省だけといふか。認可事項についても両省でいこう、こういうことであつたのだと思つてございまして、御質問の御趣旨は、私のように、農林大臣として農林行政に専念をしていくという立場か

らえば、理解ができるところがございまして。けれども、どうして農林大臣の単独権限でないのかという点については、いま申し上げるような一般金融市場と系統組織との接点にあるから、両省、両大臣で共管である、こういうことでございまして。

○稲富委員 わざわざこういう複雑多岐にわたるようなことをなぜ考えたか、どうもその点が私はわからないのでありますが、それはそれとして、次にお尋ねしたいのは、これは先刻から問題になつておりましたが、今日、農林中金の貸し付けの問題で、大臣も先刻から商社貸し付け等の問題をいろいろ御説明になつておつたのでございまして、御承知のとおり、この商社貸し付けというものは、どういふ方面に現在貸し付けをしてあるか、承りたいと思つてございまして、ちよつとそこには資料はないでしょうか。

○内村(農)政府委員 ちよつと御質問の趣旨がはつきりしないのでございまして、商社貸し付けがどういふ方面という意味は、商社に中金が貸し付けているのは、商社のどういふような活動に対して貸し付けているかという御質問でございまして、よろしいか。

○稲富委員 実は十五条の第五号によつて、食糧営団その他農林水産業に関する業務を営む法人に対し主務大臣の認可を受け短期貸し付けをすることができるといふことになっております。この条文によつて、農林大臣の認可を受けて貸し付けられておるのが相当であると私は思つてゐる。これがどういふ方面に貸し付けてあるかということをお聞きしたい、こういうわけなんです。

○内村(農)政府委員 それは関連産業貸し付けというものでございまして、先ほど御説明申し上げましたけれども、たとえば農業生産に必要な資材を製造しているものとか、あるいはその流通を担当しているもの、あるいは農業法人だとか、それから施設等につきましては、たとえば有線放送をやっている協会だとか、そういうようなものに、関連産業というところで融資をしていくわけ

ございます。

○稲富委員 先刻から話が出ておりました大商社に對し千二百億の金が貸し付けてあるということ、これはどういう解釈によつて貸し付けられたのでありますか。

○内村(農)政府委員 それは商社が、先生よく御承知のように、えさを輸入してまいります、あるいは肥料の原料を輸入してまいります。そういうものを全農に売っているという事で、全農と商社との間には、そういった農業の生産資材というもの、供給の面で非常に関係があるわけでございます。そこで、商社のそういった面の活動は農林漁業の生産資材の供給と密接な関係があるということ、さらに、各商社別に、そういった活動の関連度がその会社の業務の中で一割以上の比率を占めているというものは、かなりそういった面で農林水産業の生産資材の供給に貢献しているという解釈で、関連産業ということでは中金は貸し付けを行なっているわけでございます。

○稲富委員 そうすると、そういう場合に、農林中金が貸し付けられる場合は、法の第十五条第五号の規定により、主務大臣の認可を受けて短期貸し付けをなすことができるというので、期限も切つてあります。農林大臣はそういうものに対して実際に認可をなさっていると思うのでございませう。これは大蔵大臣も、二人とも認可なさなければできないわけでございますが、そういう認可を受けてやっていると聞かないだろと思うのでございませうが、認可した以上は、それに対する監督もあるはずなんです、認可のしつばなしなんです。この点はどうかですか。

○内村(農)政府委員 関連産業の融資につきましては、まず関連産業先というものを認可しているわけでございます。そして、そういった関連産業に對して野方図に貸すというわけにはもちろんまいりませんから、半期ごとにそれ資金のワタをきめまして、その資金ワタについて包括的な認可をしている。その範囲内で中央金庫は融資を行なっているわけでございます。そこで、役所と

いたしましては、その包括認可の範囲内で融資が行なわれているかどうかということにつきまして、厳格なる監督を行なっているわけでございます。

○稲富委員 そうすると、政府として認可した以上、これに対する監督というものは、どの範囲の監督なんぞでございますか。その金がどう使われているか、ここまでは監督が及びますかどうか。

○内村(農)政府委員 融資いたしました金がどう使われているかというものは、非常にむずかしい問題でございます。そこで、現在のところ、農林省は、大蔵と共管でございますが、中金に対する監督は、そういった資金ワタを包括的に認可する、半期ごとに認可いたしましたして、その資金ワタが厳格に守られているかどうか、それから貸し付け先につきましても厳格に規制をしておりますので、その範囲内のものであるかという点につきましては、厳格に監督しております。

ただ、先ほども御答弁申し上げましたけれども、商社の肥料なり飼料の購入資金ということで商社に運転資金を貸す、その金がそういった活動に使用されているかどうかという点を追及してやるというところまではやっております。

○稲富委員 これはひとつ大臣、主務大臣でございませうが、やっぱり認可をする上において非常に責任があると私は思うのです。

この問題に対しては、私はもう十年ばかり前でございませうが、委員会が聞いたことがあります。それは、こういう問題がありました。ある水産会社がプロイラーを計画しまして、農民に、その水産会社は飼料をつくっておりますから、私のほうでひよこは貸します、えさも貸します、八十五日には全部それを買ひ上げます、こういう約束でその水産会社がプロイラーを奨励いたしました。いよいよ八十五日にはそのプロイラーをもちろん買ひ上げました。ところが、そのプロイラーの値段というものがえさ代とひよこ代にも足らないのです。欠損になった。それを全部約手にしてしまつた。何年間もその約手を取りまして、最後に

は約手に対する訴訟を起こしたことがある。私は、その場合に、その水産会社というものは農林中金から金を借りているので、少なくとも農林中金が水産業に關係あるものに貸すとするならば、その資金によつて農民をまた搾取するような金には使ふべきじゃない。本来から言うならば、農林中金の金というものは、農村の生産事業、農村の振興事業に使わなければならない金です。農村の振興に逆行するような行為に使うということはけしからぬじゃないか。これに対する監督を十分すべきじゃないかというのを言つたことがあるのであります。少なくとも、この農林水産に關する事業を営む法人に對して主務大臣が認可するわけですから、認可した以上はやはり責任がありますから、これが便途に對しまして、何とか農民を欺かないような、農民の農村振興をじやまするようなことをやるような会社、法人、そういうものには貸し付けられないような、何かそこを歯どめというものが私は必要じゃないかと思うのでございませうが、これはいかがでございますか。

○櫻内閣務大臣 ごもつものようでございます。それは正直言つて起きますのでございませうが、実は貸してしまつた金が、これは常識的に判断いたしました、農林中金だけの金であれば、それがどういふふう動いていくかわかりませんが、相当巨額な金を運用しておる、たまたま一部に農林中金の金もある。出すときには農家にとつての必要な資材のためということで出しておる。確かにそれも買ひ付けておる。こういうことになってまいりますので、そこで内村局長が申し上げたように、なかなか追跡調査はむずかしい。しかし、今回のようないろいろな問題が起きますれば、包括的にも批判されるべき營業をしておつたという指摘を現に受けつづあるのでございませうから、したがつて、昨日来あるいはその前からも申し上げておるやうに、農林中金やあるいは農協の系統資金について金融については、これはかりそめにも疑惑のあるやうなことのないやうに厳正にしていきたいと思います。

ということを申し上げておるわけでございますが、現在半期ごとに包括的な資金ワタ、それから貸し付け先、こういうものは掌握ができるのでございませうから、そういう現に掌握しておる面から、ただいまの追跡調査、金に色がついておらないという困難性はあるが、現に監督しておる面からよく私どもが現下の御批判を金頭にて監督をしていける面があるのではないかと、こういうふうに思いますので、御趣旨に沿つて、せっかくの農家や漁家の皆さんの貴重な金というものが、それらの人々の首を絞めるような事態になることはできる得る限り避けたいと思ひます。

○稲富委員 私はこの法律で特に、いま申しましたやうに、貸し付けの場合に主務大臣の認可を受けなくてはならない、こういうことを規定したところだと思ひます。それで、今度認可する以上はやはり大臣に責任があると言わなければならぬ。その点から私は先刻言つてゐる。主務大臣が二人おるので、どうも責任がどちらかわからぬやうになってくるから、この大臣の責任問題というものが、農林大臣と大蔵大臣とどっちだということになってきますので、何も二人だから責任を負わないとか、なおざりにするとかいふやうな大臣ではないとは思ひますけれども、やはり二人責任者と一人責任者とは非常に違ひますので、私が先刻から主務大臣が二人だということは認可事項に非常に影響するじゃないかというところをお尋ねしたのはそこにあるのですが、やはり認可をした以上は、これに対する監督指導の責任もあらなければいけません。私はかやうに考えます。

特に監督の場合に、第六章の監督において、主務大臣は必要と認めるときは中央金庫に命じて業務、財産の状況を報告せしめることもできるわけなのだから、認可したばかりではつといて、どうも先刻から私は大臣に氣に入らぬことばかり言ひますが、大商社に對する中金の貸し付け等の問題がありまして、貸したあとではしうがないと

おっしゃるが、貸すときにすでに認可の責任があるのですから、人ごとじゃないわけなんです。この点はやはり真剣にもうこの際考えなくちゃいけない問題ではないか。それがために大臣に対する認可の権限を与えているのだから、認可した以上は監督指導の責任というものは怠ることはできないと私は思うのですが、この点をひとつ特に私はこの機会に主務大臣の、本来からの主務大臣が二人あるならば、二人の決意を承りたいと思うのですけれども、農林大臣一人いらっしゃいますか、その点の決意のほどを私は重ねて承っておかなければいけない、かように考えます。

〔山崎幸〕委員長代理退席、委員長着席

○櫻内国務大臣 現に国民大衆の中からきびしい批判のある商社の投機行為あるいはいわゆる買占め、売り惜しみの行為でございます。そういう情勢を頭に買いましたときに、融資が厳正の上にも厳正に行なわれなければならないというところは言うまでもないと思います。監督者が二人で、両方で監督の責任を避ける、こういうことであれば、これはたいへん問題でございますが、先ほど申し上げた系統組織と一般金融の接点にあって、そうして大蔵大臣、農林大臣両方から監督をする、こういうことでございしますから、この辺をうまく運用していきましますならば、もっと厳正に行なわれるということも考えられますから、事は私どもの心がまえであると思えます。それと同時に、やはりその衝に当たっておる農林中央金庫の理事者の諸君の商社に対しての接触のしかた、融資をする場合に十分その所与の目的にそれが使われるかどうかということに、厳正な細心の注意が払われるべきが必要じゃないか、こう思うのでございします。監督の点に対しての、もっと私どもの姿勢を正さなければならぬということにつきましては、十分今後注意をしてみたいと思えます。

○稲富委員 こういうような十五条による農林水産業に関する貸し付けというのは、余裕金のあった場合は、これは何といたしましても余裕金があり、ますと困るから早く貸したい、当事者のほうでは、

ダブつておるから、いい借り手が出たから早く貸したい、金利を取らなければならぬ、こういうことになるぬとも限りません。しかし、これに対してはやはり監督官庁は、主務大臣は、農林中央金庫の金というのは何といたしましても農林振興に貸すことが第一義である、このためええだけには常に持つていて、そしてそのほかに余裕金でできた場合は、少なくともその金というのはやはり農林振興に何か寄与するという、こういう考えで認可すべきである、かように考えます。これに対してひとつ、それが基本的な考えでなければいけないと思ひますが、いかがですか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生御指摘のとおりでございます。そういつた面での貸し付けは、本来業務に支障のない範囲内においてやる、それから関連産業といひましても、無制限にどこにも貸せるというわけじゃございせん、やはり農林水産漁業の振興と結びついたところに貸していくということをやっているわけでございます。

それから、運転資金、余裕金の運用の場合には、やはり法律上にもはっきり短期の資金と書いてございします。設備資金の貸し付けが多いわけでございます。設備の建設の度合いに応じて金を貸していく。そこで設備がどれくらいできておるかというところを、融資先の資金の使用状況がずっと追及できるわけでございますけれども、短期の運転資金、たとえば三カ月の運転資金ということでございます。しかもそれが協調融資というか、ほかの金融機関と一語になつて貸しているという場合にはなかなか追及がむずかしいという技術的な面もございしますけれども、御指摘の意を体しまして、私どももいたしましては、今後中金の監督を厳格にやっつけていきたいというふうに考えております。

○稲富委員 そうすると、第十五条第五号の短期貸し付けというのは三カ月でありますか、何カ月で区切つてありますか、短期というの。

○内村(良)政府委員 短期は一年以下でございますが、普通商業的な運転資金というような場合には、三カ月くらいが多いわけでございます。

○稲富委員 そうすると、それを期限が来てもまた重ねて貸すということもあつておるわけでしょう。一応そういう期限を切つておるけれども、その短期の期限というのは厳重に守られておりますか。また継続されておりますか。

○内村(良)政府委員 通常の金融といたしまして、また必要な運転資金を貸すということは当然あり得るわけでございます。

○稲富委員 この問題につきましては、せっかく短期と切つてあるなら、よほどその点は考えて、そのままだまはすんじやなくて、そのつどやはり監督をする、こういうことを怠らないようにするのとが必要じゃないかと思ひますので、この点今後十分ひとつ注意していただきたいと思ひます。

さらに、この機会に大臣にお尋ねしたいと思ひますが、農林中金並びに農業協同組合の金融の問題が今日こういうふうな改正案としてあらわれておるのでありますが、この機会に農林漁業金融公庫法もまたこの情勢に応じて当然改正をすべき問題がたたくさんあると思ひますが、これに対しては何か考えがあらひますか。

○櫻内国務大臣 将来の問題といたしまして検討を要する点があることは、私どももそのように感じておりますが、現在それでは漁業金融公庫法の改正を準備しておるか、こう申しますと、それはまだそのようにはいたしておりません。

○稲富委員 もう時間がありまけんから最後にいたしますが、この機会にひとつお尋ねしたいと思ひます。これは、今日、農村におきまして、これは農業近代化資金の關係にも影響する問題であります。農林金融として一つお尋ねしたいと思ひます。農林金融としまして、転作いたします、その転作地に対して、あるいは養蚕あるいは養鰯、あるいは植木、こういうのがあるのございしますか、こういうものに対して、植木のほうはあつたにしまして、養蚕、養鰯というものは、これは漁

業の部類に属するのではないかと、漁業近代化資金じゃないかといわれます。あるいはこれは農民がやるから農業近代化資金ではないかといわれておるのですが、この点は両方で借りておるのがあるのですが、この点はやはり農業の一部とみなすのだということをはつきりここで定義づけて、そして農業近代化資金で融資するのだということの定義をひとつやつてもらふ必要があるんじゃないか、かように考えます。これは農林振興地域の指定の問題とも影響いたしますので、この点をこの機会にひとつ的確な定義をきめていただきたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 御指摘のように、養蚕あるいは養鰯、これは内水面養殖事業ということになりますから、一般には農業近代化資金ないし農林漁業金融公庫資金の活用によるべきだと思ひます。しかし、お話のような転作転換ということから考えますならば、それにつきましては昭和四十六年度から農業近代化資金の融資対象に加えることにいたしましたのございします。これは当面の農政の緊急課題としての特別暫定的な措置であるというところに御承知をいただきたいと思ひます。

○稲富委員 暫定的な処置ということになると、将来はどうなりますか。将来は、暫定というのはどの期間経ていけますか。

○櫻内国務大臣 一応お答えができませんのは、昭和四十六年度から五十年間の生産調整というのになつておりますから、この生産調整が終われば、したがつていまの転作転換の趣旨には沿わないというところで、自然に消滅したものと解釈いたします。

○稲富委員 そうなると、五年したら、いまの養鰯、養蚕をやっているのはどうすればいいのですか。やり直さなければいけないということになる、その処理はどうなるのございしますか。やつておる者は非常に不安を生ずることになる。五年間はいま言う転作転換だから農業近代化資金でやつて、暫定だから五年したらその期間が切

れるんだということになりますと、その先はどうすればいいことになりますか。これは事務的に教えていただきたいと思えます。

○内村(良)政府委員　農業近代資金で融資を受けているという場合には、その融資を受けた額を融資年限に応じまして返済していくことになるわけでございます。

そこで、ただいま大臣から御答弁ございましたけれども、稲作転換の五年の期間が過ぎた、そこでまた新しく金が必要になったという場合に、今度は農業近代化資金で借りられるかどうかということになりますと、いまのところでは扱いが生産調整と結びついておりますから、農業近代化資金では扱えない。そこで、漁協のほうに行っていたきたいということになるわけでございます。融資の条件その他は、農業近代化資金と漁業近代化資金とあまり違いません。

ただ一つ問題は、漁協のないところが出てくるわけでございます。それにつきましては、現在そういう人たちは農林金融公庫の資金を受けることになっております。これは融資の条件はちょっと違いますが、ほぼ同じような水準になっておりますので、将来生産調整が終わった段階におきましてこの資金制度をどうするかという、養鰻あるいはコイを飼う場合の資金制度をどうするかということは、もう一度行政庁といたしましても見直していかなければならない問題だと思えます。思いますが、現在のところはそういったことで支障なく動いておるといふふうに考えておりますので、御了解願いたいと思うわけでございます。

○稲富委員　そういう場合、検討してもらわなければいけませんのは、そうすると、漁業関係では、農民が漁業をするという、養鰻とか養鯉をやるのは漁民じゃないというのですよ。どこまでも漁民じゃなく漁業近代化資金はだめだ、こうくるのですから、その点を化資金はだめだ、こうくるのですから、その点ははっきりと解釈をしておいてもらいませんと、宙に迷ってしまうことになりますよ。この点には特に今後の課題としてお考えおきただきたん

40

それから植木の問題でございますが、御承知のとおり、農林漁業金融公庫法の問題は私いまして申し上げたのでありますが、農林漁業金融公庫の貸し付け対象にしまして、苗木はあるけれども、植木というのは貸し付け対象になっておりません。これはなぜかという、農林漁業金融公庫ができ

た時分は、植木というものは今日ほど大きな生産品目ではなかったということなんです。植木というのは単なる庭つくりのやる仕事だった。ところが、今日は、緑化運動、道路の緑化ということで、公害問題とからんで植木が非常に大きな役割りを占めている。ところが、貸し付け対象でないという問題があるわけでありまして。おのずからこういう問題は、さっき申しました転作のための植木という問題もからんでくるわけでございますから、これをいま話しました養鰯、養鰻と同一に考えて、農業の一部としてやるんだ、それで農業近代化資金も貸せるのだ、こういうようなことになることが妥当ではないか、かように考えますので、この点ひとつこの機会に承りたいと思うのです。

○内村(農)政府委員 植木の生産につきましては、ただいま先生から御指摘がございましたように、最近非常に需要が伸びておりますし、これも農業の一環としてやっております面が非常に多いわけでございます。そこで、昭和四十五年度から農業近代化資金によりまして、花木の植栽育成資金を融資対象に新たに加えて実施しております。

そこで、問題は公庫資金でございますが、公庫資金につきましては、植木ではなくて、街路樹等のいわゆる緑化樹でございますが、その生産ににつきましては、最近生活環境の整備等の面で需要が急速に増大しておりますので、農林公庫に樹苗養成資金を設けておりまして、緑化樹向けの貸し付けの増大を見込みまして、四十七年からはこの資金のワクの拡大をしているということで、一般の植木につきましては近代化資金、それから街路樹等につきましては公庫資金で対応している、こういう形になっております。

○稲富委員　もう時間が来ましたのでこれで終わります。

ただ最後に一つ、農村金融に對しましては、以前私は農林大臣にも希望を申し上げたことがあったんでございますけれども、農村の經濟の伸びの狀態から見れば、できるだけ安い金利で農村金融というものがやられますように、さらにまた気やすく金融面に対する処置がとられますように、こういうことを将来も特段の配慮をしていただきたいということを特別に申し上げまして、私の質問を終わることといたします。

○佐々木委員長 ただいま農林中央金庫理事長片柳真吉君に参考人として御出席をいただいております。

参考人にはお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。参考人の御意見は、委員からの質疑によってお述べ願います。

質疑を続行いたします。角屋堅次郎君。
○角屋委員　ただいま議題になっております農林中央金庫法の一部改正並びに農業協同組合法の一部改正に関しまして、農林大臣に質疑をいたしたいと思ひます。

まず冒頭に、過般、この両法案等を含めましてきょうお見えになっております中金の片柳理事長をはじめ参考人の招致がすでに行なわれておったわけでございますが、委員長並びに理事の特別の御取り扱いによつて、本日再び片柳理事長の御出席の了承を得たことにつきまして、お礼を申し上げます。

この兩法案につきましては、当初ここに御出席の与党の湊委員の示唆に富んだ質問を口火にいたしまして、それぞれ野党ほとんど全員の質問が今日まで展開されてまいりました。いわばこの兩法案については、問題点はほぼ説き尽くされておるやうなふうになつてまいりました。したがるといふふうにならぬに思つてでございます。いまして、問題点については同じ問題意識でありますから重複することになりますけれども、取りまとめとして重点的な項目のみお尋ねをして、大臣の答弁が明確適切であれば、持ち時間はござい

ますけれども、その範囲内で終わりたい。こういふふうに通っておりますので、答弁についてはそういう気持ちで明確かつ適切な御答弁を承りたい。ということをお願い申し上げておきたいと思っております。

冒頭にお伺いしたのでありますが、これは先ほどの稻富先輩の質問をはじめ、本委員会の質疑の中でも展開されてまいりました問題でございますけれども、まず第一の問題として、いま改正の組上へのほつております農林中央金庫法の一部改正、これは系統金融になるわけでございますが、さらに先ほども問題の指摘がありました農林漁業金融公庫、あるいは過般通りました農業近代化資金、こういうものを含めました制度金融、こういう

うものが現実には動いているわけであり、ますけれど、農林漁業金融公庫等の財政資金の貸し付け問題、あるいは農業近代化資金等の系統資金に利子補給を加えた貸し付けなど、いわゆる制度金融の二つの問題と、系統のプロパーの金融との間の位置づけという点が、ややもすれば混線状態がないわけではございません。したがって、公庫法の今後の検討も含めて、基本的にどういう考え方、あるいは資金についてはどういう任務分担で、こうあるのかという点について、まず農林大臣の基本的な考え方を承りたいと思います。

○櫻内国務大臣　系統のプロパーの金融は、これはもう言うまでもなく、農林漁業者が組織する協同組合組織の事業活動そのものである。でありますから、何よりもまず農林漁業者等の資金需要に円滑に対応できるようにつとめることが、当然の社会的責務であると考えるのであります。ところで、農林漁業経営の零細性、低収益性等その産業としての特殊性から見て、農林漁業の維持発展をはかるためには、特に長期低利の資金が供給される必要がありますから、そういうニーズが起きてくるわけでありまして、そこには制度金融の必要性が出てくるかように見ておるわけであります。

○角屋委員 任務分担の問題について、昨今のい

系統金融の關係も含めて、その任務分担についてはどういふふうな検討改善をしていくかという点について、担当局長のほうからさらに具体的に御説明を賜りたいというふうに思います。

○内村良 政府委員 ただいま大臣から基本的な考え方につきまして御答弁があったわけですが、昨今の諸情勢にかんがみまして、それでは今後の農業金融問題を考えるときにどういふ点に留意していくべきであるかという点でございませう。

まず第一に、総合農政推進のための融資体制の確立をはかる必要がある。それから次に、農業金融、これは農業及び農村の情勢が非常に変わってまいりましたので、そういった新しい事態の対応にふさわしい必要がある。それから第三は、農業金融の効率化及び円滑化をはかる必要がある、これとの関連で金融制度の簡素合理化につとめる必要があるというふうに考えているわけでございます。

こういった基本的な考え方に基づいて、それでは金融制度をどう展開していくかということでございますが、御案内のように、公庫資金と近代化資金が制度金融としてあるわけでございまして、公庫資金は、財政資金を原資といたしまして、長期低利な資金であつて、一般の金融機関が融資することは困難であるけれども、政策的に必要なものというものを融通するのが公庫資金の目的でございます。したがって、こういったことになりまして、その資金分野も、基礎整備や経営構造改善等がおもなものとついでにいくわけでございます。現実には公庫資金の貸し付け先の七割以上はこういった面に現在すでに融資されているわけでございます。

これに對しまして、申し上げるまでもなく、農業近代化資金のほうには、系統機関等が農業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化のために中長期の施設資金等を融通する場合に、国と県が利子補給を行なうものでございまして、制度的には漸次一般農業者が必要とする大部分の資金分野をこ

れに吸収するようにつとめてきておりまして、こういった資本の設備の高度化及び経営の近代化というふうな面は、今後この近代化資金で対応していくようにしていきたいかならぬというふうなことでも、両制度資金の分野をそういったふうな考えでいるわけでございます。

○角屋委員 資料等で農協系統三段階の資金の流れというふうなものを見てまいりますと、農家等からの農協への貯金、これは大体八兆円をこえるという段階にまでおのづからなつてまいりますが、そして逆に農協から組合員への貸し付けということになると、四十七年九月末現在の数字からいけば三兆六千八百二十二億円、こういう状態で、あとは農協から員外貸し付けあるいは有価証券その他という形になります。農協からさらに信連への預金というのはいくらあつて、これが農協に対する員外貸し付けとして一兆四千億円台のものが貸し付けられる、あるいは信連としてはその他のものが員外貸し付けになつていく。さらに農林中金の場合、信連からの預金が二兆二千四百億円台のものが入つて、所屬団体へは約五千億円のものが貸し付けられる、あるいは関連産業貸し付けはじめその他のものに行く。もちろんこれに共済連、信連、農林債券等のものがそれぞれのセクションに入つてまいりますけれども、こういうことで、委員のひとしくいままで強調してまいりますことは、系統の金はやはりできるだけ系統のそれぞれ

の会員、組合員のところへ最大限有効に使つていくということ、系統金融としては本来的に考えていかなければならぬということが当然いわれるわけでありまして、結局この中金法の改正にいたしまして、それと関連する農協法の改正にいたしまして、現実には資金が相当にゆとりがある。これはやはり関連産業その他新しい改正の面も含めて他に活用を考えていきたい、こういう改正が出てきておるわけでありまして、本来的にはやはり農林あるいは農協、こういった形の中で最大限系統金融が使われるための方策を具体的にどう考えていくのか。

そこで、基本的な問題になるのは、私どもの党の同僚議員からもいろいろ議論が展開されましたように、投資をしても、将来展望として、返していく自信があるというふうな農林漁業の体制をつくらなければ、系統に相当に金が集まつても、系統プロパーで使うということになかなかない。という現実面があるわけでございます。もちろん農協、信連あるいは農林中金の系統に対する資金の融通についての内部改善等の問題も含まれますけれども、本来はそういう問題が基本であろうと思つて、いわゆる系統の金は系統プロパーでという意味における基本的な考え方についてお伺いしておきたいと思つております。

○櫻内國務大臣 ただいま御指摘の資金の流れでございますが、系統内運用比率が五七％程度、こういうことでございまして、本来農業者のために活用すべき資金が系統内への消化が非常に低いというところは残念に思つております。

ただ、この場合に、ただいまお示しのように、員外貸し付け等を御指摘になられました。あるいは農林中金の場合の関連産業貸し付けなども相当な額になつておるのでございまして、こういう員外貸し付け、関連産業貸し付けが、預金者のためにあるいは農村のために全然密着しておらない、こういうことではないと思つております。時に地域開発の上に役立つとか、あるいは本目する御説明申し上げておる通りに、農村に必要な資材の買い付けの上の融資とかいろいろな面で活用されておるわけでございますが、しかし、いづれにしても、できる限りその関連をされていく系統内運用の比率が高まるということは好ましいことでございまして、そのことを考えますならば、そういう資金需要の起るような農業の体制というものが必要である、いわゆる農林漁業の振興がはかられておらなければ資金もまた必要ではないではないか、こ

う言われれば、それともまたごまかすことではないか、私どもとしては、基本的な農業の振興、林業の振興、こういうことにつとめ、そして資金が系統内で運用されるように指導してまいり

たいと思つております。

○角屋委員 今度の農林中央金庫法の一部改正で、中金が直接農業者に対する直貸しの道が開けるあるいはまた十四条ノ三に関連をいたしました、地域開発の貸し付けあるいはその他の特別貸し付けというふうな三つの業務が新しく開かれることに相なつたわけでございますが、これは私ども党で中金法の一部改正の問題点を論議した中에서도真剣に議論した問題でございますけれども、問題はそういう地域開発の貸し付けなりあるいはその他の特別貸し付けという点について是非の問題ももちろんありますけれども、同時に、いかにして適正に、しかも厳正にこれが運営されていくかというふうな問題がより實際問題としては重要になつてくる。農林中金でも、共和製糖はじめ、かつて私どもの記憶に新たな問題がなかつたわけではないのでありまして、先ほど来、農林委員からも質問のようなあるいはまた農林委員からもきく問題指摘のありましたような、いわゆる商社等に対する貸し付け等をめぐむいろいろな問題も現実に起こつておるわけでありまして、こういった直貸しあるいは地域開発の貸し付けその他の特別貸し付けというものを対するこれらの農林大臣としての指導監督の基本方針は何かということについて、明確にしたいと思つております。

○櫻内國務大臣 ただいまの御質問の、これからの新たな業務、これを遂行する上についての基本的な姿勢ということでありまして、第一には、所屬団体に対する本来的な業務に支障を来たさない範囲である、これも当然だと思つております。それから、農林漁業及びそれをめぐる環境諸条件の変化等に対応するとともに、農林中金に集積された資金の有用な活用をはかるものである。しかも、新たにそういう観点から行なわれる業務であるので、そういう新しい方途を考へるのでありますから、慎重と申しましようか厳正と申しましようか、そういう必要性はあると思つております。また、系統各段階との緊密な連携のもとに行なわれる必

要があると思います。このような観点に立つての業務について、認可等によりこれらの業務の目的が達成されるよう十分指導してまいりたいと思います。

この直貸については、単協、信連の貸し付けの補完をするんだ、そういう役割を持って。しかし、個々の大口需要者に適確に対応していく、こういう二点は非常に大事ではないかと思ひます。

また、地域開発のほうにつきましては、公共的性格を持つ事業に限定をする。地元単協との意思疎通に遺憾なきを期する。また地元農林漁業地域の発展に寄与し得るものであるという点を指導のポイントといたしたいと思ひます。

なお、その他特別貸し付けでございますが、農林中金の資金事情に照らして真に必要な最小限度のものにとどめることにいたしたいと思ひます。以上でございます。

○角屋委員 直貸の問題については、いままでの委員会の議論の中で、中央、地方を通じての融資協議会等を設けて連携のもとにやるというふうな御方針等についても出ておるわけでありすが、いずれにしても、いわゆる先ほどのような地域開発への貸し付け問題あるいは十四条ノ三の二項にありますその他の特別貸し付けというふうな新たな問題については、当然農林中金としてもこれらのものを取り扱っていく場合の組織体制というものについては万全を期していかなければならぬということにならうと思ひます。

現在のところ、農林中金は本所の機構なんかを見ますと、総合企画本部とかあるいは資金本部とか組合金融本部とか審査本部とか融資本部とかいうふうな、いろいろ組織が本所機構としてもあるわけですが、こういった新しい業務を適正かつ厳正にやるためには、専門家も必要になるだろうと思ひますが、同時に、体制の整備については遺憾のないようにしないという、逆にこういう新規業務を与えたことによつて系統金融のかねえの軽重を問われることに相なつてはなら

ない、こう思ひわけでございますが、大臣として、農林中金の新規業務を受け入れるための組織体制というものについては、どういふ指導方針でいこうとするのかということについてお答え願ひたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 今回の新たな業務を遂行する上におきまして、農林中金が系統組織の意思を十分反映し得るよう系統各段階との連絡協調体制、下部段階での業務代理等の体制整備をはかることも、御指摘の農林中金内部組織についても、これら新しい業務については、それが十分定着するまで本所において決定することにいたしたい。長期的にあるいは総合的な観点から行なうため、特にその貸し付けの審査、管理についての組織の拡充強化をはかるよう指導してまいりたいと思ひます。当然のことでございますが、農林中金においても、今回の法改正後においてこれら業務に十分対応できるよう、組織の充実強化をするよう検討をしていきたいと思ひます。

○角屋委員 この際、本日参考人として御出席願ひました中金の片柳理事長のほうから、いまの問題に対して、法律改正が通った以降において、新規業務のいわゆる受け入れ体制というものの含め、機構その他についてはどういふ構想で万全を期されようとするのか、その辺のところをお答え願ひたいと思ひます。

○片柳参考人 法律の改正案が通りますれば、当然それに即応いたしまして、私どもの体制整備なり特に貸し付けの審査能力を整備してやつてまいりたいということでございます。

御指摘のようによ、かつて共和製糖問題でも苦い経験がございまして、現在でも融資本部と審査本部両方面でダブルチェックのシステムをいまでも講じておるような次第でございますが、体制の整備なり審査能力の整備は金融機関としては基本的な問題でございますので、御指摘のような次第に沿ひまして現在総合企画本部についてこの間プロジェクトチームを設定いたしまして、内部の機構の整備やらその他の問題について鋭意検討中で

ございます。新しい業務でございますから慎重に処すべきことは当然でございますが、しかし、反面、せっかくの改正の趣旨が生かされぬでも困るわけでございますので、改正の趣旨の通りまして前向きには対処していきたいと思ひますが、その間きわめて慎重に善処してまいりたいと思ひます。

御指摘のような直貸のほうは本来の業務というところにならうと思ひますが、地域開発なりいわゆる特別貸し付けは本来の業務に支障のない限度においてやるということ踏まえまして、またいま農林大臣からの御答弁もございましたが、当分の間は各県ごとに支部長の認可もいただいた上で慎重に取り進めてまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

さらに人事の配置なり、特に為替業務等の関係もございまして、私どもの研修施設が相当整備されておりますので、そのような研修施設も活用いたしまして、新規貸し付けの態様なりあるいは為替等の業務の習熟には今後最善の努力をなしてまいりたいというところでございまして、要しますに、せっかく新しい道を開いたのでございまして、それから、あまりせっかくでなく慎重に、しかし、改正の所期の効果を逐次あげてまいりたいというところでやつてまいりたいと考えております。

○角屋委員 この農林中金法の第十二条のところに「農林中央金庫ニ審議委員十人以上ヲ置ク」としてその目的等が書いてあるわけでありすが、けれども、こういった新規業務等の問題については、この十二条で設置されております審議委員会というところでも基本的な問題については議論をされ、そして方針を打ち出されるというふうにも考えるわけですが、いずれにしても、従来からの中金の運営並びにこういった新規業務を含めた新しい中金の体制という場合には、その組織、運営については実に明確な、きちとした体制整備が必要だろうと思ひけれども、この審議委員会

の運営の問題とからんで、これらの体制整備について重ねて農林大臣からお答えを願ひたい、こう

いうふうに思ひます。

○櫻内閣務大臣 今回新たにいろいろ業務を行なうのでありますから、特に系統各組織との連携が必要であるばかりでなく、農林漁業についての総合的な観点、一般経済との関連についての視点が重要であると思ひます。したがって、系統団体の代表者や農林漁業に造詣の深い学識経験者よりなる審議委員会において従来から業務運営の重要事項については審議を行なってきたところでございますが、今後一そうこれらの業務運営の考え方についても慎重な審議を受け、その意見を業務執行上に反映させて、法改正の趣旨が遺憾なく達成されるように指導してまいりたいと思ひます。

○角屋委員 さらに、この新規業務の問題に関連をいたしまして、認可のしかたの問題でありますけれども、通常中央の行政官庁の場合であれば、各地方自治体その他から予算要求が出てきて、そしてヒヤリングをやり、そして審査をして、年度当初でおおむね全部をきめてしまふというやり方をやるわけですが、今度の新規業務の認可のしかたとしては、こういった年度初めの一本認可方式というものに重点を置くのか、あるいは今日の状態から見ると、年度の上半期ぐらいまでの間に来るようなものは、ダイナミックにそういうものの審査を的確にやつて、そしてその年度の資金運用の範囲内で認可をして回転をさせていくか、といったような認可の方式の問題について、ひとつこれからの運営の考え方を大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 結論から申し上げますと、個々に一件ごとの認可を随時そのつど行ないたいと考えております。当然なことながら、対象法人、対象事業の適格性、対象地域等の限定、地元系統農協の意向のしんしゃく等、種々の条件を十分考慮して貸し付ける必要があると思ひます。

○角屋委員 いま認可の場合の運営として大臣からお話のように、対象法人、対象事業の適格性あるいは対象地域等の限定、地元系統農協の意向のしんしゃく、そういうふうないろいろな条件を

十分考慮して認可を与えていくというふうにお述べになりましたが、そこで、本日までの段階で問題になってまいりますが、最近の土地の買い占め、売り惜しみで非常な批判を受けておる商社等に対する貸し付け問題というふうな点は、事業の適格性ということもさることながら、対象法人そのものが世上の指導を受けるというふうな場合は、企業の倫理性から見て、その姿勢が改まらない限りは融資はやめざるを得ないというふうな姿勢も、やはりあわせ考えられなきやならぬのじゃないかというふうにも率直に思うわけでございまして、いわゆる認可にあたっての新規事業の貸し付けについては、いま申しましたようなことも含めた姿勢でいかれるのかどうか、その辺のところについてお答え願いたいと思います。

○櫻内閣務大臣 この基本的な方針あるいは考え方を申し述べておるのでございまして、いま企業の倫理性から、一体いろいろ批判を受けておる商社に対する貸し付けをどうするか、こういうお尋ねでございまして、今回の場合の、たとえば地域開発といつても、これは非常に公共的性格の強い資金貸し付けでございまして、こういう点については問題になってこないと思つてございまして、また、先ほど申し上げました、その他特別な貸し付けというものにつきましても、具体的な事例に対処しなければわかりませんが、一体商社がその場合の対象になり得るものかどうかということについては、いまここで私として、具体的な事例であり、あるいは商社全般に影響がある問題でございまして、一つの商社には貸さない、他の商社には貸すというふうなこともできかねるわけでございまして、いま私としてはのびのびとしたお答えができかねますが、事務当局におきましてもし基準等が考えられておりますならば、かわつてお答えをさせていただきます。

○内村(農)政府委員 商社に対する貸し付けにつきましては、今回の地域開発貸し付け、あるいはその他の特別貸し付けのときに商社が登場してくるということはまずあり得ないというふうにお考え

ます。そこで、商社貸し付けは従来どおり関連産業貸し付けでやるわけでございしますが、先ほどから御答弁申し上げておりますように、役所としては遺憾ないように中金を指導してやっていきたいというふうにお考えしております。

○角屋委員 直接仕事の関係にあります中金の理事長のほうで、新規業務、関連産業での委員会の質問は、関連産業での問題の指摘があつたわけですが、いわゆる対象法人とか、あるいは対象の仕事の適格性とかいう問題に対する基本的な方針としては、どういうふうにお考えいただけるのか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○片柳参考人 地域開発貸し付けなり特別貸し付けの対象は、いま内村局長の御答弁のように、まず商社は対象にならないと考えております。地域開発につきましても、前回の御質問にもお答えしたのでございしますが、あくまで公共性の強い仕事であるということ、それから地元農民なり農協の完全な了解があること、それからやはり農村なり農協サイドで地域開発がされるという、そういう三つの点に重点を置きまして、しかも政府の一々の認可をとりまして対応してまいりたいというふううに考えております。もちろん先ほどの審議委員会等については、一々個別の案件は付議いたしませんけれども、いま申し上げましたようなことをさらに具体化したしまして、根本的な融資の態度につきましましては審議委員会でも十分御審議をいただいて、過誤なきを期してまいりたいというふううに考えております。

○角屋委員 農林中央金庫法の第六章の「監督及補助」のところ、先ほど稲富委員の質問にも関連してちょっと二、三項御指摘がございましたが、二十八条では「主務大臣必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ命ジテ業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得」と、二十九条では「主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ職員ヲシテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得」と、三十一条では「主務大臣農林中央金庫ノ業務ノ運営又ハ財産ノ管理ノ適正ヲ期スル為必要アリト認

ムルトキハ農林中央金庫ニ対シ業務ノ方法ノ制限ヲ命ジテ之ヲ監督スルコトヲ得」と、三十二条では「農林中央金庫ガ法令、定款又ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止又ハ理事長、副理事長、理事若ハ監事ノ改任ヲ命ズルコトヲ得」と、やはり相当、業務、財産の状況の検査、あるいは業務の方法の制限、場合によっては業務の停止というふうなことが主務大臣の監督としていわれておるわけであります。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
したがって、具体的に関連産業の問題にしろ、あるいはこれからの新規業務の問題にしろ、やはり姿勢としては、この条項に基づいて、問題があればき然たる姿勢で臨んでいくというのが、この主務大臣としての農林大臣の姿勢でなければならぬと思うのですが、その点はいかがですか。

○櫻内閣務大臣 各条項は第六章「監督及補助」の中に含まれておる事項をお示しであつたと思ひます。私は大蔵大臣とともに農林中金に対する監督の責務にあるということに当然考えなければならぬこととございまして、必要がありましますならば三十一、三十二、三十三の条項を發動する場合はあるかと思ひますが、現在、理事長をはじめとして、有能なる理事諸君によつて運営をされておりますので、いままでのところ、特にこの第六章の各条項を發動いたしたということはない、私になりましてからは特にそういうことがないわけでございますが、ないだけにその責任を十分痛感を感じてございまして、これからの農林中央金庫に対しての監督あるいはその他のことにつきまして留意をいたしてまいりたいと思ひます。

○角屋委員 大臣は肝心なところになると必ずしも歯切れがよくない。これは条文に基づいてやはり必要がある場合にはき然としてやるべきである。これは系統金融の性格というものを踏まえた、それを指導監督していく大臣の姿勢であらう。何もしない、やほりというき然たる姿勢で臨んでいかなければならぬ。従来も問題がなかったわ

けではないし、これからのき然たる姿勢でなければ問題を生ずる危険性が十分あるというふうにお考えです。これはやはり監督指導にあつてはき然たる姿勢で、法に基づいて運用をしてもいいたいということ強く望んでおきたいと思ひます。

農協協同組合法の一部改正については、ずいぶん本委員会でもいろいろ議論されてまいりましたが、そのうちの数点のみについて問題をしばつてお尋ねをいたしたいと思います。

第一点は、第十條の五項の問題、いわゆる宅地等供給事業の問題であります。顧みましますと、四十五年の農協法の一部改正のときに私も社会党は、この十條の五項の、いわゆる農協がこの問題の取り扱いとして農地等処分事業がやれるようになるという条項を含めて、総代会問題あるいはまた一人一票制の問題等々で反対をした経緯がござい

ます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
これは農協の基本的な性格から見ても、農協自身が農地等処分事業をやつていく、あるいはさらに改正で補強されまして宅地等供給事業をやつていくということには、率直に言つて問題がないわけではございません。筋論から見ても、農協自身がそういうものをやるべきでないという強い意見ももちろんございまして、また反面、昨年来の日本列島改造論から土地の買い占めあるいは乱開発というふうな状況が出てまいつております現状から見て、民間デベロッパーや不動産業者の恣意にまかすわけにはいかない。これはもちろん国並びに地方自治体の土地政策というものが基本にならなければならぬわけでありましても、恣意にまかせるわけにはいかないというふうな状況等も出てまいつておりました。また同時に、農地等処分事業が四十五年改正ですべり出しました以降の都市周辺その他の関係組合あるいは組合員というものの意見や、そういった地域の立地条件というふうなものの中には、むしろ農地レンタル方式というものが関係者の中でも要望の意見として出てき

ておるといふ現実も、やはり私どもとしては無視することはできないだろうというふうには考えておるわけですが、しかし、こういった宅地等供給事業というものを農協自身が仕事としてやる以上は、農協本来の性格から見ても、やはりきつとした姿勢でいくことが当然必要である、こう思っています、そういう点について政府はこれからいかなる指導方針で対処されるようとするのか、この点は非常に重要でありますので、明確にひとつお答えを願っておきたいと思ひます。

○農内閣務大臣 御質問のような御懸念がいろいろあると思ひますので、農協が宅地等供給事業を実施するにあたりましては、あらかじめ宅地等供給事業実施規程を設けさせまして、その実施規程を通じて指導監督に遺憾のないようにしたい。そういうものをひとつ農協につくらすということをお願いしていただきたいと思います。今回の宅地等供給事業における制約があるのは当然であらうと思ひます。たとえば公共的土地利用等の適切な調整を通ずる農地保全への配慮、あるいは組合員の需要にこたえるための事業であるから、組合員からの委託により実施する方式が原則であるということなどが買われる必要がある、かように存する次第でございます。

○角屋委員 この点で当然優良農地をあくまでも確保していくということが農協としては鉄則であります。同時に、こういった宅地等供給事業を必要とするような条件の地域というものが今日存在しておることも事実であります、そういう場合には、やはり組合員の需要を基本にして、組合員からの委託に基づいて実施をする、これが当然原則になる。そういうものを織り込んだ実施規程に当然していかなければならぬ、これが買われるというところが当然運用の基本原則だと思ひわけでありませうけれども、その点はそのように明確に理解してよろしうございませうか。重ねて、重要な点でありますので、お伺いしておきます。

○農内閣務大臣 それは御指摘のとおりでございます。

ます。

○角屋委員 最近の系統の資金というものは相当上昇傾向にございまして、その中の相当部分は、土地の売買による資金というのが系統の中に預金として入ってくるという状況にございまして、私、農業協同組合の貯金高のベストテンを資料として出してくれということで、資料をもらったわけですが、一番トップは横浜南農協の四百三十六億五千七百万円、これがトップでございまして、横浜北の三百九十六億一千八百万円、以下堺市、姫路市、福山市、川崎市中央、福岡市、相模原市、岐阜市、神戸市西、ベストテンの最下位にありますが神戸市西の場合に二百二十八億三千八百万円というところで、これは組合員数の関係、地域の広さの関係がありますから、この貯金高だけで必ずしもいきまされなくても、とにかく単協として最高は四百三十六億五千七百万円からの貯金高を持っておるというところに来ておることは現実であります。

そこで、こういった状況から見ても、宅地等供給事業の関係については、都市計画区域の中の市街化区域あるいは市街化調整区域、農業ゾーパークからすれば重要な農業振興地域あるいはその他の地域というふうな関連の中で、これから宅地等供給事業が事業としてやられていくであろうというふうな地域については、どういうふうな農林省としては予測しておられるか。われわれからいへば、農業振興地域等については、農業生産のシニア確保の意味からいっても、また優良農地確保の意味からいっても、ここは非常に重要である。しかし、都市近郊、その他農村地域工業導入法に伴う関連の仕事というふうなものも当然起ってくるだろうと思ひますが、これらの問題の今後の方向についてはどういうふうな判断をしておられるか、これは事務的な点でございまして、大臣でなくてもけっこうございませうけれども、大臣からでもお答えいただきたいと思います。

○農内閣務大臣 宅地等の供給事業は、その実施地域が主として市街地周辺の区域が対象となる、

これは申し上げるまでもないと思ひます。その他の地域でありまして、農業振興地域内の農用地区域など農業の振興をはかる上において必要とみなされる地域以外の地域で、大規模な住宅団地あるいは工業団地の造成、または農村地域工業導入法に基づく工場導入等が行なわれるものについては、例外的に本事業の対象となる場合があり得ると考えている次第でございます。

○角屋委員 次の問題は、技術的な関係の問題になるわけですが、いよいよ実施するとなると、重要な問題であります、農協が宅地等の供給事業を実施するに際して、設計、建築等の有資格者を確保するとかいろいろなことで、総会で定款をきめて承認を得るとか、いろいろなことももちろん民主的に行なわなければなりません、こういう体制整備問題の運営については農林省としての指導はどういうふうなやっていくのか、こういう点についても明確にひとつお答え願ひしておきたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 農協が宅地等供給事業を行ないます場合には、宅地の造成、住宅等の施設の建設、その取引及び管理等の業務を内容とするものでございまして、専門家がいる必要があるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、そういった業務を担当する建築士等を組合に配置することが必要であるというふうな考えております。

しかしながら、全部の組合、これから組合はこういった事業をやるためには定款を変更し、さらに業務規程をつくって行政庁の承認を得るわけでございますが、全部の組合にそういった建築士を配置することが不可能な場合もあると思ひますし、また農協自体がそういった事業を直接はやらさない、外にこれを委託するという場合もございまして、経済連あるいは全農等にそういった建築士等を養成いたしました、単協で建築士の確保が困難なところには、そういったところから援助をしたいというふうな考えております。現に、これは昭和四十七年十月一日の数字でございますが、

いわゆる宅地建物取引免許を取っておる農協が単協で六百八十七組合ございます。そこで宅地建物取引主任者、これは試験があつて、その試験を受けて資格を取るわけでございますが、すでに二十人近くの人間が育っているということでござい

ます。そういう意味で、農協は十分対応できるだけの能力を持っておるものというところで、私どももいたしましては、今後取り扱ひ規程の認可等につきましても、こういった点を十分考えながら指導をしたいというふうな考えております。

○角屋委員 私どもは、宅地等のこういう供給事業を農協が積極的にやるといふのは、必ずしも歓迎をする気持ちにはなり得ないのでございまして、しかし、こういうものがやられる以上は、優良農地を確保しながら適正に行なわれていくということが必要だろうと思ひます。

ただ、農民の住宅等の確保とかいったような問題では、内村さんは外地が多かつたわけでありませうけれども、アメリカでは農民住宅局というのが農林省の中にある。もちろんアメリカの場合も住宅都市開発省というのが別にございまして、農林省の中に農民住宅局というものが設置をされておるといふ他国の例等もあるわけですが、やはりこういう事業が行き過ぎないように適正に行なわれるためには、農林省自身の中にこういうものに対する監督指導、その他に誤りのない体制について、必要最小限のものをはやりきちつとしておく必要があるのではないかと。こういった面はこれからどういうふうに対処していかれるか、お答えを願ひたい。

○内村(農)政府委員 非常に重要な問題の御指摘があつたわけでございます。そこで、私どももいたしましては、農協を監督しているわけでございますので、農協の監督という面を通じてこの事業の指導に遺憾ないようにやっていきたいと思ひます。

そこで、農林省の中にこういった宅地開発を行なう課なりあるいは係を設けるかどうかという点

つきましては、これはアメリカの場合にはそのようになっているかと思ひますけれども、わが国の場合には、またいろいろ行政機構内部の問題もございまして、慎重に検討を要する問題かと思ひますが、いずれにいたしましても、農協の行ないます宅地等供給事業につきましては、農協の監督面を通じて遺憾ないようにしなければならぬというふうなことを考へております。

○角屋委員 次は、これはもう本委員会の中で、都市農協のあり方を含め、農協の組織問題というものは、大型合併に伴う組織三段階、事業二段階制の音があつたり、あるいは前々からもちろん話題としては出ておりましたけれども、一郡一農協という例はございまして、一県一農協というふうな問題が従来からも論議されておるような経過もあつたりしまして、いわゆる農協の組織運営の今後のあり方という問題がやはり基本的に検討されなければならぬ。私も党としてもそういうことをやってみなければならぬ時代に来ておると思ひますけれども、たまたま農林省としても、その必要を認めて、検討会を設けて検討するといふふうな準備されておられるわけですが、この場合にどういふポイントを検討されていくかとするのか、これらの点についてひとつ簡潔にお答えを願ひたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 正直に申し上げまして、お話しのような根本的な検討の必要性ということについてはこれを痛感しております。検討会の発足ををはかるうとしておるわけでございますが、実を言つと、検討項目というふうなものにつきましては、まだ省内でも話がまとまっております。大体の方向を申し上げますならば、都市化の進展に伴う農協の変質と今後のあり方、それから農協合併の進行に伴う系統組織のあり方、金融効率化政策進展下における系統金融の刷新、合理化対策などを一応考へてみたい。まだ、はつきりこれこれの項目で検討会をしようということではございません。

○角屋委員 大臣から、この検討会の検討項目に

ついては、問題意識ははつきり持つておられると思ひますし、大体こういうことを検討しなければならぬだろうという点についても、これは考へておられると思ひますけれども、やはり最近の時代の時流に流されて、農協自身の姿勢を私どもが見ておりました。これは問題があるんじゃないかという考へがいたしますし、それから同時に、農政全般についてもさうに思ひますし、やはり原点に返つて農協本来の組織運営はどうあるべきかという点については、農林省も担当省としてひとつ真剣に取り組んで、方針を出してもらいたいというふうな強く要請をいたしておきたいと思ひます。

こういった農協の組織運営のこれからのあり方というものを対する真剣な検討をやっていくといふことになれば、農林省は、農協ばかりでありませんで、漁協もある、あるいは山間部については森林組合もある、こういうことで、やはり農協、漁協、森林組合という農林漁業のそれぞれ基本組織になつておるものがあり方と将来展望というもののについてもあわせ検討していくことが必要であらう、こういうふうな思ひます。

その場合に、これは森林法一部改正の中で、森林法に包含されております森林組合及び森林組合連合会というふうなところで本来は議論するのが本筋かもしれないけれども、やはりこういう農協、漁協、森林組合という対比ということもございまして、かねてから、この森林組合につきましても、森林法から引き離して単独立法として制定をすべきである。これは過般の森林法の一部改正のときに私から特に注文をつけて、委員会の合意を得て、森林組合の単独立法の制定について積極的に検討することというのが数年前に附帯決議で付された経緯がございまして、また、関係業界からは、林業協同組合法の単独立法制定という強い要請が数年来高まつてきておるわけであります。

同時に、信用部門についていふならば、信用組合については、農協、漁協と対比をいたしまして、

やはり信用部門は制約を受けておるわけでありすが、こういった信用部門の拡大問題ということについても前向きに取り組まなければならぬだろうというふうな考へておるわけでありまして、これら諸点について農林大臣としてどういうお考へであるか、承つておきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 林業協同組合制度の制定等を森林法から分離することにつきましては、森林組合を他の協同組合と同様に経済団体として純化しなければならぬという法律制度的な問題がございしますが、最近における林業を背景として公益的機能と経済的機能とをあわせ有する森林組合の役割に對する期待が一そう高まつておる中で、森林法から切り離して公益的役割を希薄化することは適當ではないんじゃないかという気がするのでございまして、たいへん恐縮でございますが、さらに慎重な検討をさせていただきますと思ひます。

また、信用事業につきましては、その性質上、組合員保護等の観点から、事業の安定的な運営がとりわけ重要でございますが、森林組合については財務及び経営の基盤の面でまだ必ずしも十分とはいへない実情にあると考へさせられますので、当面は今国会に森林法の改正の提案をしておる制度改正等の実現をはかりまして、これらの面の整備充実を進める中で検討をさせていただきます。こういうことであります。

○角屋委員 おおむね時間も近づいてまいりましたので、最後に一点希望を申し上げて、この際質問を終わらせていただきますと思ひます。

いまの農業協同組合のこれからの組織運営についての検討というものは、農業協同組合にとどまらず、大臣から森林組合についての御答弁もございしましたが、農林省でございまして、漁業協同組合、森林組合等についても現状と今後の発展方向をどう考へるかという点についてはやはり真剣に検討を進めてもらいたいと思ひます。

同時に、その際に、これは注文として申し上げておきたいのでありますが、そういうことが現実的に適當であるかどうかということは十分検討し

なければならぬと思ひますけれども、私は数年前の議論のときにも若干個人的な議論として申し上げたのでありますが、山間部に行く場合に、森林組合と農業協同組合とを地域組合として一緒にした混合組合方式を考へてはどうか。これは上部団体との関係その他から見ても、そういうことが有効であり、また適切であるといふことになるのには、いろいろ関係団体の自主的組織でありますから、天下りのにそういう方向でやるべきことではないかもしれないけれども、しかし、そういうこと等についてもやはり真剣に検討する必要があるだろう。そして関係団体の検討あるいは理解と協力も得て、そういう条件のところについては自主的にそういう道を開くということも含めた農協、漁協、森林組合のこれからのあり方についての総合的な検討をひとつ注文として希望しておきたい、こういうふうな思ひます。

あと最後に結びをすべきところでありますが、皆さま勢ぞろいでお待ちでありますので、私の質問はこの程度で終わらせていただきます。

○佐々木委員長 参考人には本日御出席いただきましてありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。

午後五時十八分休憩

午後六時二分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は終了いたしました。

○佐々木委員長 ただいま議題となつております両案中、まず農林中央金庫法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し

ます。藤山博君。

○藤山委員 私、日本共産党・革新共同を代表して、農林中央金庫法の一部を改正する法律案に對し、反対の態度を表明し、以下その理由を申し述べたいと思います。

最初に私は、農林中金が系統金融の中央機関として今日まで果たしてきた一定の役割りを否定するものではありません。したがって、農林中金の存続には賛成です。しかし、農林中金は、農林漁業を取り巻く今日のきびしい情勢の中でこそ、農漁民にこそ密着した本来の姿に立ち返り、その任務を果たすべきであります。その立場に立てばこそ、私は改正案に反対するものであることを、まず明らかにしておきたいと思ひます。

反対の第一の理由は、農林中央金庫が、農漁民組織のための金融機関であるという本来の性格を忘れ、一般金融機関化する方向で今日の困難を回避しようとする姿勢についてであります。

為替業務の一般化等は、確かに一定の現実的な要求によるものであります。しかし、中央金庫の代理業務を単協にまで行なわせるとしていることとあわせ考えるなら、信用事業に傾斜し、営業指導面が手抜きになりつつある現在の単協の傾向に、一そう拍車をかけることになるのは避けられません。また、ますます専門化していく信用業務にこたえられないという理由で、単協の合併、大型化が要求されてくることも確かであります。

特に重大なのは、改正案が余裕金の運用という規定をはずしていることです。所属団体への貸し付けを本来の業務とし、それ以外はいくまでも余裕金の運用であるというのが、農林中金の性格から見て当然です。これが農林中央金庫法の本来の精神でもあります。改正案は、この規定を取り除き、若干の制限はつけつつも本来業務に準ずる扱いとし、一般金融機関の資金運用と大差をなくしようとするものですから、重大な誤りであります。このような改悪を認めるわけにはいきません。

反対の第二の理由は、資金運用の拡大のために、貸し付け対象を無制限に近くしようとしていること

と、長期資金の貸し付けを一般化したことである。

今日の中金資金のたぶつきは、農業の健全な発展によるものではありません。農業の危機を一そく深刻にさせている大企業、大商社等の買い占めによる土地代金であり、出かせぎなど農外収入の増加がもたらした預金の増加であり、農業白書も明らかにしているような、農業の後退からくる農業投資の減退によるものであります。この資金のたぶつきを恒常的なもの、不変のものとし、長期大口の貸し付け先を拡大することは、ゆがめられた現実を是認するものであるし、農漁民の資金需要を大きく制約することになるのであります。現行法の余裕金の範囲内で、しかも原則として短期資金という制約があることでも、三井物産、三菱商事、丸紅飯田等の大企業、大商社が関連産業という名目で多額の融資を受けています。これはわが党の津川委員がきのうきびしく追及したとおりであります。これらの商社が農地や農産物を野方図に買い占め、価格をつり上げて社会的非難を浴び、農業破壊に一役買っている事実を見ても、所属団体以外への貸し付けをもっと厳格に制約するのは当然であります。

ところが、改正案は、このような傾向を改めようとするのでなく、逆に農林中金の貸し付け対象を拡大し、国土破壊の元凶として国民の批判を浴びている日本列島改造計画に基づく農村の地域開発や大規模工業開発、高速道路、新幹線などの交通通信ネットワークの建設資金にさえ融資の道を開こうというねらいを持っています。これらの貸し付け対象が、わが国農業の発展に寄与するどころか、農業を破壊し、農民を農業から追い出す役割りを果たものであることを考えれば、改正案の誤りは明らかであります。

わが党は何よりも農業生産の後退、農業への投資意欲をそなっている今日の反動的、反農民的な自民党政権の転換を要求いたします。米作減反の押しつけをやめ、無制限な農産物の輸入自由化を抑え、国内自給率を高め、生産者米価の引き上げ

をはじめとするおもな農産物の価格保障制度の確立、農用資材の独占価格の引き下げ、税金の減免などを行なう、日本農業を自主的、総合的に発展させなければなりません。こうして農民の資金需要を引き出すことが、根本的解決の道であることをあらためて強く主張するものであります。

さらに、中小農民への貸し付け差別をやめ、手続を簡素にし、貸し付け金利を引き下げ、担保条件を緩和するなど、組合員が系統資金をもつと容易に活用できる道を開くことがきわめて重要であります。

以上の立場から、私は改正案に反対することを明らかにして、討論を終わります。

○佐々木委員 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 私、公明党を代表し、農林中央金庫法の一部を改正する法律案に對し、次の理由により反対の態度を表明するものであります。

今回の改正案の大きな柱の一つである農林中央金庫の存立期間に関する規定の整備ということ、現在の農林中央金庫が、農林中央金庫法に基づいて設立され、さらにその存立期間も、本法の第三条で、設立許可の日より五十年と定められており、その期間が昭和四十八年十月三十日をもって満了することから、この第三条を削除することにより農林中央金庫の存続をはからんとするものであります。

現在、農林中央金庫に関する問題は、当然農協系統全般にかかる問題とも密接に関連を有し、今後ともなお解決すべき多くの問題をかかえていることは事実であります。しかし、農林中央金庫が今日の時点で果たすべき役割りを考えると、その存続をはからうとすることにわが党もやぶさかではありません。

農林中央金庫から貸し付けられるようその範囲が拡大される結果となることが懸念されるのであります。

わが党は、系統資金なるものは、本来農業振興のため強力農業者並びに農業団体等、またはさらに拡大するにしても、少なくとも農業振興のために密接に関係のある産業等に限定すべきであるという強い主張を持っています。たとえ農林中央金庫は多額の余裕金を保有しているように、安易に一般の営利企業に貸し付けたりと道を開くことにより、この際、農林漁業金融公庫等との融資に関する交通整理を行なうとともに、国からより大幅な利子補給措置がはかられ、系統資金の貸し付けがより低利で長期なものとなり、組合員等への融資が円滑に流れていくよう抜本的な改正をすべきであつたと思ひます。

よって、わが党は本法の一部改正には反対の意見を表明するものであります。

以上をもつて反対討論を終わります。

○佐々木委員 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

まず案文を朗読いたします。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議(案)

農林中央金庫は、今後も農林水産業者の組織する協同組合等の中央金融機関としての基本的性格を維持しつつ、わが国農林水産業とこれとをとりまく諸情勢の変化に対応して、所屬団体及び農林水産業の発展のための金融業務を中心に適正に業務を行なう責務を帯びている。今回五十年の時限を解消し一部改正されたが、なお十分とはいえず近い将来農林金融に適するよう抜本的改正を行なう必要があると思考される。よつて、政府は、本法施行に当たつては、同金庫の金融機能が十分に發揮されるようその自主性を尊重しながら左記事項について適切な措置を講ずるべきである。

記

一 農林水産業者に対する直接貸付については、所屬団体の機能を補完する見地から、系統組織の行なう経営指導と関連しつつ相互の連絡調整に十分配慮して行なわせること。

二 地域開発資金の貸付に当たつては、当該地域の農林漁業者の意向を十分尊重し、特に農山漁村の振興発展に寄与するものに限定して行なわせるとともに特認法人に対する貸付についてはその対象法人の選定を特に慎重にすること。

三 消費生活協同組合に対する貸付については、その融資条件等について所屬団体に準じたものとするよう努めること。

四 副理事長および理事の任命に当たつては、系統組織の意向が適確に反映されるよう運用面で十分配慮すること。

五 自己資本の充実、資金コストの引下げ、事務の効率化等経営体質の改善強化と金融の効率化につきなお一層の努力を行なうこと。

六 農林中央金庫の業務に対する従来の指導監督のための諸手続については業務の実態に即し、その簡素化をはかるとともに関連産業、

特に総合商社への融資については投機等の行為が行なわれないように努めること。
なお、新たな業務については適正な実施を確保するため適切な指導を行なうこと。

右決議する。
これらにつきましても、委員会の審議を通じて十分審議されているところでありますから、この際、説明を省略させていただきます。

何とぞ各位の御賛同をお願いいたしまして、提案の趣旨の説明を終わります。
○佐々木委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対して別に発言もありませんので、直ちに採決いたします。

美濃政市君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○佐々木委員長 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。櫻内農林大臣。
○櫻内閣務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案について議事を進めます。
これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。中川利三郎君。

○中川(利)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、農業協同組合法の一部を改正する法律案に対し、次の理由をあげて反対の態度を表明するものであります。
その第一は、組合が員外利用制限のワケ外で行なうことができる資金の貸し付けを大幅に広げようとしている点であります。

近年に見られるような員外貸し付けの急激な増

加は、現行法のワケの中でさえすでに農民の営農資金への貸し付けを圧迫していることを明白に示しているものであります。このたびの改正案は、さらに一そう員外利用のワケを広げることによつて、この傾向にますます拍車をかけるものとなることは明らかであります。

また、このたびの改正案によつて、産業基盤または生活環境の整備を目的とする資金で、直接農業と関連を持たない法人にも貸し付けられるとしたことは、いま田中内閣が推し進めている列島改造の資金を農業金融の面からも吸い上げようとする意図を明らかにしたものであります。このことは都市近郊はもちろんのこと、純農村地帯にも、産業基盤整備を口実として、公害企業や農村地域の安上がり労働力を求めて進出してくる企業の基盤を資金面で準備してやることになり、それを農民の協同組織である農協自身が行なうという結果に道を開くものにならざるを得ず、賛成できないものであります。わが党は、農協が農業破壊の列島改造の資金調達に手を貸す員外利用のワケの拡大をやめ、日本農業の豊かな発展と農民の生活向上のために、系統資金の貸し付けの際の金利を引き下げ、手続を簡素化して貸し付けのワケを広げ、農民がもっと気軽に資金を利用できる民主的制度にこそ改善すべきであると考えているものであります。

反対の第二の理由は、農協に手形の割り引き、債務保証、内国為替取引、有価証券の払い込み金の受け入れ、農林中金、信農連等の業務代理等々を行なわせることによつて、農協の経営主義的傾向をますます強めようとする点であります。

これまでも事あるごとに強められてきた信用、購買事業偏重を一そう深めることによつて、農民の切実な要求である生産営農指導事業がますます軽視されていくことは明らかであります。さらに、農協が金融機関の委託を受けて債権の取り立てを行ない得るとする点、信農連の為替業務については員外利用制限の適用を除外する措置をとるなど、農協が農民の利益を保護するのではなく、逆

に農民に対立する傾向をつくり出すものであります。

反対の第三は、宅地などの供給事業の範囲を拡大する点であります。

都市地域における勤労者の宅地問題はきわめて深刻なものとなっていることは事実であります。しかし、問題は、改正案の思想である農民から農地を取り上げることによつては解決せず、今日世論の非難的になっている大資本の買い占めた土地を安く、緊急に放出させることにあることはあまりにも明らかであります。しかも、農民が土地を手放した場合のほかに、農協が農民から土地を借り入れてまで宅地を供給できるとした点は、農協が農民のためのものではなく、営利的側面を一そう強めることにつながるものであります。農協が農地の宅地化、工業用地化を進める、いわば不動産業偏重となることは、それ自体農協の存立基盤である農業を縮小させ、組合員の脱農業を促進するものであり、根本的に矛盾するものであります。

以上述べましたように、今回の改正案は農協法の第一条、「この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする。」ことにも明白に違反し、農協を列島改造のための資金調達、土地取り上げの先兵に仕立て上げようとするものであり、わが党はこの法案に対し賛成できないものであることを表明して、反対の討論にかえるのであります。

○佐々木委員長 林孝雄君。
○林(孝)委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案に対し、公明党を代表して反対の討論を行ないます。

最近のわが国農業をめぐるきびしい諸情勢の中で、農業協同組合の果たすべき役割りがきわめて重大なるものとなっている現状は周知の事実であります。しかし、今後の農業協同組合の組織管理、事業運営については本来の使命を決して妨げるも

のであつてはならないと同時に、今日に至つた原因として、政府の農政の貧困にその主因があると考えるものであります。

よつて、本委員会付託の農協法改正案に対し、公明党は次の点に重大な問題点のあることを宣明するものであります。

反対の第一の理由は、資金の貸し付け範囲の拡大についてであります。

改正案中の第十條第九項第二号等に明らかにされた内容は、組合員の利益に直接関係のない営利を目的とする一般の企業等にまでその融資のワツを拡大するものであるが、これは系統資金の本来の趣旨に反するものであるという点であります。

第二の理由は、宅地等供給事業の範囲の拡大についてであります。

今回の改正案の第十條第五項の第一号、第二号、第三号によれば、農協が農地を処分するその一環としてレンタル制の導入をはかろうとするなど、その事業の範囲の拡大が明らかにされてあります。これは明らかにその発想が本年の一月に提起された政府の土地政策要綱に基づいたものであり、農協を田中総理の提唱する日本列島改造論の一環に組み入れるものと断ぜざるを得ません。また、民間デベロッパー等の無秩序な開発に対して、農協が整然たる宅地等への農地転用事業を行なうという説明について考えても、現下の農地の乱開発の実情を見るときに、やはり農業振興の使命をになうという農協本来の趣旨からいって、純粋に農業を守る立場から、現行法以上に農協みずから農地転用事業を拡大するということは問題であると考えます。

以上、重大なる問題点を指摘し、農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する反対の討論といたします。

○佐々木委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。

農業協同組合法の一部を改正する法律案に賛同の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○佐々木委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○佐々木委員長 この際、本案に対し、柴田健治君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。柴田健治君。○柴田(健)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して、ただいま議決されました農業協同組合法の一部を改正する法律案に対しまして附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。
農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

最近のわが国農業をめぐる厳しい諸情勢のなかで、農業協同組合の果たすべき役割が極めて大なるものとなつてゐる現状にかんがみ、今後の農業協同組合の組織管理、事業運営等については、その本来の使命をふまえつつ、より一層の改善整備を図ることが緊要である。よつて、政府は、本法の施行にあたり、とくに左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一 農業協同組合の手形の割引、内国為替取引等の金融機能の拡充については、その安全なる運営確保のため、業務執行体制の整備等につき所要の措置を講ずること。

二 地域開発関係資金の貸付範囲の拡大に伴い、これが組合員に対する融資の円滑化を妨げるものがないよう十分指導すること。

三 農業協同組合の宅地等供給事業については、農協本来の目的にかんがみ、優良農地の確保を旨としつつ組合員の委託によることを原則としていやくも投機的行為にはしることを

とのないよう十分配慮すること。

四 生鮮食料品等の農産物の流通合理化に資するため、農協系統組織と消費生活協同組合との連携等により生産地と消費地との直結体制を強化するよう指導するとともに、消費生活協同組合が必要とする資金につき農協系統資金の活用を図ること。

五 農業協同組合の事業運営については、農業生産指導及び販売等の事業部門の拡充強化を図るとともに、いわゆる都市農協のあり方を含めた農協全般の組織運営等について所要の検討を行なうこと。

六 農業協同組合の経営近代化を促進するため、職員給与及び労働条件の改善等につき適切な指導を行なうこと。

七 農業協同組合の適正な事業運営と責任体制を確保するため、とくに行政庁による検査体制の強化拡充を図り、検査結果については速やかに行政指導を行なうこと。

右決議する。

これらにつきましては、委員会の審議を通じまして十分審議されるところでありますから、この際、説明を省略させていただきます。

何とぞ各位の御賛同をお願いいたしまして、提案の趣旨の説明を終わります。

○佐々木委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対して別に発言もありませんので、直ちに採決いたします。

柴田健治君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よつて、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。櫻内農林大臣。

○櫻内国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 なお、ただいま議決いたしました両案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 次回は明日、木曜日、午前十一時理事会、午前十二時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後六時三十三分散会

昭和四十八年五月十六日印刷

昭和四十八年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局